官報

号外

国会会議録

令和八年八月四日

○国会第二百二十一回　参議院会議録追録

事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十三日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書

秋田市では、令和八年一月一日時点の住民基本台帳に記録されている人口及び令和七年国勢調査（速報値）における人口がそれぞれ三十万人を下回った。これに伴い、人口三十万人以上という事業所税の課税団体の要件を満たさなくなったため、三十五年間徴収してきた事業所税の課税権限を失った。

西川将人衆議院議員（当時）が提出した「事業所税に関する質問主意書」（第二百十七国会質問第三号）に対する答弁（内閣衆質二一七第三号）において、政府は「事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その課税団体は、人口及び企業が集中することに伴い、都市環境の整備の重要性が特に認められる人口三十万以上の市等に限定されている」とした上で、事業所税課税の見直し等については、「実質的に課税団体を拡大することであることから、課税団体を限定する事業所税の性格を踏まえると、慎重な検討が必要である」と答弁し、課税団体の要件見直しには慎重な姿勢を示した。

事業所税が創設された昭和五十年当時は、人口増加及び都市化の進展に伴い、道路、上下水道、公園等の都市インフラの新規整備に係る財政需要が大きかった。一方、人口減少社会となった現在では、既に整備された都市インフラの維持管理及び更新に係る財政需要へと移行している。そのため、人口が三十万人を下回ったことのみを理由として、都市インフラ整備に係る財政需要が大きく減少するとは考え難い。また、事業所税の課税権限を失うことは、普通交付税の算定や自治体の一般財源に影響を与えることとなる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　事業所税の課税団体の人口が三十万人を下回った場合、政府は、都市インフラの維持管理及び更新に係る財政需要についても減少すると認識しているのか示されたい。

二　事業所税の課税権限を失うことは、普通交付税の算定や自治体の一般財源に影響を与えると考えるが、政府はその影響をどう認識しているのか示されたい。また、課税権限を失った結果、自治体の財政基盤に影響が生じることは、事業所税の課税の趣旨に照らしてやむを得ないと考えているのか示されたい。

三　人口が三十万人を下回ったことのみを理由として事業所税の課税権限を失わせる現行制度は、人口減少社会における都市インフラの維持管理及び更新に必要な財源確保の観点から合理的と考えるのか示されたい。合理的と考える場合、その理由を具体的に示されたい。

四　前記答弁において、政府は、事業所税の課税団体を人口三十万人以上の市等に限定している理由として、「人口及び企業が集中することに伴い、都市環境の整備の重要性が特に認められる」ことを挙げている。しかし、人口三十万人未満の自治体も、企業活動に伴い、都市インフラの維持管理及び更新に係る財政需要は生じている。事業所税の課税の可否を人口規模によって区別する合理的な理由について、政府の見解を示されたい。

五　事業所税は目的税である以上、課税の可否は人口規模だけではなく、都市インフラの維持管理及び更新に係る財政需要や企業活動の実態に即して判断されるべきと考えるが、人口三十万人という画一的な要件を維持する合理的な理由を示されたい。

六　政府は、人口減少が進む自治体において、都市インフラの維持管理及び更新に必要な費用がどの程度減少するか検証を行ったことがあるか示されたい。行っている場合、その内容及び結果を示されたい。

七　前記六の検証を行っていない場合、その理由とともに、人口三十万人という課税団体の要件が現在においても合理的であることを裏付ける客観的根拠を示されたい。また、人口減少社会における都市インフラの維持管理及び更新に係る財政需要と事業所税との関係について検証を行う考えはあるか示されたい。

八　人口減少社会となった現在では、財政需要の中心は都市インフラの新規整備から維持管理及び更新へと移行している。このような都市インフラ整備に係る財政需要の変化に対する政府の認識を示されたい。その変化を踏まえ、人口三十万人という課税団体の要件を含む事業所税の課税の在り方について検証を行う考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出事業所税の課税団体の要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出事業所税の課税団体の要件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、地方公共団体の個別具体的な事情により異なることから、一概にお答えすることは困難である。

二の前段について

普通交付税の額の算定については、事業所税の課税団体に対しては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定に基づいて事業所税の収入見込額を基準財政収入額に算入するとともに、都市環境の整備等に要する経費を基準財政需要額に算入することとしているが、御指摘のように「課税権限を失った」場合には、このような取扱いを行わないこととな

る。また、「課税権限を失った」場合の地方公共団体の一般財源に与える影響については、当該地方公共団体における財政状況その他の個別具体的な事情により異なることから、一概にお答えすることは困難である。

二の後段について

お尋ねの「事業所税の課税の趣旨に照らしてやむを得ない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業所税の課税団体は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）上、人口三十万以上の市等に限定されているところ、御指摘のように「人口が三十万人を下回った」場合には、当然に事業所税の課税団体ではなくなるものである。

三から五までについて

お尋ねの「都市インフラの維持管理及び更新に必要な財源確保の観点から合理的と考えるのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その課税団体は、人口及び企業が集中することに伴い、都市環境の整備の重要性が特に認められる人口三十万以上の市等に限定されているところである。

なお、人口三十万以上という課税団体の要件を見直し、実質的に課税団体を拡大することについては、課税団体を限定する事業所税の性格を踏まえると、慎重な検討が必要であると考えている。

六及び七について

課税団体を限定する事業所税の性格を踏まえると、現時点において課税団体以外の団体も含む全国の地方公共団体を対象とした調査や検証が必要とは考えていないことから、六でお尋ねの「検証」は行っておらず、また、七でお尋ねの「都市インフラの維持管理及び更新に係る財政需要と事業所税との関係」についての検証を行う予定はない。

また、お尋ねの「客観的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その課税団体は、人口及び企業が集中することに伴い、都市環境の整備の重要性が特に認められる人口三十万以上の市等に限定されているところである。

八について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「都市インフラ整備に係る財政需要の変化」について網羅的に把握していないことから、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「事業所税の課税の在り方について検証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業所税に係る人口三十万以上という課税団体の要件の見直しについては、課税団体を限定する事業所税の性格を踏まえると、慎重な検討が必要であると考えており、現時点において「都市インフラ整備に係る財政需要の変化」について全国的な調査を行い、そのような変化を踏まえた検証を行う予定はない。

高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十三日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問主意書

近年、内閣総理大臣等の政府の役職にある者がＸ等のＳＮＳを活用し、政府の政策、行政運営を始めとする政府の活動について積極的に情報発信を行っている。令和八年七月七日公開の朝日新聞ウェブサイトは、高市早苗内閣総理大臣による個人のＳＮＳアカウントからの投稿（以下「当該投稿」という。）について、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）上の行政文書には当たらないと報じている。

国民にとって、当該投稿が個人アカウントからの投稿か政府公式アカウントからの投稿かを明確に区別することは容易ではない。内閣総理大臣の職にある者が政府の政策や行政運営について発信すれば、通常、政府の公式な説明又は見解と受け止めると考える。

政府の活動について情報発信するに当たっては、その正確性を確保するため、事実関係等の確認を行うことが適切であると考える。そのような確認を行っている場合は、その過程で作成又は取得された文書等の公文書管理法上の取扱いを明らかにする必要がある。また、公務員が職務として撮影した写真等の職務上作成又は取得した成果物が当該投稿に利用されていた場合、公務上の成果物を個人の情報発信に利用することとなり、公私の区別が不明確であるとの指摘もあり得る。政府の活動に関する誤った情報が発信され、それを信頼した国民が損害を被った場合に備え、その責任の所在や法的取扱いについても整理しておく必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　当該投稿の内容について行政機関は事実関係等を確認しているのか示されたい。確認している場合、その過程で作成又は取得した電子メール、チャット、修正文案、説明資料等の記録は、公文書管理法上の行政文書として作成又は保存しているのか示されたい。確認していない場合、その理由とともに、行政機関による確認を経ることなく政府の活動に関する情報を発信することが適切であると考える理由を示されたい。

二　政府は、当該投稿を政府の公式な説明又は見解として位置付けているのか示されたい。位置付けていない場合、国民が当該投稿を政府の公式な情報と受け止め、誤認又は混乱が生ずるおそれがあると考えるが、政府の見解を示されたい。

三　当該投稿の内容に誤りがあり、これを信頼した国民が損害を被った場合、一般論として、当該投稿は国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）上の公務員の職務行為に該当するのか、政府の見解を示されたい。

四　当該投稿に掲載されている写真について、公務員が職務として撮影した写真が使用されている事例はあるのか示されたい。また、公務員が職務として撮影した写真を個人アカウントからの投稿で使用することについて、ルールは定められているのか示されたい。

五　公務員が職務として撮影した写真を当該投稿に掲載することは、公務上作成された成果物を個人の情報発信に利用するものであり、公私混

同との批判を招きかねないと考えるが、政府の見解を示されたい。また、掲載した写真の提供及び使用に関する記録を作成又は保存しているのか示されたい。

六　今後、大臣、副大臣及び大臣政務官それぞれの役職に対応した政府公式のＳＮＳアカウントを新たに整備し、政府の活動に関する情報発信は原則として同アカウントから行う考えはあるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

御指摘の「当該投稿」は、政府において運用しているＳＮＳのアカウントからの投稿ではなく、「当該投稿」の内容及び評価に関するお尋ねについて、政府としてお答えする立場にない。また、御指摘の「ルール」の具体的に意味するところが明らかではないため、四の後段のお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「国家賠償法・・・上の公務員の職務行為」を、国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）第一条第一項における「職務を行うについて」の要件と解すれば、一般に、当該要件を満たすか否かについては、裁判所において、個別具体に判断されるものと考えられるため、お尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

六について

御指摘の「政府公式のＳＮＳアカウント」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、現時点では、「大臣、副大臣及び大臣政務官それぞれの役職に対応した」ＳＮＳのアカウントを「新たに整備し、政府の活動に関する情報発信は原則として同アカウントから行う考え」はない。

リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問主意書

政府は、リニア中央新幹線を我が国の国土強靭化及び経済成長を支える国家的プロジェクトとして位置付け、その整備を推進している。神奈川県相模原市緑区橋本に設置されるリニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）（以下「神奈川県駅」という。）は、首都圏と中京圏を結ぶ新たな広域交通結節点となることが期待されるとともに、首都圏南西部における広域交流・成長拠点として大きな可能性を有している。

その効果を最大限に発揮するためには、駅周辺の整備に加え、研究開発機能や先端産業、業務・交流機能の集積、広域交通ネットワークの充実及び地域産業との連携を一体的に推進することが重要である。また、相模原市等は、小田急多摩線を唐木田駅から相模原駅・上溝駅方面へ延伸する構想を進めており、リニア中央新幹線との広域交通ネットワークの形成が期待されている。

以上の観点から、神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点の形成について、以下質問する。

一　政府は、神奈川県駅を、我が国の国土形成及び首都圏南西部における広域交流・成長戦略の中でどのように位置付けているか示されたい。

二　神奈川県駅の整備効果を首都圏南西部へ波及させるためには、広域交通ネットワークの充実が不可欠である。鉄道、道路及びバス交通を含めたアクセス向上についてどのような方針で取り組むか示されたい。

また、相模原市等が推進する小田急多摩線の延伸構想について、神奈川県駅へのアクセス強化及び首都圏南西部の広域交通ネットワーク形成の観点から、どのように認識しているか示されたい。

三　神奈川県駅は、神奈川県のみならず首都圏南西部の発展を牽引する広域交通結節点であり、今後の国土形成において重要な役割を担うものと考える。

政府は、神奈川県駅周辺を首都圏南西部における広域交流・成長拠点として位置付け、相模総合補給廠一部返還地を利用したまちづくり、企業誘致、小田急多摩線延伸構想を含む交通アクセスの強化、デジタルインフラ整備及び産業集積を総合的に推進する考えはあるか示されたい。また、そのための財政支援及び関係府省庁が連携した推進体制を構築する考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「広域交流・成長戦略」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「神奈川県駅」及びその周辺地域については、国土交通省が国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条に基づき策定した「首都圏広域地方計画」（令和八年六月三十日国土交通大臣決定）において、「橋本駅の南に位置するリニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）・・・は、南北方向のＪＲ横浜線、相模線や国道十六号、津久井広域道路を介した圏央道で神奈川県の県央地域や八王子市、また東方向への京王相模原線や南多摩尾根幹線道路によって多摩ニュータ

ウン地域と結ばれている」、「これらの地域には、さがみロボット産業特区を活用した研究開発機能が集積しているほか、業務核都市が連担している。また、足下では相模総合補給廠一部返還地があり、今後の開発のポテンシャルも高い地域となっている」、「また、リニア中央新幹線は、品川から名古屋駅間のうち、約九十八パーセントを人目に付きにくいトンネルや高架・橋りょうの上を高速走行する予定であるが、相模原市には関東地方唯一となるリニア中央新幹線車両基地が整備される。世界最先端技術である超電導方式で走行するリニア中央新幹線の車両が低速走行する数少ないポイントになることが見込まれ、集客も期待される」及び「こうした地域の特徴と、リニア中央新幹線による東京都心や名古屋、大阪方面との時間距離の短縮効果をいかして、神奈川県、相模原市と東京都が協調し、首都圏を代表する知的対流拠点のひとつとして育成していくことが考えられる」と記載している。

二について

御指摘の「鉄道、道路及びバス交通を含めたアクセス向上」に係るお尋ねの「方針」については、一義的には関係地方公共団体等において適切に検討されるべきものであると考えているが、複数の府省庁、関係地方公共団体、鉄道事業者を構成員とする「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」が令和六年九月九日に取りまとめた「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議　中間取りまとめ」において、「リニア中間駅からの二次交通や三次交通を介した各拠点へのアクセスを向上させる」としていることを踏まえ、政府としては、関係地方公共団体等に対して必要な助言や協力を行ってまいりたい。

御指摘の「神奈川県駅へのアクセス強化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「小田急多摩線の延伸構想」については、平成三十年十一月十六日の衆議院国土交通委員会において、石井国土交通大臣（当時）が「小田急多摩線の唐木田から上溝までの延伸は、平成二十八年四月に取りまとめられました交通政策審議会答申におきまして、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置づけられておりまして、相模原市及び町田市と都心部とのアクセス利便性の向上に意義があると認識をしております」と答弁したとおりである。

三について

お尋ねの「広域交流・成長拠点」及び「関係府省庁が連携した推進体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「まちづくり」、「企業誘致」、「交通アクセスの強化」、「デジタルインフラ整備」及び「産業集積」については、一義的には関係地方公共団体等において適切に検討されるべきものであると考えているが、複数の府省庁、関係地方公共団体、鉄道事業者を構成員とする「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」が令和六年九月九日に取りまとめた「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議　中間取りまとめ」において、「リニア中間駅からの二次交通や三次交通を介した各拠点へのアクセスを向上させる」としていることを踏まえ、政府としては、関係地方公共団体等に対して必要な助言や協力を行ってまいりたい。

国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問主意書

神奈川県の京浜臨海部は、我が国有数の製造業集積地である。港湾、エネルギーインフラ、水素関連施設及び研究開発機関が集積し、データセンターや半導体関連産業の立地拠点として大きな可能性を有している。しかし、電力需要の増大、水素供給体制の整備、人材育成、水素燃料価格の高止まりなど、解決すべき課題も多い。

一方、政府は、ＡＩの普及、グリーントランスフォーメーション（以下「ＧＸ」という。）の推進及び水素社会の実現等を国家戦略の柱や成長戦略の重要課題として位置付けている。こうした状況を踏まえ、今後どのような国家戦略の下で京浜臨海部を発展させる方針か、政府の見解を明らかにすべく、以下質問する。

一　ＡＩの普及、ＧＸの推進及び水素社会の実現を目指す国家戦略上、京浜臨海部をどのような産業拠点として位置付けているか示されたい。

二　京浜臨海部におけるデータセンターや半導体関連産業等の集積に伴う電力需要の増加に対し、送配電網の強化、水素発電等の電力の安定供給策をどのように進める考えか示されたい。

三　京浜臨海部について、水素の輸入、貯蔵及び供給拠点としての港湾機能の強化並びに水素パイプライン等のインフラ整備をどのように推進する考えか示されたい。

四　ＡＩの普及及びＧＸの推進による産業構造の変化を踏まえ、京浜臨海部に立地する中小企業の設備投資、人材育成、リスキリング及び雇用の維持・創出について、どのような支援を行う考えか示されたい。

五　ＡＩの普及、ＧＸの推進及び水素社会の実現に向けた政策を一体的に推進するため、経済産業省、国土交通省、環境省、デジタル庁など関係府省庁が連携した総合的な体制を構築する考えはあるか示されたい。

六　水素社会の実現に当たり、水素燃料価格の高止まりが、燃料電池商用車、水素発電及び産業利用の普及を妨げる大きな要因となっているとの指摘がある。ガソリン価格については燃料油価格激変緩和対策事業等により負担軽減措置を講じている一方、水素燃料については同様の負担軽減措置を講じていない理由を示されたい。

七　京浜臨海部は、水素の製造、輸入、貯蔵及び利用を担う我が国有数の地域であり、今後の水素社会の実現において中核的な役割を果たすことが期待される。政府は、京浜臨海部を我が国の水素供給の中核拠点としてどのように育成する考えか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ＡＩの普及、ＧＸの推進及び水素社会の実現を目指す国家戦略」に関し、人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号。以下「ＡＩ法」という。）第二条に規定する人工知能関連技術をいう。以下同じ。）について示した「人工知能基本計画」（令和八年七月十四日閣議決定）、お尋ねの「ＧＸの推進」について示した「ＧＸ二〇四〇ビジョン」（令和七年二月十八日閣議決定）及びお尋ねの「水素社会の実現」について示した「水素基本戦略」（令和五年六月六日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定）において、お尋ねの「京浜臨海部」その他の特定の地域を何らかの「産業拠点として位置付けて」はいないが、政府としては、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進、お尋ねの「ＧＸの推進」並びに「水素社会の実現」に向けて、人工知能関連技術の研究開発に資するデータセンターの整備、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二条第二項に規定する脱炭素成長型経済構造移行債の発行、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構を通じた脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「水素社会推進法」という。）第十条第一号ロに掲げる資金に充てるための助成金の交付等の各種施策を講じているところであり、お尋ねの「京浜臨海部」においても、地域の特性を踏まえつつ、これらの施策に関する取組が進められているものと承知している。

二について

お尋ねの「京浜臨海部におけるデータセンターや半導体関連産業等の集積」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、「データセンターや半導体関連産業等の集積に伴う電力需要の増加」に対しては、送配電網を整備するとともに、あらゆる電源の活用を進め、電力の安定供給を確保していくことが重要であるところ、第二百二十一回国会において成立した電気事業法の一部を改正する法律において、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四の規定に基づき設置された認可法人である電力広域的運営推進機関が、大規模な送電線及び電源への投資を行う事業者に対し、当該投資に必要な資金を貸し付ける制度に係る規定が設けられた。また、同機関が、発電時に温室効果ガスを排出しない又は発電時に排出する温室効果ガスの量が極めて少ない電源（以下「脱炭素電源」という。）を入札により選定し、このような電源を用いて発電を行う事業者に対し、一定の期間、当該事業者との契約により決定した金額を継続的に支払う仕組みを通じて、お尋ねの「水素発電」を始めとする脱炭素電源等に係る設備の新設、維持及び更新を促進しているところである。

三について

政府としては、お尋ねの「京浜臨海部」の港湾を含めた全国の港湾において、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）及び民間事業者が実施する御指摘の「水素の輸入、貯蔵及び供給拠点としての港湾機能の強化並びに水素パイプライン等のインフラ整備」等の取組を促進するため、令和八年三月に国土交通省港湾局産業港湾課が策定した「港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン」において、「水素等の受入拠点において想定される港湾施設の利用方法」、「施設配置の検討における留意点」等を示し、港湾管理者及び民間事業者に対して周知を図っている。

四について

お尋ねの「ＡＩの普及及びＧＸの推進による産業構造の変化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、中小企業生産性革命推進事業を措置し、お尋ねの「京浜臨海部に立地する中小企業」を含めた中小企業・小規模事業者が行う設備投資等に要する経費の一部を補助している。また、人材開発支援助成金を措置し、お尋ねの「京浜臨海部に立地する中小企業」等の事業主が、その雇用する労働者に対して職業訓練等を実施する際の経費の一部等を助成することにより、お尋ねの「人材育成」及び「リスキリング」を支援している。加えて、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるお尋ねの「京浜臨海部に立地する中小企業」等の事業主に対し、雇用調整助成金を支給することにより、お尋ねの「雇用の維持」を図っている。お尋ねの「雇用」の「創出」については、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十条の二の規定に基づき、地域における雇用に関する課題に対応するために都道府県が実施する事業に要する経費の一部を補助している。

五について

お尋ねの「一体的に推進する」及び「総合的な体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策については、ＡＩ法第十九条の規定に基づき設置された人工知能戦略本部の下で、内閣府、経済産業省等が、お尋ねの「ＧＸの推進」に関する施策については、内閣官房ＧＸ実行推進室を中心に、経済産業省、国土交通省、環境省等が、お尋ねの「水素社会」を「実現」するための施策については、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議を通じて、経済産業省、国土交通省、環境省等が、それぞれ連携し、必要な施策の充実を図っている。引き続き、関係府省庁が連携し、必要な施策の充実に努めてまいりたい。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「水素燃料」に係る「負担軽減措置」については、水素の供給コストの低減と利用の拡大を一体的に促進する観点から、水素社会推進法第七条第一項に規定する低炭素水素等供給等事業計画の認定を受けた同項に規定する低炭素水素等供給事業者に対し、水素社会推進法第十条第一号の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が、同号イに掲げる資金に充てるための助成金の交付を行っているところである。

七について

港湾及びお尋ねの「京浜臨海部」を含めた臨海部について、政府としては、「水素基本戦略」に記載したとおり、「港湾・臨海部では、既存の産業等の集積により水素の大規模な需要創出のポテンシャルを有することに加え、船舶を利用した大規模な輸送やその後の貯蔵を効率的に行うことができ、さらに、産業構造の転換時における埠頭の再編など、既存設備等を有効に活用

しつつ効率的に水素の拠点を整備することも可能である」と考えており、また、同戦略に記載したとおり、「効率的なサプライチェーン構築のためには、全国的な見地からの拠点の最適配置が必要であり、地域の需要規模や産業特性に応じた拠点整備を進め、適切な集約・分散を行」うことも重要であると考えている。政府としては、これらの考え方を踏まえ、お尋ねの「水素供給」を担う拠点としての個別の港湾及び臨海部の在り方について、必要に応じて検討していく考えである。

技術立国日本を支える人材育成に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

技術立国日本を支える人材育成に関する質問主意書

我が国は、資源に乏しい国でありながら、高度な科学技術と優れたものづくりによって発展し、技術立国として世界をリードしてきた。しかし、近年は、ＡＩ、半導体、量子技術などの分野で国際競争が激化しており、将来を担う人材の育成は、我が国の競争力を左右する重要な課題となっている。人材育成の基盤となるのは、義務教育段階から科学への興味や探究心を育む理科教育である。

理科の実験や観察、データ分析においては、全国の児童・生徒が一人一台持つ端末に搭載された各種センサー機能等を活用することで、多額の新たな設備投資を伴うことなく、教育効果を高めることが期待される。既存の教育資源を最大限活用し、費用対効果の高い理科教育を推進することは、技術立国日本を支える将来の理工系人材及びものづくり人材を育成する上で重要な視点である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　義務教育段階における理科教育では、観察や実験を通じて科学的な思考力や探究心を育むことが重要である。しかし、理科教育の予算は長年にわたりほぼ横ばいであり、教育現場では観察・実験機器の不足が課題となっている。技術立国日本を支える人材を育成する観点から、理科教育の予算拡充を含め、義務教育段階における理科教育をどのように推進する考えか示されたい。

二　ＡＩ、半導体、ロボット、量子技術、宇宙産業等の分野において世界的な人材獲得競争が進む中、政府は、将来の理工系人材及びものづくり人材の育成のため、義務教育段階の理科教育をどのように国家戦略として位置付ける考えか示されたい。

三　理科の実験や観察、データ分析等において、一人一台の端末に搭載された各種センサー機能等を活用した理科教育を推進する考えはあるか示されたい。また、既存の端末を最大限活用することにより、多額の設備投資を伴わず、費用対効果の高い理科教育を実現できると考えるが、そのための教材開発や教員研修等を充実させる考えはあるか示されたい。

四　近年、理科教育において、デジタル技術を活用した観察・実験が普及し、センサーやアプリケーションなどを組み合わせた実験機器の活用が進んでいる。一方、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）に規定する細目や少額設備品に係る補助制度は、こうした教育現場の実態に十分対応しているとは言い難い。政府は、ＩＣＴ・デジタル機器や実験機器について、同細目への追加を認める考えがあるか示されたい。また、少額設備品に係る補助の基準を見直す考えがあるか示されたい。

五　理科教育を将来への投資と位置付け、技術立国日本を支える理工系人材及びものづくり人材の育成に向け、児童・生徒の学力向上や理系分野への興味・関心の醸成を図るため、教育内容及び教育環境の充実について、政府はどのような中長期的施策を講ずるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出技術立国日本を支える人材育成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出技術立国日本を支える人材育成に関する質問に対する答弁書

一及び五について

お尋ねについては、現在、学習指導要領の改訂について、中央教育審議会において審議がなされているところであり、同審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に置かれた「理科ワーキンググループ」（以下「理科ワーキンググループ」という。）において、お尋ねの「教育内容及び教育環境の充実」の在り方を含め、「義務教育段階における理科教育」の推進方策について、専門的な観点から検討が進められているところである。

御指摘の「理科教育の予算拡充」については、令和八年度予算において、「理科教育設備整備費等補助金」として約十九億円を計上したところであり、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

二について

お尋ねについては、例えば、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和八年三月二十七日閣議決定）において、「次世代の科学技術人材育成の強化」として「発明や発見を志向するような科学技術人材の裾野の拡大に向けて、理数系教育の充実・・・を推進する」としているところである。

三について

お尋ねの「一人一台の端末に搭載された各種センサー機能等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本年五月二十二日に開催された理科ワーキンググループの資料「とりまとめに向けた検討について」において示された「とりまとめ案」において、「実験計測用センサー等については、データ取得を効率化することにより、実験において分析・考察に十分な時間を割くことが可能となることから、その整備充実が強く期待される」、「文部科学省においても、次期学習指導要領の全面実施に向け、理科の指導力の向上に資する教員研修の強化や教師向け動画コンテンツの作成等を図るべき」等とされているところ、現在、理科ワーキンググループにおいて、これらを踏まえて引き続き検討が進められているところである。

四について

お尋ねの「ＩＣＴ・デジタル機器」及び「少額設備品に係る補助の基準を見直す考え」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「理科教育設備整備費等補助金交付要綱」（平成二十年四月一日文部科学大臣決定、令和三年九月十七日改正）において、「デジタル気体チェッカー（酸素センサーを含む）」や「百葉箱（デジタル製を含む）」を補助対象として例示しているところであり、また、政府としては、「学校のＩＣＴ環境整備三か年計画」を策定し、学校におけるＩＣＴ環境の整備のため、所要の地方財政措置を講じているところである。

原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

奥田ふみよ

参議院議長　関口　昌一殿

原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問主意書

私は、令和八年五月十三日の参議院決算委員会において、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）による浜岡原子力発電所（以下「浜岡原発」という。）の耐震設計の目安となる基準地震動のデータ不正及びその他の電力会社による原発トラブルの隠蔽について、「日本の電力会社は、余りに原発の事故や不備を隠したり、そもそもの数字を都合のいいように改ざんしたり、うそをつきまくっているからです。しかも、それを政府は見抜けない、いや、見抜くつもりがないぐらい、まるで放置プレー状態のような現状です。」と指摘した。そして、「全原発のデータについて改ざんや不正はないか、再点検に必要なマンパワー、人員増強と、それに係る国家予算、人とお金を今すぐ回して、調査機関を設置してください。全ての国民の生存権の問題だからです。」と対応を求めた。これに対して政府は、「新規制基準適合性に関わる設置変更許可処分を行った他の発電所につきましては、許認可に関わる多層の審査制度や検査制度、申告制度を通じて、安全上の課題は見出せられていないことから、今回の中部電力の不正行為と類似の情報は寄せられてございません。また、他の事業者に対して、本事案を踏まえた横断的な調査を行う必要はないと考えております。」と答弁し、全原発のデータの再点検及びそのために必要な予算・人員措置、調査機関の設置の必要性を否定した。

しかし、中部電力のデータ不正について原子力規制委員会が調査を開始した後も、中部電力が不正を継続していたことが前記質疑後に明らかになった。データ不正は内部通報によって初めて発覚したものであり、原子力規制委員会は内部通報があるまで不正を見抜くことができていなかった。

この状況を踏まえて、以下質問する。

一　原子力規制委員会は、原発の安全性に関するデータを適切にチェックし、不正を見抜く能力を十分に有しているか、政府の見解を示されたい。

二　政府は、浜岡原発以外において、データ不正はないと考えるか示されたい。不正はないと考える場合、その根拠を示されたい。

三　浜岡原発以外の全原発について、基準地震動を含む安全性に関するデータ不正等がないか、独立調査機関を設置して再点検すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「不正を見抜く」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会が、新規制基準（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）及び法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準をいう。以下同じ。）に係る適合性審査（以下「適合性審査」という。）及び法第六十一条の二の二第一項の規定に基づく原子力規制検査（以下「原子力規制検査」という。）により、御指摘の「浜岡原子力発電所・・・の耐震設計の目安となる基準地震動のデータ不正」（以下「当該不正事案」という。）と類似の事案を把握することに関するお尋ねと解すれば、適合性審査は、原子力施設の安全確保の第一義的な責任を有する原子力事業者において、適切な品質の管理を行う体制により、妥当性及び信頼性が確保されたデータ等を作成することを前提として作成された申請書に基づき、例えば、その申請書の記載内容である、原子力施設を設置する敷地において想定される地震による地震動の評価の方針、方法等に関して、科学的・技術的な観点から、新規制基準に適合しているかを審査するものであり、原子力規制検査は、当該原子力事業者において当該データ等に基づき実施する原子力施設の保全や運転等に関して、例えば、法第四十三条の三の九に規定する設計及び工事の計画の認可を受けた機器等の検査の実施状況や、法第四十三条の三の二十四に規定する保安規定の遵守状況といった、保安のための活動を確認するものであり、いずれにおいても、当該不正事案のように原子力事業者により申請書等に用いるデータそのものに不正があったか否かについて把握することは必ずしも容易ではないと考えている。いずれにせよ、適合性審査及び原子力規制検査を行う同委員会が御指摘のように「原発の安全性に関するデータを適切にチェック」する「能力を十分に有して」いないとは考えていないが、これまで、当該不正事案に関して、「浜岡原子力発電所」を有する中部電力株式会社に対し、法第六十七条第一項の規定に基づく当該不正事案の報告及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条第三項の規定に基づく当該不正事案の報告を求めているほか、原子力規制検査による、法第六十一条の二の二第三項各号に掲げる「事務所又は工場若しくは事業所への立入り」、「帳簿、書類その他必要な物件の検査」、「関係者に対する質問」及び「核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出・・・をさせること」を組み合わせることにより、同社における適合性審査への対応に関する経緯等の事実関係の詳細な確認を行って

きており、原子力規制検査の状況は、同委員会で順次公表してきている。引き続き、同委員会において、当該不正事案の事実関係の詳細な確認を進めながら、同委員会が行う適合性審査及び原子力規制検査の在り方について、必要な検討を行い、検討結果を踏まえた措置を行っていく考えである。

二について

御指摘の「浜岡原発以外」を中部電力株式会社浜岡原子力発電所と、「データ不正」を当該不正事案と類似の事案と解すれば、当該不正事案は、データそのものに不正があったという極めて例外的なものと考えており、また、これまで、原子力規制委員会に対し、同社以外の原子力事業者に関して、法第六十六条第一項の規定に基づく申告を含め、当該不正事案と類似の事案の申告等はなされていないことから、同社浜岡原子力発電所以外の原子力発電所において、当該不正事案と類似の事案があるとは考えていない。

三について

御指摘の「基準地震動を含む安全性に関するデータ不正等」の具体的に指し示す範囲及び「独立調査機関」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「データ不正」を当該不正事案と類似の事案と解すれば、二についてでお答えしたとおり、中部電力株式会社浜岡原子力発電所以外の原子力発電所において、当該不正事案と類似の事案があるとは考えておらず、現時点で御指摘のように「全原発」について、当該不正事案と類似の事案の有無を「再点検すべき」とは考えていない。

被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

奥田ふみよ

参議院議長　関口　昌一殿

被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問主意書

私は、令和八年五月二十二日の参議院本会議において、能登半島地震の被災地で介護従事者が不足し介護施設が相次いで閉鎖したことにより、高齢者とその家族の地元での生活再建が困難になっていると指摘した。その上で、「政府は、ＤＷＡＴ、災害派遣福祉チームの登録の仕組みを整備すると言う。でも、全国の登録者は約一万一千人で、担当者自身が圧倒的に足りないと言う。なぜ足りないのか。被災地に向かう交通費、滞在費を派遣元の法人や個人が立て替えているから。国がお金を出さないから人が集まらない。仕組みをつくるだけじゃなくて、活動する人とその派遣元に国がしっかり費用を充てる気がなければ登録者は増えませんよ。総理のお考えをお聞かせください。」と質疑した。これに対して高市早苗内閣総理大臣は、「ＤＷＡＴの活動経費については、災害救助法により、必要な費用については国が負担することとされています。その上で、ＤＷＡＴを担う人材については、昨年成立した災害救助法の改正により、避難所だけではなく、在宅や車中泊などの要配慮者への支援も可能としたことや、南海トラフ地震などの災害に備えていく必要があることから、更に養成していく必要があります。このため、今国会に、ＤＷＡＴとして活動する人材を登録する仕組みを含む社会福祉法の改正案を提出しております。こうした取組により、必要な人材の確保に取り組んでまいります。」と答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　ＤＷＡＴの活動経費は原則前払いとした上で、登録人材・派遣元組織の意見を聴取し、人件費等の支給額を速やかに増額すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　被災地での高齢者とその家族の生活再建のためには、介護従事者が地元で働き続けられることが重要である。そのため、被災地の介護従事者には賃金の割増し、介護事業者には雇用調整助成金の水準を上回る雇用維持のための資金を政府が補助すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　被災地における人員確保について、民間ボランティア人材に依存して公的な支援が不十分であったことが人員不足や復旧・復興の遅れにつながったと政府は認識しているか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「原則前払い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三条に規定する都道府県知事等又は同法第十一条に規定する災害発生市町村等の長からの要請により、「ＤＷＡＴ」が、同法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供（以下「福祉サービスの提供」という。）を実施するために支出する費用については、同法第十八条第一項の規定に基づき、同法第十七条第一号に規定する都道府県等（以下「都道府県等」という。）が支弁することとされており、その支弁した費用は、同法第二十一条第一項の規定に基づき、国庫負担の対象となるところ、都道府県等から「派遣元組織」等に対して支出する時期は、都道府県等の判断によるものである。

また、お尋ねの「人件費等の支給額を速やかに増額すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）第七条第四号及び第十四条第二号の規定に基づき、福祉サービスの提供のため支出できる費用は実費としているところ、都道府県等から「派遣元組織」等に対して支出する額については、都道府県等と「派遣元組織」等において調整されるものであるが、引き続き、「派遣元組織」等の意見を聴きながら適切に調整がなされるべきものと考えている。

二について

介護分野における処遇改善については、全国的な課題であると認識しており、令和八年三月十七日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「昨年十二月にお認めをいただきました令和七年度補正予算による緊急的な対応に加えて、令和八年度に介護報酬改定を実施し

て、介護職員については、・・・最大月一・九万円の賃上げを実現することとしました。令和九年度の定例改定におきましても、介護サービス事業者の経営状況などきめ細かく把握した上で、物価や賃金の上昇などを適切に反映するための対応を実施してまいります」と答弁しているところであり、御指摘の「被災地の介護従事者」に限定した「賃金の割増し」や、被災地の「介護事業者」への「雇用調整助成金の水準を上回る雇用維持のための資金」の補助を行うことは考えていない。

三について

御指摘の「公的な支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年能登半島地震の発生後、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十五条第八項の規定に基づき、非常災害現地対策本部を石川県に設置し、同県に各府省庁から幹部級職員を含め、最大時約三百人の政府職員を派遣し対応に当たったほか、特に被害が大きかった六市町に対して最大時約五百人の政府職員や自治体間の応援職員を派遣するなど、被災地の支援に総力を挙げて取り組んだところであり、御指摘は当たらないと考える。

「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

奥田ふみよ

参議院議長　関口　昌一殿

「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書

私は、令和八年三月二十五日の参議院予算委員会において、減税政策が生ぬるいと指摘した後、人殺しの武器を造ったり買ったりするために、これから十年先まで防衛特別所得税は即決、また増税を決めた旨質疑した。これに対して小泉進次郎防衛大臣は、防衛の関係で人殺しという言葉があったが、その言葉は看過できない。日本を守っている自衛隊、そして防衛力を整えることは、地域の平和と安全を守るためにやっている。そういったことに対して、ただいまの発言を防衛大臣として看過するわけにはいかない旨答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　防衛省資料「小銃取扱」では、「自衛官は銃を扱うことが許された数少ない職業のひとつです。銃は簡単に人を殺傷する能力を有するため、取扱いを誤ると取り返しのつかないことにもなりかねません。」と説明されている。自衛官が扱う銃などの防衛装備品は、「人を殺傷する能力」を有するものがあると理解してよいか示されたい。

二　国内外の企業が製造し政府が購入している防衛装備品の中で、前記一以外に「人を殺傷する能力」を有するものを例示されたい。

三　「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品」と「人殺しの武器」との間に、日本語の意味・内容上、機能上の相違点があるか、政府の見解を示されたい。

四　国会議員が質疑において、「「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品」を「人殺しの武器」と表現したことを、防衛大臣が「看過するわけにはいかない」と非難することは、国会議員の質問権及び言論の自由の侵害に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「自衛官が扱う銃などの防衛装備品」及び「国内外の企業が製造し政府が購入している防衛装備品の中で、前記一以外に「人を殺傷する能力」を有するもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。以下「法」という。）第八十七条においては、「自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。」と規定されているところ、同条に規定する武器については、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具及び装置であると解しており、小銃のほか、例えば、護衛艦、戦闘機及び戦車が、これに当たると考えている。

三について

お尋ねの「日本語の意味・内容上、機能上の相違点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第三条第一項において、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と規定されており、また、法第八十七条において、「自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。」と規定されているところ、同条に規定する武器については、一及び二についてで述べたとおりである。

一方、御指摘の「人殺しの武器」との表現については、自衛隊の任務等について、国民に誤解を生じさせるおそれがあると認識している。

四について

御指摘の「人殺しの武器」との表現については三についてで述べたとおりであり、「国会議員の質問権及び言論の自由の侵害に当たる」との御指摘は当たらないと考える。

校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

奥田ふみよ

参議院議長　関口　昌一殿

校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書

私は、令和八年三月二十五日の参議院予算委員会において、「北海道から沖縄まで、不気味なほど全く同じ内容の理不尽な校則が全国各地の子供たちに押し付けられ、全く同じやり方で、子供たちをまるで犯罪者扱いのように廊下に並ばせて全身チェックをし、あらゆる自由を強制的に制限している。全国一律で同じ問題校則があり、全国一

律で同じ問題指導がある。」と指摘し、理不尽な校則、指導について質疑した。これに対して松本洋平文部科学大臣は「校則でありますけれども、教育目標の実現という観点から校長が定め、児童生徒がより良く成長、発達していくために設けられるものでありまして、一定の教育的意義を有するものというふうに考えております。そのため、校則の存在自体が児童生徒の人権を侵害するものとは考えておりませんが、一方で、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなどマイナスの影響を受けている児童生徒がいないかなどの観点から、児童生徒や保護者の意見も聴取しつつ、絶えず見直しを行っていくということは必要なことだと考えているところでもあります。」と答弁した。

同答弁を踏まえて、以下質問する。なお、複数の質問に対してまとめて答弁せずに、一問一答で答弁されたい。

一　私は同委員会において、生徒が「大切な地毛の天然パーマを、パーマっぽいからストレートパーマで伸ばせと言われた。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

二　私は同委員会において、生徒が髪に「少しメッシュを入れただけで、三人掛かりで押さえ付けられ、ごみ袋をかぶせられ、髪に黒スプレーを掛けられた。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

三　私は同委員会において、生徒が「襟足が長いとやんちゃっぽいから学校に入れないと言われ、拒否したら、三年間一日も学校に入れてくれなかった。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

四　私は同委員会において、一重がコンプレックスの生徒が「アイプチを付けて行ったら、みんなの前で公開処刑のようにばりっと外され、その日から学校に行けなくなった。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

五　松本文部科学大臣は、「教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなどマイナスの影響を受けている児童生徒がいないかなどの観点から、児童生徒や保護者の意見も聴取しつつ、絶えず見直しを行っていくということは必要」と答弁した。これを踏まえ、全国の学校における校則とその運用実態、「マイナスの影響を受けている児童生徒」の実態を網羅的に調査し、問題のある校則を許容してきた仕組みの抜本的見直しに直ちに取り組むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問に対する答弁書

参議院議員奥田ふみよ君提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一から四までについて

御指摘の各事例について政府として詳細は把握していないが、各学校における校則や指導のお尋ねの「教育的意義」については、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

五について

御指摘の「問題のある校則を許容してきた仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、令和七年二月に、無作為に抽出した全国の公立中学校及び公立高等学校を対象とした校則の見直しに係る状況についての調査を実施したところであり、新たな調査を行う予定はないが、今後とも、各学校において校則の見直しが適切に行われるよう促してまいりたい。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十五日

石橋　通宏

参議院議長　関口　昌一殿

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問主意書

一　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制について

政府の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部」及び「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進円卓会議」は、発足以来、毎年おおむね六月と十二月に開催されてきた。しかし、二〇二六年度は、いまだ開催されていない。二〇三〇年までの目標達成が危ぶまれる現状において、今後も年二回の開催を継続していく方針か、政府の見通しを明らかにされたい。

二　「ポストＳＤＧｓ」を見据えた検討状況と今後の発信について

1　外務省に設置された「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」は、二〇二四年九月三日の第四回会合（中間とりまとめ手交）以降、開催状況が明らかになっていない。政府は本懇談会の成果をどのように総括し、今後どのように議論を進める考えか、具体的な方針を明らかにされたい。

2　国際社会においてＳＤＧｓ推進に対する姿勢に一部動揺や様々な議論が見られる中にあっても、二〇三〇年までの目標達成に向けた決意を、政府として改めて内外へ明確に発信する考えはあるか明らかにされたい。

三　国際情勢の変化と「持続可能な開発報告書二〇二六」への見解について

国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（ＳＤＳＮ）が二〇二六年六月に発表した「持続可能な開発報告書二〇二六」では、「平和」が目標達成の前提であると強調されている。この指摘について、政府としてどのように認識し、今後の政策に反映させるか明らかにされたい。

四　実施指針及び年次行動計画の策定見通しについて

1　国内実施において最も重要となる「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」の改定について、これまでどおり、四年おきの国連ＳＤＧｓサミットの年に合わせ、二〇二七年に

行う方針か、政府の予定を明らかにされたい。

2　かつては毎年（見直しを含めると年二回）策定されていた「ＳＤＧｓアクションプラン」が二〇二三年三月を最後に策定されていない。今後、年次行動計画として再策定する考えの有無を明らかにされたい。

五　国際社会における取組の主導について

現行の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」（二〇二三年改定版）の三ページには、「国際社会における取組の主導（二〇三〇年以降も見据えた国際的な議論も主導）」と明記されている。現在、ポスト二〇三〇年に向けて、政府は具体的にどのような施策や外交アプローチをもって国際的な議論を主導していく考えか、ロードマップを明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石橋通宏君提出持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部」及び「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進円卓会議」の今後の開催については、現時点で決まっていないが、必要に応じて開催していく考えである。

二の1について

御指摘の「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」の成果については、我が国の経済の持続的な成長及び国際社会の持続可能性の向上を同時に実現するために我が国が取り組むべき課題及びその方法について様々な考え方及び意見が示されたことであると認識している。また、お尋ねの「議論」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「『ポストＳＤＧｓ』を見据えた」国際的な議論を主導すべく、今後とも様々な関係者の意見を踏まえ、我が国の経済の持続的な成長及び国際社会の持続可能性の向上を同時に実現するための方策について検討を進めていく考えである。

二の2について

政府としては、令和十二年までに御指摘の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成を目指すという方針は、国際社会において引き続き広く共有されていると考えており、今後とも、国際社会における「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を達成するための我が国の取組について発信していく考えである。

三について

お尋ねの「今後の政策に反映させる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「平和」を含む「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を構成する十七の目標は相互に関連しており、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を達成するためには国際社会が平和で安定していることが不可欠であるとの認識の下、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を達成するための取組を推進していく考えである。

四の1について

お尋ねの「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」の改定については、現時点で具体的な予定は決まっていないが、一で御指摘の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部」において、お尋ねの「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」に基づく取組の進捗状況を定期的に確認し、基本的に四年ごとに又は必要に応じて見直しを行うこととしている。

四の2について

御指摘の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の実現に向けて取り組むべき重点事項及びその具体的な取組として、御指摘の「ＳＤＧｓアクションプラン」に記載してきた内容のうち主要なものについて、四の1で御指摘の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」に盛り込むこととしたところ、お尋ねの「再策定」については、現時点で具体的な予定はないが、その必要性について検討してまいりたい。

五について

お尋ねの「ロードマップ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「ポスト二〇三〇年」を見据えて実施すべき具体的な施策の内容については現在検討中であるため、お尋ねの「具体的」な「施策や外交アプローチ」について現時点でお答えすることは困難であるが、政府としては、少子高齢化、自然災害等の将来的に国際社会が直面する課題に対して我が国が取り組んできた経験等を国際社会と共有しながら、国際的な議論を主導していく考えである。

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一殿

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問主意書

日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は二〇二二年八月二十三日、「六ヶ所再処理工場の概要」を公表した。同資料では、六ヶ所再処理工場（以下「再処理工場」という。）の竣工までに、「中断していたアクティブ試験の再開」、「ガラス固化設備の使用前検査」等の六項目を実施するとされた。しかし、日本原燃は二〇二五年十二月、失敗が続く高レベル廃液のガラス固化について、使用前事業者検査の対象とせず、竣工後に先送りするという方針に転換した。ガラス固化検査を含むアクティブ試験は、再処理工場が計画どおり運転できるか見極めるための最も重要な総合試験と考える。ガラス固化検査を行わないまま竣工を急ぐことは、安全面から望ましくないと考える。

再処理工場に貯蔵されている高レベル廃液は、二〇二五年三月現在で二百二十七立方メートルとされている。再処理工場の電源喪失等により当該廃液が冷却不能になった場合、化学爆発及びセシウム１３７等の放射性物質の拡散が危惧される。脱原発政策実現全国ネットワークが、放射性物質については均等に円状に降下すると仮定し、セシウム１３７による汚染の範囲についてはチェルノブイリ原発事故時を基準として想定したところ、居住禁止区域は半径二百九十一キロメートルとの

結果が得られた。また、移住必要区域は半径四百七十五キロメートルとなり、この場合、北海道から福島県までが同区域に入ることとなる。

再処理工場の操業に当たっては極めて高度な安全性の確保が求められると考える立場から、以下質問する。

一　ガラス固化検査を含むアクティブ試験は、再処理工場が正常に機能するか、日本原燃が再処理工場を計画どおり安全に運転できるかを見極めるための最も重要な総合試験と考えるが、政府の見解を示されたい。

二　日本原燃は二〇一一年十月十三日、「再処理施設アクティブ試験計画書（使用済燃料による総合試験）」を公表した。同計画書では、アクティブ試験の終了条件として、「ガラス溶融炉等の処理能力検査（高レベル廃液ガラス固化設備及び低レベル固体廃棄物処理設備の処理能力）」、「製品中の原子核分裂生成物の含有率測定検査」、「製品の回収率測定検査」を含む使用前検査が全て終了していること、「アクティブ試験結果を評価することにより、しゅん工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認し、必要に応じ保安規定の変更、認可を得ていること」等が挙げられている。当初の計画に反し、日本原燃がガラス固化検査を先送りすることは不適切と考えるが、政府の見解を示されたい。

三　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第六条の二（性能の技術上の基準）が二〇一三年に削除されたことを理由に、日本原燃の社長は「ガラス溶融炉の処理能力に関する要求はなくなったというのが法令上の整理」と主張し、ガラス固化検査を先送りする方針に転換した。同規則の削除を決定した主体及び削除した理由を示されたい。また、有識者会議等の意見を受けて削除を判断したか示されたい。さらに、削除された同条第二号、第六号、第七号が規定していた再処理の処理能力や製品の性質等の担保については、現行規則のどの条項に該当するか示されたい。

四　日本原燃は二〇一三年七月二十六日、「再処理施設アクティブ試験におけるガラス固化試験結果等に係る報告書」を原子力規制委員会に提出した。しかし、その後、二〇一三年十二月に新規制基準が施行されたことを理由にアクティブ試験を停止し、残っている同試験については追加工事等の終了後、試験結果を取りまとめた報告書を作成することとした。

原子力規制委員会は、二〇一三年に提出された同報告書の審査を行ったのか示されたい。行っていない場合、その理由を示されたい。また、アクティブ試験の第五ステップで行われるはずだったＢＷＲ（沸騰水型軽水炉）燃料を用いた試験は行われていない。同試験は再処理工場の竣工前に行われるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　日本原燃は、使用前事業者検査では実廃液ではなく模擬廃液を用いるとしている。日本原燃は二〇二六年四月二十七日、第五百八十回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合に「設工認申請の対応状況について」を提出した。同資料の「ガラス溶融炉に関する漏えい確認について」という部分には、模擬廃液と実廃液の比較表が掲載されているが、実廃液の成分にウランや超ウラン元素は記載されていない。また、同表の実廃液の粘性・接触角・比抵抗の数値について、「実廃液の白金族成分等を模擬した高模擬廃液の溶融ガラスの値を記載。」との注釈が付されており、高模擬廃液の値を実廃液のように記載している。ウランや超ウラン元素の同位体は全て放射性核種であり、安定同位体はなく、非放射性元素を用いてウランやプルトニウム含有実廃液に似せた模擬廃液を調製することは不可能と考える。使用前事業者検査で模擬廃液を用いることの是非について、政府の見解を示されたい。

六　再処理工場に現在保管されている高レベル実廃液、使用前事業者検査で使用する予定の非放射性の高模擬廃液及び模擬廃液について、含有する元素名と含有率をそれぞれ示されたい。また、実廃液に関し、ガラス固化対象である高レベル廃液、アルカリ濃縮廃液及び不溶解残渣廃液について、含有する元素名と含有率をそれぞれ示されたい。

七　事故発生時に想定される被害の甚大さを考慮すれば、アクティブ試験を当初の計画どおり終了させ、その結果を取りまとめた報告書を作成し、原子力規制委員会による厳密な総合評価・審査を受けるべきである。これらを公開し、外部の専門家・市民等の意見を募集した上で、再処理工場の操業の可否を慎重に判断すべきである。

ガラス固化検査を含むアクティブ試験を先送りすることは、日本原燃が再処理工場を運転する能力を有するか十分確認しないまま操業を許可することにつながり、容認できない。アクティブ試験を含めた慎重な審査を行うことが再処理工場の重大事故を防ぎ、我が国の人々を守ることにつながると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問に対する答弁書

一並びに三の前段及び中段について

従来、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「旧法」という。）第四十六条の規定に基づき、再処理事業者（旧法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者をいう。）は、再処理施設（旧法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）について、その性能が、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）第七条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「旧再処理規則」という。）第六条の二に規定する技術上の基準に適合するかについて、経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならないとしていたところである。日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は、これに従って、日本原燃が有する再処理事業所再処理施設について、御指摘の「アクティブ試験」を実施し、取得した結果等により、当該技術上の基準に適合するかについて検

査を受けようとしていたところである。その後、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、同委員会において、外部有識者も参加する「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」を設置し、新たな基準について議論を行い、当該議論を踏まえ、当該基準の骨子案や関係法令等の条文案を作成し、行政手続法（平成五年法律第八十八号）に基づく意見公募手続及び同法に基づかない任意の意見公募を実施した上で、地震や津波への対策の強化や重大事故対策の導入等を定めた新規制基準（以下単に「新規制基準」という。）を策定し、旧法第四十六条の規定に基づく検査の基準として、新規制基準を用いることとし、性能の技術上の基準を定めていた旧再処理規則第六条の二は削除したところである。現在は、日本原燃が御指摘の「アクティブ試験」を行ったとしても、同委員会は、新規制基準への適合性を確認することはできないと考えられることから、必ずしも御指摘のように「先送りすることは不適切」であるとは考えていない。

三の後段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一並びに三の前段及び中段についてでお答えしたとおり、再処理施設の性能が、新規制基準に適合しなければ、再処理施設を使用してはならないとしたものである。なお、旧再処理規則第六条の二第二号、第六号及び第七号において、「放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等・・・に記載した能力以上であること」、「製品中の原子核分裂生成物の含有率が、申請書等・・・に記載した値以下であること」及び「製品の回収率が、申請書等・・・に記載した値以上であること」とそれぞれ規定されていたところ、これらについては、従来、旧法第四十六条の規定に基づく使用前検査において適合性を確認すべき性能の技術上の基準として定められていたものであるが、新規制基準の策定に伴い、これらの規定そのものは、適合性を確認すべき基準ではなくなったことから、旧再処理規則から第六条の二を削除した。同条第二号、第六号及び第七号を含む同条に規定されていた、安全上必要な事項については、現在、再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号）に規定されているものである。

二について

御指摘の「ガラス固化検査」は、「アクティブ試験」の一環として行われるものであるところ、一並びに三の前段及び中段についてでお答えしたとおり、現在は、「アクティブ試験」を行ったとしても、原子力規制委員会は、新規制基準への適合性を確認することはできないと考えられることから、必ずしも御指摘のように「先送りすることは不適切」であるとは考えていない。

四について

前段のお尋ねについては、平成二十五年七月二十六日付けで、日本原燃から、「再処理施設アクティブ試験におけるガラス固化試験結果等に係る報告について」（以下「報告書」という。）が提出されたが、当時、同年十二月から新規制基準が適用される予定であったことから、原子力規制委員会としては、新規制基準への適合性の確認を優先して行うことが必要であると判断し、同月の新規制基準の適用後これまで、当該確認を行ってきており、報告書の内容についてお尋ねの「審査」は行っていない。

後段のお尋ねについて、御指摘の「ＢＷＲ（沸騰水型軽水炉）燃料を用いた試験」を含む「アクティブ試験」については、一並びに三の前段及び中段についてでお答えしたとおりである。

五について

お尋ねについては、御指摘の「使用前事業者検査」で「模擬廃液」を使用しても、「実廃液」と同様に、高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉における放射性物質の閉じ込め機能の確認ができ得るものと考えており、令和八年五月二十日に開催された第十回原子力規制委員会資料一において、「使用前事業者検査」において「閉じ込め機能の確認における検査条件としては、実液又は模擬廃液のいずれを使用しても成立しうると評価する」としているとおりである。

六について

御指摘の「再処理工場に現在保管されている高レベル実廃液」には「高レベル廃液」、「アルカリ濃縮廃液」及び「不溶解残渣廃液」が含まれるところ、お尋ねの「含有する元素」の一例としては、それぞれ、セシウム、ナトリウム及びジルコニウムがあり、また、御指摘の「非放射性の高模擬廃液」を「使用前事業者検査で使用する予定」はなく、また、御指摘の「非放射性の・・・模擬廃液」に「含有する元素」の一例としては、セシウムがある。

お尋ねの「含有率」について、「高レベル廃液」、「アルカリ濃縮廃液」及び「不溶解残渣廃液」については、蒸発及び蒸発に伴う水又は硝酸の追加のたびに変動するものであり、お示しすることは困難であり、また、「非放射性の・・・模擬廃液」に関しては、民間企業の個別の技術に関することであり、商業上の秘密に関することでもあるので、お示しすることは差し控えたい。

七について

お尋ねについては、一並びに三の前段及び中段についてでお答えしたとおり、現在は、御指摘の「アクティブ試験」を行ったとしても、新規制基準への適合性を確認することはできないと考えている。いずれにせよ、新規制基準に係る適合性審査及び原子力規制検査（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二の二第一項の規定に基づく原子力規制検査をいう。）により、新規制基準への適合性の確認を適切に行うことで、重大事故を防ぐことにもつながるものと考えている。

国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一　殿

国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問主意書

政府は、独立行政法人国立女性教育会館（以下「ＮＷＥＣ」という。）について、宿泊棟及び研修棟を撤去し、「新法人に必要な機能を本館に集約する」方針を示している。しかし、ＮＷＥＣは宿泊機能、研修機能及び女性教育情報センターによる専門資料提供機能を一体的に備えた唯一の施設であり、女性団体、男女共同参画推進団体、教育関係者、研究者、障害者団体等による宿泊を伴う研

修、調査研究及び交流の場として長年利用されてきた。

障害者の権利に関する条約第九条は締約国に対し、障害者が他の者と平等に、施設及びサービスへアクセスするための適当な措置をとることを求めている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「障害者差別解消法」という。）第七条第二項は、「行政機関等は（略）障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する二十八施設の中には、バリアフリー対応宿泊室や車いす対応浴室を備える施設が存在する。しかし、それらの施設の多くは東京都心から離れた場所に立地している。また、女性教育情報センターのような専門図書館又は資料センターを併設し、宿泊しながら調査研究や研修を行うことができる施設ではない。ＮＷＥＣの宿泊棟及び研修棟の撤去後も、車いす利用者等の障害者が全国から集まり、宿泊しながら専門資料にアクセスし、数日にわたる研修及び交流を行う機会が十分に確保されるかは明らかではない。

ＮＷＥＣの宿泊棟及び研修棟の撤去が障害者から学習・交流機会を奪うことにつながることを憂慮し、以下質問する。

一　国立青少年教育振興機構が設置する二十八施設について、次の事項を施設ごとに示されたい。

1　車いす利用者が宿泊可能な客室数。
2　車いす利用者の同時宿泊可能人数。
3　バリアフリー対応浴室数。
4　車いす利用者が利用可能な浴室数。
5　車いす利用者の同時入浴可能人数。
6　障害者が利用可能な多目的トイレの設置状況。

二　前記一の二十八施設のうち、東京都心から公共交通機関を利用しておおむね二時間以内に到達可能な施設を示されたい。

三　国立施設のうち、宿泊しながら専門図書館又は資料センターを利用し、数日にわたる研修、調査研究及び交流活動が実施可能な施設が存在する場合、その施設名及び概要を示されたい。

四　ＮＷＥＣの宿泊棟及び研修棟の撤去後、車いす利用者を含む複数の障害者が宿泊しながら専門資料にアクセスし研修及び交流を行う機会について、どの施設により代替可能と考えているのか、政府の見解を示されたい。

五　前記四の代替施設が、障害者の権利に関する条約第九条及び障害者差別解消法の趣旨に照らして十分な機能を有すると考えているか示されたい。有すると考える場合は具体的な理由を示されたい。

六　障害女性団体その他の障害者団体が全国から集まり、宿泊を伴う研修、調査研究及び交流活動を実施する機会について、男女共同参画の推進及び障害者の社会参加の観点からどのような役割を果たすと政府は認識しているか示されたい。

七　政府は、ＮＷＥＣの宿泊棟及び研修棟の撤去に当たり、障害女性団体その他の障害者団体に対し、代替施設の確保や利用環境の整備について意見聴取を行ったか示されたい。行った場合はその概要を、行っていない場合はその理由を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問に対する答弁書

一について

①お尋ねの施設が作成した各施設の利用の手引き等において、車いす利用者が宿泊できることやバリアフリー対応であること等が明示されている宿泊室の数、②高齢者、障害者等による利用に配慮した構造又は設備を有する浴室（介助により利用可能なものを含む。）の数、③車いす利用者による利用を想定し、スロープ、昇降機、浴室用車いす等の設備を有する浴室（介助により利用可能なものを含む。）の数及び④お尋ねの「多目的トイレ」の設置箇所数について、独立行政法人国立青少年教育振興機構が令和八年七月二十四日時点で確認した結果をお尋ねの施設ごとにお示しすると、次のとおりである。なお、①の宿泊室の数が零室である施設についても、施設の状況や車いす利用者の障害の程度等により、車いす利用者の宿泊を認める場合がある。

国立オリンピック記念青少年総合センター
①八室　②六室　③六室　④三十二箇所

国立大雪青少年交流の家　①零室　②零室
③零室　④二箇所

国立岩手山青少年交流の家　①零室　②零室　③零室　④四箇所

国立磐梯青少年交流の家　①二室　②一室
③一室　④十箇所

国立赤城青少年交流の家　①一室　②一室
③一室　④六箇所

国立能登青少年交流の家　①三室　②一室
③一室　④五箇所

国立乗鞍青少年交流の家　①一室　②一室
③一室　④四箇所

国立中央青少年交流の家　①零室　②四室
③四室　④八箇所

国立淡路青少年交流の家　①一室　②二室
③一室　④八箇所

国立三瓶青少年交流の家　①零室　②一室
③一室　④五箇所

国立江田島青少年交流の家　①零室　②零室　③零室　④四箇所

国立大洲青少年交流の家　①零室　②一室
③零室　④八箇所

国立阿蘇青少年交流の家　①零室　②一室
③一室　④二箇所

国立沖縄青少年交流の家　①一室　②一室
③一室　④十箇所

国立日高青少年自然の家　①二室　②一室
③一室　④六箇所

国立花山青少年自然の家　①三室　②一室
③一室　④三箇所

国立那須甲子青少年自然の家　①零室　②一室　③一室　④四箇所

国立信州高遠青少年自然の家　①零室　②一室　③一室　④九箇所

国立妙高青少年自然の家　①一室　②一室
③一室　④九箇所

国立立山青少年自然の家　①零室　②一室　③一室　④三箇所
国立若狭湾青少年自然の家　①零室　②一室　③一室　④四箇所
国立曽爾青少年自然の家　①零室　②一室　③一室　④五箇所
国立吉備青少年自然の家　①零室　②一室　③一室　④八箇所
国立山口徳地青少年自然の家　①零室　②一室　③零室　④十二箇所
国立室戸青少年自然の家　①零室　②三室　③三室　④三箇所
国立夜須高原青少年自然の家　①一室　②二室　③零室　④六箇所
国立諫早青少年自然の家　①三室　②二室　③二室　④三箇所
国立大隅青少年自然の家　①四室　②四室　③四室　④六箇所

また、お尋ねの「車いす利用者の同時宿泊可能人数」及び「車いす利用者の同時入浴可能人数」については、車いす利用者の障害の程度等により人数が異なるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「東京都心」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「二十八施設」のうち、東京駅から、鉄道やバスを利用し、最寄りの駅又は停留所に到着するまでの乗車に要する時間が二時間以内であるものについては、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立赤城青少年交流の家、国立中央青少年交流の家及び国立那須甲子青少年自然の家である。

三について

お尋ねの「国立施設」の具体的な範囲が必ずしも明らかではなく、また、「専門図書館又は資料センターを利用」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四及び五について

独立行政法人国立女性教育会館（当時。以下「会館」という。）については、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和六年七月三十日内閣府、文部科学省及び国立女性教育会館作成）において、「所有施設での自前の研修中心の機関からの転換、施設（ハード）中心から機能（ソフト）中心の機関への転換を進める必要がある」こととしている。独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が令和八年四月一日に指示した「独立行政法人男女共同参画機構第一期中期目標」において、「対面型の研修や関係者相互の連携促進の取組を機構の職員が全国各地に出向く形で実施するなど、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開する」こととしているほか、機構が保有する資料を、男女共同参画センター（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十八条第二項に規定する男女共同参画センターをいう。）等に共有し、「男女共同参画に関する専門的図書への市民の情報アクセスの確保及びセンター等で実施する講座や広報啓発、研修等と連動した活用を促す」こととしている。

そのため、御指摘の「車いす利用者を含む複数の障害者が宿泊しながら専門資料にアクセスし研修及び交流を行う」機能を特定の施設において代替することは考えておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

障害者団体が実施する研修、調査研究及び交流活動については、様々なものがあると承知しており、一般に、障害者の自立及び社会参加の推進に当たり、重要な役割を果たしていると認識している。

七について

お尋ねの「代替施設の確保や利用環境の整備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、男女共同参画推進連携会議の下に設けられた企画委員会が、障害者団体を含め、広範な国民各界各層との情報及び意見の交換を図るために主催する会合において、令和六年三月七日及び令和七年二月二十六日に会館の機能を抜本的に見直すこと等を説明し、質疑応答を行った。

国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一　殿

国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問主意書

政府は、独立行政法人国立女性教育会館（以下「ＮＷＥＣ」という。）について、宿泊棟及び研修棟を撤去し、「新法人に必要な機能を本館に集約する」方針を示している。ＮＷＥＣの機能強化については、二〇二二年十二月から「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」において検討が行われた。同ワーキング・グループが二〇二三年四月十一日に公表した報告書（以下「報告書」という。）は、「現在の研修棟や宿泊棟といった施設の在り方についても、今後検討していくことが必要である。」としているが、施設撤去が必要とは提言していない。

政府は、二〇二五年六月十九日の参議院内閣委員会において、二〇二三年四月に報告書が公表されたことを受け、「内閣府、文部科学省、国立女性教育会館にて今後の施設の在り方について検討を開始」した旨答弁した。また、同年七月に埼玉県、十一月に嵐山町と相談を開始したが、同県及び同町から現在地への存置を求める旨の要望書が十二月に提出された旨答弁した。

市民団体が情報開示請求を行って入手した内閣府の内部文書（以下「内部文書」という。）「埼玉県視察打合せメモ」によれば、二〇二三年八月二十四日に埼玉県が内閣府及び文部科学省と共にＮＷＥＣを視察した際、内閣府が施設撤去を前提として、「郊外での集合研修の場所の提供ではなく、研修内容の充実などソフト面の強化を図るとともに、アクセスのいい場所に拠点を移すこととしたい」と発言した。これに対し、埼玉県が「県としては、男女共同参画施設を手放したくはない」と発言し難色を示したと記録されている。

また、内部文書「三者協議議事要旨」には、二〇二四年一月十九日の内閣府、文部科学省、埼玉県、嵐山町及びＮＷＥＣによる協議が記録されている。同要旨によれば、内閣府男女共同参画局は協議冒頭、二〇二三年四月公表の報告書を踏まえ、「内閣府と文科省、ＮＷＥＣの三機関で話し合いを重ね、こういった方向性で地元と相談して

よいかということをそれぞれ大臣と理事長に諮り、了解を得た上で、十一月に嵐山町に御相談に伺った次第」と経緯を説明している。したがって、ＮＷＥＣの理事長も施設撤去計画の決定について、一定の責任を有していることとなる。

さらに、内部文書「嵐山町長往訪概要メモ」には、二〇二三年十一月二十九日に内閣府の担当者が嵐山町を訪れ、町長らと会談した際の協議の概要が記録されている。同メモによれば、国会議員が一九九〇年代から「箱モノ」に厳しい視線を向けており、施設のそのままの維持は困難である旨、特定の議員から「指導」を受けている旨が記録されている。また、「施設の引受け手がなければ撤去する」という政府の考えが記録されている。

二〇二五年十二月七日、埼玉県日高市で人権啓発講演会が開催された。同講演会において、「理事長が本当に成し遂げたい男女平等に対して、ある宗教的団体や政治的団体がブレーキをかけていることについてどう思っているのか、個人的でいいのでお話し下さい」との参加者の質問に対し、ＮＷＥＣの理事長は「四月になったら言わせてもらいます。今はまだ忖度しなければいけない立場ですから」と発言した。本件に係る市民団体の公開質問状に対し、理事長名で発出した回答書では、当該発言自体は否定されていない。

以上の経緯を踏まえた上で、ＮＷＥＣの機能強化に係る政策決定過程について、以下質問する。

一　二〇二三年四月に報告書が公表されてから、同年七月に埼玉県と相談を開始した時点又は同年八月に埼玉県とＮＷＥＣを視察した時点までの間に、施設撤去を含意する見直し案はどのような手続で決定されたのか。以下の事項を明らかにし、具体的に示されたい。

1　見直し案について、決定した会議を招集した行政機関及び決定した者の職位。

2　決定の根拠。

3　決定に至るまでに行われた会議の回数。

二　前記一における事項に関する記録は行政文書として保存されているか示されたい。保存されている場合、当該記録を公開し、決定までの手続の正当性を市民が確認できるようにすべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「施設撤去を含意する見直し案」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「二〇二三年四月に報告書が公表されてから、同年七月に埼玉県と相談を開始した時点又は同年八月に埼玉県とＮＷＥＣを視察した時点までの間」に、独立行政法人国立女性教育会館（以下「当時」という。）の施設の在り方の方向性について決定した事実はなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一　殿

第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問主意書

第二百十七回国会において、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第八十号）が成立した。これにより、独立行政法人国立女性教育会館は解散し、新たに独立行政法人男女共同参画機構（以下「ＪＧＥＰＡ」という。）が発足した。

二〇二五年六月十九日の参議院内閣委員会において、独立行政法人男女共同参画機構法案及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（以下「附帯決議」という。）が行われた。附帯決議第一項は、新設されるＪＧＥＰＡの活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる際には、「女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。」としている。

附帯決議は、ＪＧＥＰＡが我が国の男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を担い、女子差別撤廃条約に則した取組を促進することを求めているものだと考える。一方、女子差別撤廃条約に則した取組の促進は、ＪＧＥＰＡに限らず、我が国の男女共同参画に関する施策全般において十分留意されるべきである。

政府は二〇二六年三月十三日、第六次男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定した。我が国は女子差別撤廃条約の批准国であるため、政府が同条約の趣旨に則した施策を講ずることは当然の責務である。その上、附帯決議では、改めて同条約に即した取組の促進について言及された。政府は、基本計画が同条約の趣旨を十分に踏まえているか、とりわけ、女性差別撤廃委員会の「日本の第九次定期報告に関する総括所見」（以下「総括所見」という。）の指摘に応えているか、十分検討すべきであったと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、基本計画の策定に当たり、前記の附帯決議第一項を踏まえた検討を行ったか明らかにされたい。

二　総括所見のパラグラフ二十（ｃ）は、「基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織との有意義かつ具体的な関与を確保」するよう勧告している。政府は、基本計画の策定に当たり、「多様な背景を代表する女性市民社会組織」からの要望を聴取したか明らかにされたい。聴取した場合、その内容をどのように基本計画に反映したか、具体的に明らかにされたい。また、基本計画の策定過程を記録した文書が存在するか明らかにされたい。存在する場合、それを公開すべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

三　政府は、基本計画の策定に当たり、総括所見のパラグラフ十八における女性の司法へのアクセスに関する勧告について、どのような検討を

行ったか明らかにされたい。また、同勧告への対応は、基本計画のどの項目に反映されているか、具体的に明らかにされたい。

四　総括所見のパラグラフ十九は、我が国に「女性問題を専任する省庁がないこと」、「第五次男女共同参画基本計画の下での公約にもかかわらず、その実施と評価への市民社会の関与が不十分であるという報告」について懸念を示している。政府は、基本計画の策定に当たり、当該懸念についてどのような検討を行ったのか明らかにされたい。また、当該懸念への対応は、基本計画のどの項目に反映されているか、具体的に明らかにされたい。さらに、ＪＧＥＰＡの設立により当該懸念が解消されると考えているのか明らかにされたい。

五　総括所見のパラグラフ三十五は、「政治的および公的活動（略）における女性の割合が引き続き低いこと」等について懸念を示している。また、総括所見のパラグラフ三十六は、「女性の完全かつ効果的な参加と指導力の機会均等を確保する」ための具体的な勧告を行っている。政府は、基本計画の策定に当たり、当該懸念についてどのような検討を行ったのか明らかにされたい。また、当該懸念への対応は、基本計画のどの項目に反映されているか、具体的に明らかにされたい。さらに、ＪＧＥＰＡ及び都道府県や市町村が設置する男女共同参画センターは、当該懸念を解消するため、具体的にどのような取組を行うのか明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

令和八年八月四日　参議院会議録追録　質問主意書及び答弁書

参議院議員ラサール石井君提出第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「第六次男女共同参画基本計画」（令和八年三月十三日閣議決定。以下「基本計画」という。）は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号。以下「基本法」という。）第十三条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画として策定したものであり、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和六十年条約第七号）の遵守等についても検討したところである。

二について

お尋ねの「要望」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、基本計画の策定に当たっては、第六次基本計画策定専門調査会（以下「専門調査会」という。）において、専門調査会が実施した意見募集及び公聴会に寄せられた意見も参考にしながら議論がなされたところであり、男女共同参画会議において、その議論を踏まえ、「第六次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が令和八年三月五日に答申されたところである。お尋ねの「基本計画の策定過程を記録した文書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同会議及び専門調査会における配布資料及び議事録については、内閣府のホームページにおいて公表している。

三について

お尋ねの「総括所見のパラグラフ十八」の（a）については、例えば、日本司法支援センターにおいて、性別にかかわらず、あまねく全国において有効な司法アクセスを確保するための法的支援を行っているところ、特に、女性が当事者となることが多いと考えられる紛争に対する法的支援としては、民事法律扶助の運用におけるひとり親に対する支援の拡充や、「ＤＶ等被害者法律相談援助」等を実施し、これらの支援について、お尋ねの「総括所見のパラグラフ十八」の（a）の趣旨にも照らして、適切な周知及び運用に取り組んでいる。基本計画の策定に当たっては、これらの取組を踏まえて、基本計画の「第六分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」及び「第七分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」の施策に反映したものである。

また、お尋ねの「総括所見のパラグラフ十八」の（b）及び（c）のうち、裁判所における対応については、日本国憲法並びにお尋ねの「総括所見のパラグラフ十八」の（b）及び（c）の趣旨も踏まえて、まずは裁判所において必要な検討が行われるべきものと考えている。また、政府においては、各人が自己の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、お尋ねの「総括所見のパラグラフ十八」の（b）及び（c）の趣旨にも照らして、法律や制度の理解の促進を図っている。基本計画の策定に当たっては、このような政府の取組を踏まえて、基本計画の「第十分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」の施策に反映したものである。

四について

前段及び中段のお尋ねについては、お尋ねの「女性問題を専任する省庁」について、「総括所見のパラグラフ十九」の趣旨も参照しつつ、基本計画の検討を行ったところ、基本計画の「Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」において、「男女共同参画推進本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る」こととするとともに、男女共同参画推進本部の庶務を処理する内閣府男女共同参画局が、「男女共同参画会議の議論を踏まえつつ、施策の企画立案及び総合調整の機能を担い、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する方向性を示す」こととしている。また、お尋ねの「市民社会の関与」について、「総括所見のパラグラフ十九」の趣旨も参照しつつ、基本計画の検討を行ったところ、基本計画の「Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」において、「市民社会や民間団体等、次世代を担う若年世代を含めた様々な世代との間で六次計画を始めとする情報の共有や連携を進め、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透を図る」こととしている。

後段のお尋ねについては、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号。以下「機構法」という。）第十二条各号に掲げる業務を行うこととされているところ、お尋ねのように「ＪＧＥＰＡの設立により当該懸念が解消される」とは考えていない。

五について

前段及び中段のお尋ねについては、お尋ねの「総括所見のパラグラフ三十五」及び「総括所見のパラグラフ三十六」の趣旨も参照しつつ、基本計画の検討を行ったところ、基本計画の「第二分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」において、「政党、国会事務局等における取組の促進」、「地方議会・地方公共団体における取組の促進」や「政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進」といった取組に反映したものである。

後段のお尋ねについては、機構は、機構法第十二条各号に掲げる業務を行うこととされており、例えば、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が令和八年四月一日に指示した「独立行政法人男女共同参画機構第一期中期目標」において、「センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座や助言等を効果的に行うことができるよう、センター等の職員等が地域の企業や経済団体向けに活用できる、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する」こととされている。また、男女共同参画センター（基本法第十八条第二項に規定する男女共同参画センターをいう。）は、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」（令和八年一月内閣府男女共同参画局策定）において、「企業における女性管理職が男性管理職に比べて相当程度少ない場合に、登用を促進するため、女性の管理職育成講座を実施する」ことが取組の具体例として挙げられている。

国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一殿

国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問主意書

独立行政法人国立女性教育会館（以下「ＮＷＥＣ」という。）の機能強化の一環である施設の見直しに関して、内閣府、文部科学省及びＮＷＥＣは二〇二四年七月三十日、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」を発出し、老朽化した施設の撤去等の方針を示した。

当該文書の発出に至る検討過程について、以下質問する。

一　政府は、二〇二五年六月十九日の参議院内閣委員会において、ＮＷＥＣの施設について、修繕のための施設整備費補助金として過去十年の平均で約二億円、施設の維持管理等を行うための業務委託経費として二〇二五年度は約一億円の経費が掛かっている旨答弁した。施設の老朽化に伴い一定の経費が発生することは理解するが、政府は、二〇一三年十一月二十九日に取りまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、官庁施設の長寿命化を推進している。ＮＷＥＣの施設撤去についても、老朽化に起因する経費の増加のみを根拠とした決定は適当ではなく、長寿命化に要する経費、施設の代替可能性等、様々な要素を比較考量した上で決定すべきと考える。政府は、そのような比較考量を含む検討を行ったのか明らかにされたい。行った場合、その過程を明らかにされたい。また、老朽化対策について、修繕による施設維持ではなく撤去と決定した根拠を明らかにされたい。

二　二〇二三年四月十一日に公表された「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」では、「現在の研修棟や宿泊棟といった施設の在り方についても、今後検討していくことが必要である。」としているが、施設撤去が必要とは提言していない。ＮＷＥＣの研修棟及び宿泊棟等の撤去は、政府によって決定されたものと承知している。政府はＮＷＥＣの機能強化を掲げているが、ＮＷＥＣの機能は施設の存続を前提とするものである。一九七七年の設立以降、半世紀近く利用され続けてきた施設を撤去することは、独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十一条第一項第一号が規定していた「女性教育指導者等に対する研修のための施設」の設置義務に抵触するおそれがあったと考えられる。ＮＷＥＣの施設撤去によりその機能が復元不可能となることの是非について、政府はどのような検討を行ったのか明らかにされたい。また、ＮＷＥＣの開設に先駆けて発足した婦人教育会館調査研究協力者会議が策定した基本構想とＮＷＥＣの施設撤去との整合性をどのように検討したのか具体的に明らかにされたい。

三　あべ俊子文部科学大臣（当時）は、二〇二五年三月十二日の衆議院文部科学委員会において、ＮＷＥＣの施設の在り方について、二〇二四年三月及び二〇二五年二月に男女共同参画推進連携会議が開催した「一般の方々も自由に参加できる、情報及び意見の交換を図る会合」で説明し、質疑応答を行った旨答弁した。同会合の趣旨、同会合で政府が行った説明、参加者の質問及びそれに対する政府の答弁について、内容をそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「修繕による施設維持ではなく撤去と決定した根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「老朽化に起因する経費の増加のみを根拠とした決定」をしたものではなく、独立行政法人国立女性教育会館（当時。以下「会館」という。）の宿泊棟及び研修棟に係る令和五年度の利用率については、令和七年六月十九日の参議院内閣委員会において、政府参考人が「男女共同参画等に関する目的に限れば四パーセント弱となっており、このまま維持したといたしましても本来の目的を果たすことができないと考えております」と答弁しているところであるほか、会館が宿泊棟及び研修棟において研修を行う場合と民間の宿泊施設を

借り上げて研修を行う場合とを比較するなど総合的に検討を行ったところである。

当該検討の過程については、男女共同参画会議の下に設けられた「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」において令和五年四月十一日に取りまとめられた報告書（以下単に「報告書」という。）において、「現在の研修棟や宿泊棟といった施設の在り方についても、今後検討していくことが必要である」とされたことを踏まえ、内閣府、文部科学省及び会館において検討を行い、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和六年七月三十日内閣府、文部科学省及び国立女性教育会館作成）において、「老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和十二年度までを目途に撤去すべく、新法人設立後速やかに関連工事に着手することを目指す」ことを決定したところである。

二について

お尋ねの「ＮＷＥＣの施設撤去によりその機能が復元不可能となることの是非」及び「婦人教育会館調査研究協力者会議が策定した基本構想とＮＷＥＣの施設撤去との整合性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、会館は、「国立婦人教育会館（仮称）の設置について」（昭和四十七年八月二十一日婦人教育会館調査研究協力者会議作成）において、「婦人の学習要求にこたえるために、学習の場を整備し、学習の素材となる情報を提供し、指導者を育成・確保する等の必要があり、その一助として、婦人教育のための全国的な施設を設置することが有効にして必要な施策であると考える」とされたことを踏まえ設置されたものであるところ、報告書において、「今般の機能強化により、ＮＷＥＣが実施する啓発や研修等について、今後対象とする層の拡充等を図っていくにあたって、オンラインを活用した実施の更なる増加が見込まれる中で、現在の研修棟や宿泊棟といった施設の在り方についても、今後検討していくことが必要である」とされたことを踏まえ、内閣府、文部科学省及び会館において、時代の変化に対応した機能を有効に発揮しやすい施設の在り方について検討を行い、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」において、「男女共同参画基本計画に定める施策全般にわたって、その推進に資する普及啓発、人材育成、調査研究等を行う「ナショナルセンター」としての機能強化」や、「全国の男女共同参画センターとネットワークを構築し、各地のセンターを強力にバックアップする「センターオブセンターズ」としての機能強化等を実現するには、所有施設での自前の研修中心の機関からの転換、施設（ハード）中心から機能（ソフト）中心の機関への転換を進める必要がある」こととし、お尋ねの「施設撤去」を決定したものである。

三について

お尋ねの会合については、「男女共同参画推進連携会議の開催について」（平成八年八月六日内閣官房長官（女性問題担当）決定、平成十八年三月十四日一部改正）において、「男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する」こととされている男女共同参画推進連携会議の下に設けられた企画委員会が、広範な国民各界各層との情報及び意見の交換を図るために主催するものである。令和六年三月七日及び令和七年二月二十六日に実施された会合において、内閣府、文部科学省及び会館が作成した資料に基づき同府から、会館の機能を抜本的に見直すこと等について説明した。令和六年三月七日に実施された会合において、御指摘の「中核的組織」における予算及び人員、機能強化の具体的な取組並びに施設の在り方について質問があり、「中核的組織」における予算及び人員並びに機能強化の具体的な取組については会館の機能を抜本的に見直すことができるよう政府部内で調整していく旨、また、「中核的組織」における施設については時代の変化に対応した在り方について検討を進めていく旨を回答した。

ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一　殿

ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問主意書

国立劇場の再整備について、二〇一四年一月三十一日付け東京新聞及び同年二月六日付け産経新聞は、二〇一七年から約三年かけて大規模改修し、二〇二〇年に完成予定と報じた。半年後の二〇一四年七月二十五日付け読売新聞は、東京オリンピック後の二〇二一年度から三年間の解体改修工事に入ることになったと報じた。

二〇一九年十月に設置された「国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」という。）は、二〇二〇年三月三十日に「国立劇場の再整備に係る整備計画策定に向けた基本方針」を公表した。同方針には、「国立劇場の再整備については、ＰＦＩ手法による建替えを念頭に、今後関係者との調整を進めることとする。」と記載されている。

当初は改修工事が行われる予定だったところ、ＰＦＩによる建て替えに変更された理由については明らかにされていると言い難い。また、政府の計画に従って建て替えが行われた場合、従前の国立劇場の文化的・建築史的価値を保持したまま継承できるか疑問が残る。

森鴎外は「文芸の主義」において、「学問の自由研究と芸術の自由発展とを妨げる国は栄えるはずがない。」と述べている。文化芸術を市場経済の論理に従属させてはならず、従前の国立劇場が担ってきた役割を後代まで引き継ぐべきとの問題意識に基づき、以下質問する。

一　文化庁の「国立劇場の再整備の方向性について（中間報告）」によると、ＰＴは、上野通子文部科学副大臣（当時）の下、文部科学省、文化庁、内閣官房、国土交通省、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）により発足したとされている。しかし、ＰＴの経過、議論の具体的内容等は全く明らかにされていない。ＰＴが従前の改修工事計画をＰＦＩによる建て替えに変更した時期及び議論の内容を示されたい。また、市民が議論の経過を確認・検証できるよう、ＰＴの議事録を公開すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　二〇二三年の国立劇場閉場以降、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、琉球芸能、雅楽、声明等がそれぞれの芸能に適していない外部の施設（以下「代替劇場」という。）で公演せざるを得ない状況となっている。こうした現状についての政府の見解を示されたい。

三　「歌舞伎」、「文楽」、「舞踊・邦楽」、「民俗芸能・琉球芸能他」、「雅楽・声明他」の分野別に、国立劇場における二〇一六年以降の各年の公演数及び観客数を示されたい。また、鑑賞教室の公演数及び観客数も同様に示されたい。

四　国立劇場閉場後、代替劇場において公演が行われているが、その公演数及び観客数を、前記三の分野別に示されたい。また、代替劇場における公演について、実演者、スタッフ、観客から寄せられた意見がある場合、特に不便を訴える意見について概要を示されたい。

五　国立劇場閉場に伴う公演数の減少に起因する伝統芸能関係者の収入の変動について、政府は調査を行っているか示されたい。行っている場合、その結果を示されたい。また、著しく収入が減少しているとの結果が得られている場合、伝統芸能関係者に対する生活保障を行う必要性に係る政府の見解を示されたい。調査を行っていない場合、その理由を示されたい。

六　振興会は、国立劇場の閉場に当たり、代替劇場における伝統芸能公演の実施を考えている芸術家に向けた相談窓口を設けている。振興会は、どのような芸術家から、どのような相談を受け、どのような対応を行ったか示されたい。

七　今枝宗一郎文部科学副大臣（当時）は、二〇二三年十一月三十日の参議院外交防衛委員会において、演者を支える大道具等のスタッフへの支援について、「様々な形で支援がしていける」と答弁した。国立劇場閉場の影響を受けたスタッフに対し政府が講じた支援策を具体的に示されたい。

八　振興会が二〇二五年九月二十六日に公表した「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針の概略」の添付資料二―六では、建て替え後の国立劇場の普及発信施設として「舞台付きレストラン（仮称）」を設けるとしている。また、二〇二六年三月三十一日に公表した国立劇場再整備等事業入札公告及び入札説明書等の参考資料―二では、「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方として、「大劇場・小劇場・演芸場（略）に訪れる観客への飲食提供を行うとともに、観劇チケットを持たない一般の来場者等でも飲食とともに伝統芸能を含む様々なジャンルの日本文化に触れて楽しむことができる施設とする。」、「当該施設では、伝統芸能を基調としながら、伝統芸能以外の音楽、演劇、舞踊、映像など様々なジャンルの日本文化を柔軟に取り扱う予定である。」等の記述がある。

　国立劇場に「舞台付きレストラン（仮称）」を設置することが必要であると判断した根拠を示されたい。あわせて、国立劇場として、伝統芸能以外の日本文化も柔軟に取り扱うことが必要であると判断した根拠を示されたい。

九　国立劇場の建て替えの理由は老朽化であるが、国立劇場、国立演芸場及び国立劇場伝統芸能情報館のコンクリート躯体の劣化診断の結果を示されたい。また、専門家から建築史的価値を評価されている建物をスクラップ・アンド・ビルドすることは、建築文化の軽視であると考えるが、政府の認識を示されたい。

十　振興会は、国立劇場の老朽化の現状として、「廻り舞台や迫りに事故につながりかねない動作不良がときおり発生し、廻り舞台を支えるレールにはひびが入っており、いつ動かなくなっても不思議ではない状態」であると説明している。

　廻り舞台や迫りの現状を調査した事業者を示されたい。また、複数の事業者の意見を聞いた上で、建て替えが必要と判断したのか示されたい。

十一　国立劇場の建て替えは、多量のＣＯ２を排出すると考えるが、政府の認識を示されたい。

十二　振興会は二〇二三年二月、国立劇場再整備等事業の事業者公募に係る入札公告及び入札説明書等を公表したが、同年八月、落札に至らなかったことを発表した。それにもかかわらず、同年十月に国立劇場を閉場した理由を示されたい。また、同事業の実施が確実となった後に閉場すべきであったと考えるが、政府の見解を示されたい。

十三　振興会は、国立劇場再整備等事業の事業者公募に係る入札公告及び入札説明書等を公表するたびに質問を受け付け、それに対する回答を公開している。二〇二二年の第一回入札に対する計三回の質問、二〇二三年の第二回入札に対する計二回の質問及び二〇二六年の第三回入札に対する質問を行った事業者数をそれぞれ示されたい。

十四　振興会が二〇二六年三月に公表した第三回入札説明書では、同年四月から六月頃に現地確認①を予定していたが、申込みがあった事業者数を示されたい。

　右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問に対する答弁書

一について

　お尋ねの「時期及び議論の内容」については、国立劇場再整備に関するプロジェクトチームが令和二年三月三十日に取りまとめた「国立劇場の再整備に係る整備計画策定に向けた基本方針」において、「既存施設の大規模改修工事では、可変機構や高水準のユニバーサルデザインの導入など・・・機能強化に対応するのは困難であり、伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点としての機能をさらに強化するとともに、国内外の人々の交流を生み出す空間となるには、建替えが適切であるとの結論に達した。また、文化観光拠点といった新たな機能を十分に持たせるためには、独立行政法人日本芸術文化振興会・・・として計画・整備する要素に加え、「国立」の劇場であることを前提としつつ、観客サービスや賑わいの創出の観点から、民間事業者からの提案やノウハウに基づく要素を取り入れることが効果的であるとの認識で一致した。このため、国立劇場の再整備については、ＰＦＩ手法による建替えを念頭に、今後関係者との調整を進めることとする。」としているとおりである。

御指摘の「議事録」については、これを公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公開することは考えていない。

二について

お尋ねについては、令和八年四月二日の参議院文教科学委員会において、松本文部科学大臣が「国立劇場が伝統芸能の継承、発展を担ってきた役割を引き続き果たしていくため、閉場中においても伝統芸能に関わる方々の活動が継続できるように十分配慮していくことが重要である、そのように考えております。・・・日本芸術文化振興会が主催をいたします公演につきましては、公演施設を有する自治体との協定締結などによって代替場所を確保をし、出演者やスタッフの方々が活躍できる場を確保するように努めております。・・・文部科学省といたしまして、日本芸術文化振興会と緊密に連携をいたしまして引き続き必要な対策を進めてまいりたい、そのように考えております。」と答弁しているとおりである。

三について

お尋ねの「分野別」に、平成二十八年度から令和七年度までの各年度における①公演数及び②観客数をお示しすると、それぞれ次のとおりである。ただし、「歌舞伎」及び「文楽」にはそれぞれの「鑑賞教室」の公演数及び観客数を含めたものを示している。

1　「歌舞伎」

平成二十八年度　①七公演　②二十五万六千五百三十一人

平成二十九年度　①七公演　②二十三万七千百二十五人

平成三十年度　①七公演　②二十一万二千二百七十六人

令和元年度　①六公演　②十八万千七百九十七人

令和二年度　①五公演　②六万千六百二十八人

令和三年度　①六公演　②九万二千二百七十二人

令和四年度　①六公演　②十五万三百十三人

令和五年度　①五公演　②十二万七千八百二十五人

令和六年度　①四公演　②五万八千四百九十九人

令和七年度　①四公演　②六万六百十四人

2　「文楽」

平成二十八年度　①五公演　②八万二千四百四十五人

平成二十九年度　①五公演　②七万九千五百八十三人

平成三十年度　①五公演　②七万四千八百三人

令和元年度　①五公演　②七万六千四百四十人

令和二年度　①四公演　②三万四千七百二十七人

令和三年度　①五公演　②三万七千八百八十一人

令和四年度　①五公演　②六万五千八十三人

令和五年度　①五公演　②七万二千四百六人

令和六年度　①四公演　②四万八千五百七十六人

令和七年度　①三公演　②四万千六百十一人

3　「舞踊・邦楽」

平成二十八年度　①六公演　②八千六百二十三人

平成二十九年度　①九公演　②六千六百七十二人

平成三十年度　①六公演　②五千四十五人

令和元年度　①七公演　②八千六百二十八人

令和二年度　①四公演　②二千五百四十一人

令和三年度　①八公演　②四千七百二十一人

令和四年度　①九公演　②五千九百九十八人

令和五年度　①七公演　②五千九百十九人

令和六年度　①四公演　②千百九十九人

令和七年度　①五公演　②三千三百九十六人

4　「民俗芸能・琉球芸能他」

平成二十八年度　①二公演　②二千七百三十二人

平成二十九年度　①二公演　②二千百九十八人

平成三十年度　①三公演　②三千二百七十一人

令和元年度　①二公演　②千六百七人

令和二年度　①零公演　②零人

令和三年度　①零公演　②零人

令和四年度　①三公演　②千九百七十四人

令和五年度　①二公演　②千三百五十五人

令和六年度　①零公演　②零人

令和七年度　①零公演　②零人

5　「雅楽・声明他」

平成二十八年度　①四公演　②五千六百四十二人

平成二十九年度　①三公演　②三千七十九人

平成三十年度　①二公演　②千九百三十四人

令和元年度　①三公演　②三千六十八人

令和二年度　①一公演　②六百九人

令和三年度　①二公演　②千三百五十一人

令和四年度　①三公演　②二千八百六十三人

令和五年度　①三公演　②五千八百七人

令和六年度　①一公演　②千百十二人

令和七年度　①一公演　②九百六十六人

また、お尋ねの「鑑賞教室」については、「歌舞伎」及び「文楽」において行われているが、平成二十八年度から令和七年度までの各年度における①公演数及び②観客数をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

1　「歌舞伎」の「鑑賞教室」

平成二十八年度　①二公演　②十一万七千五百十四人

平成二十九年度　①二公演　②十二万四千百八十六人

平成三十年度　①二公演　②十二万二千三百七十八人

令和元年度　①二公演　②十万四千二百四十三人

令和二年度　①零公演　②零人

令和三年度　①二公演　②五万九百六十三人

令和四年度　①二公演　②七万九千二十人

令和五年度　①二公演　②八万八千五百十人
令和六年度　①二公演　②四万二千百五十八人
令和七年度　①二公演　②三万七千六百三人

2　「文楽」の「鑑賞教室」
平成二十八年度　①一公演　②一万三千百二十五人
平成二十九年度　①一公演　②一万三千百八十四人
平成三十年度　①一公演　②一万三千百十一人
令和元年度　①一公演　②一万三千五百十七人
令和二年度　①一公演　②五千六百十一人
令和三年度　①一公演　②八千百三十九人
令和四年度　①一公演　②九千六百八十五人
令和五年度　①一公演　②八千三百六十一人
令和六年度　①一公演　②一万二千百六十五人
令和七年度　①一公演　②一万三千七百五十九人

四について
御指摘の「代替劇場」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、国立劇場が「閉場」されている期間中に独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「日本芸術文化振興会」という。）が主催して国立劇場以外の劇場で行われている公演（以下「代替劇場公演」という。）について、お尋ねの「分野別」に、令和五年度から令和七年度までの各年度における①公演数及び②観客数をお示しすると、それぞれ次のとおりである。ただし、三で御指摘の「歌舞伎」及び「文楽」にはそれぞれ「鑑賞教室」の公演数及び観客数を含めたものを示しており、「民俗芸能・琉球芸能他」においては代替劇場公演が実施されていない。

1　「歌舞伎」
令和五年度　①一公演　②一万二百十四人
令和六年度　①四公演　②五万八千四百九十九人
令和七年度　①四公演　②六万六百十四人

2　「文楽」
令和五年度　①三公演　②二万二千三百二十六人
令和六年度　①四公演　②四万八千五百七十六人
令和七年度　①三公演　②四万千六百十一人

3　「舞踊・邦楽」
令和五年度　①二公演　②千百五人
令和六年度　①四公演　②千百九十九人
令和七年度　①五公演　②三千三百九十六人

4　「雅楽・声明他」
令和五年度　①零公演　②零人
令和六年度　①一公演　②千百十二人
令和七年度　①一公演　②九百六十六人

また、代替劇場公演についてはその立地や鑑賞する際の環境に関して不便を感じている等の意見が寄せられている。

五及び七について
御指摘の「伝統芸能関係者の収入の変動」については、様々な要素の影響を受けるものであり、「国立劇場閉場」による「伝統芸能関係者の収入」への影響のみを把握することは困難であるため、お尋ねの「調査」は行っていないが、二についてでお答えしたとおり、文部科学省としては、日本芸術文化振興会と連携し、国立劇場が「閉場」している期間における日本芸術文化振興会が主催する公演の会場の確保に努めているほか、文化芸術団体が公演を行う機会の充実等を通じて、御指摘の「スタッフ」を含めた「伝統芸能関係者」の活躍の場を確保できるように支援等を行っているところである。

六について
お尋ねについて、御指摘の「国立劇場の閉場」に伴い、日本芸術文化振興会が設置した「相談窓口」には、実演家に係る団体、三で御指摘の「舞踊・邦楽」に係る芸術家等から、舞台芸術に係る技術職員の派遣や公演の実施が可能な劇場の紹介等に関する相談が寄せられているところであり、これらの相談内容を踏まえて、適切に対応しているところと承知している。

八について
お尋ねについては、「国立劇場の再整備に係る整備計画」（令和二年七月十四日国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム策定、令和七年九月二十四日一部改定）において示された、「新たな観客層に足を運んでもらうとともに、伝統芸能の魅力を国内外に発信するための機能を整備し、皇居周辺見学における学校団体の需要やインバウンド層の観光需要を取り込むなど、文化観光拠点としての機能強化を図る」という基本的な考え方を踏まえ、「伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できるようなイベントスペースの新設を行う」ことや「観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランドロビーに接して配置し、レストラン、ショップ等の魅力向上等を図る」ことを目的として、日本芸術文化振興会において御指摘の「舞台付きレストラン（仮称）」を設けることを判断したものであると承知している。

九について
国立劇場に係るお尋ねの「コンクリート躯体の劣化診断の結果」は、建物の内外にひび割れ及び内部に部分的な漏水の痕跡が見られ、また、経年変化によるコンクリートのアルカリ性の低下により、部分的に鉄筋にさびが生ずるおそれがあり、「コンクリート躯体の劣化」が進行している。
国立演芸場に係るお尋ねの「コンクリート躯体の劣化診断の結果」は、建物の内外にひび割れが見られ、また、経年変化によるコンクリートのアルカリ性の低下により、部分的に鉄筋にさびが生ずるおそれがあり、「コンクリート躯体の劣化」が進行している。
国立劇場伝統芸能情報館については、「コンクリート躯体の劣化診断」は実施していない。
今般これらを建て替えとすることとしたのは、御指摘の「老朽化」及び一についてでお答えした理由も踏まえて総合的に判断したものであり、「建築文化の軽視」との御指摘は当たらないと考えている。

十について
御指摘の「廻り舞台」や「迫り」の現状については、日本芸術文化振興会が、国立劇場の施工業者であり定期的な保守点検や改修を実施してきた三精テクノロジーズ株式会社及び森平舞台機構株式会社に対し、令和元年七月にヒアリングを行ったと承知しており、御指摘のとおり「複数の事業者の意見を聞いた上で、建て替えが必要と判断し」ている。

十一について

御指摘の「多量のＣＯ２」の意味するところが具体的に明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、日本芸術文化振興会が作成した「国立劇場再整備等事業業務要求水準書」においては、「公共施設として今日的な課題に先導的に取り組む必要性から、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）、工事を含むカーボンニュートラル等、施設整備、維持管理から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、省エネルギー・省資源、長寿命化、建設副産物の抑制、エコマテリアルの使用等を積極的に取り入れるなど総合的な対策を講じた環境に配慮した施設整備を行う」こととしていると承知している。

十二について

お尋ねについては、令和七年三月十三日の参議院文教科学委員会において、赤松文部科学大臣政務官（当時）が「国立劇場ですけれども、昭和四十一年の開場から六十年が経過しまして、観客席のつり天井、これが耐震性が不足して、これ落ちてきたら大変なことになります。あと、舞台機構のせりが何と公演中に停止しちゃったと、みたいなことありまして、危険であると。こういった施設の老朽化が限界を迎えているために、やむを得ず令和五年十月に閉場したところでございます。」と答弁しているとおりである。

十三及び十四について

お尋ねの「二〇二二年の第一回入札に対する計三回の質問」を行った「事業者数」は三十二者、「二〇二三年の第二回入札に対する計二回の質問」を行った「事業者数」は六者である。

「二〇二六年の第三回入札」は現在、入札手続を進めている最中であり、お尋ねの「質問を行った事業者数」及び「申込みがあった事業者数」は、参加を検討している企業に競争の状況を推知させ、企業の行動に影響を与える情報となり得るため、公正な競争の確保の観点から、お答えすることは差し控えたい。

同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一　殿

同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問主意書

二〇二六年三月十六日、沖縄県名護市の辺野古沖において同志社国際高等学校の研修旅行中に事故が発生した（以下「当該事故」という。）。文部科学省は同年五月二十二日、「辺野古への移設工事に関する学習について、政治的活動を禁じる教育基本法第十四条第二項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある。」との見解を発表した。

個別の学校の教育行為を教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十四条第二項違反と認定することは初めてであり、平和教育の萎縮が危惧される。実際に、米軍基地の見学を取りやめた例があると報道されており、沖縄県教職員組合等の四団体は「教育への不当な政治介入」と抗議した。

当該事故に係る文部科学省の対応が、平和教育の萎縮を招くことを深く憂慮し、以下質問する。

一　教育基本法第十四条第二項が禁止する「政治的活動」について、松野博一文部科学大臣（当時）は、二〇一七年二月二十八日の参議院予算委員会において、「当該行為の目的が政治的意義を持ち、その効果が政治に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為を指す」と答弁した（以下「松野答弁」という。）。一方、松本洋平文部科学大臣は、二〇二六年六月二日及び十一日の参議院文教科学委員会において、松野答弁に言及しつつも、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するようなことを目的として行われる行為を指すものであり、必ずしも特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行為に限られない旨答弁した（以下「松本答弁」という。）。「政治的活動」への該当性について、松野答弁によれば、その目的と効果によって判断されるが、松本答弁によれば、その目的のみによって判断される。「政治的活動」への該当性は、いずれの答弁に基づいて判断されるか、政府の見解を明らかにされたい。

二　文部科学省は、当該事故に係る教育行為を教育基本法第十四条第二項に反すると判断するに当たり、松野答弁と松本答弁のいずれに基づいて「政治的活動」に該当すると判断したか明らかにされたい。また、当該事故に係る教育行為の目的及び効果について、どのような確認を行ったか具体的に明らかにされたい。

三　松野答弁と松本答弁との間には齟齬が生じているが、政府は二〇一七年以降、教育基本法第十四条第二項の解釈を変更したか明らかにされたい。変更した場合、その理由及び変更に至る過程を明らかにされたい。

四　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条によれば、私立高等学校の所轄庁は都道府県知事である。それにもかかわらず、文部科学省は二〇二六年四月二十四日、学校法人同志社が私立大学の設置者であることを理由に、同法人に対する現地調査を行った。文部科学省の学校法人一覧によれば、学校法人同志社が設置する学校のうち、同志社大学及び同志社女子大学は文部科学大臣所轄とされているが、同志社国際高等学校を含む高等学校・中学校・小学校・幼稚園計十二校は都道府県知事所轄とされている。文部科学大臣所轄ではない学校において発生した事故について文部科学省が調査を行うことは、私立学校法に違反すると思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

五　大学を設置していない学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）が設置した高等学校において事故が発生した場合、調査権限を有するのは都道府県知事であるため、文部科学省は直接調査できない。大学を設置している学校法人（以下「大臣所轄学校法人」という。）が設置した高等学校と知事所轄学校法人が設置した高等学校との間で、監督の在り方に差異が生ずるのは適当でないと思料する。大臣所轄学校法人が設置した学校であっても、同学校の所轄庁が都道府県知事であれば、監督は都道府県知事に委ね、文部科学省が直接調査しない取扱いにすべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「いずれの答弁に基づいて」、「いずれに基づいて」及び「当該事故に係る教育行為」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「政治的活動」の定義については、令和八年六月十一日の参議院文教科学委員会において、松本文部科学大臣が「教育基本法第十四条第二項で禁止をされております政治的活動でありますけれども、当該行為の目的が政治的意義を持ち、その効果が政治に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為を指すものというふうに解されていると承知をしております。」と答弁しているとおりであり、御指摘の「松野答弁」及び「松本答弁」の基礎となる考え方はこれと異なるものではないと考えている。文部科学省においては、当該考え方を踏まえ、今般の同志社国際高等学校における研修旅行中の事故（以下「当該事故」という。）について対応を行ったところであり、同校の所轄庁である京都府と連携しながら、事実関係の確認を進め、同年五月二十二日に、「同志社国際高等学校の研修旅行等について（これまでの把握事項と文部科学省の見解）」（以下「当該見解」という。）を公表したところである。具体的には、「辺野古への移設工事に関する学習」において、同校が「様々な見解を十分に提示していたことが確認できず」、「辺野古沖での抗議船として日常的に使用される船による見学のプログラムを組み実施していたこと、研修旅行初日の開会礼拝のメッセージにおいて牧師より複数年にわたって抗議活動に関する説明が行われていたこと、二千十五年から二千十八年までの研修旅行のしおりの中で、ヘリ基地反対協議会による座り込みをお願いする文書を掲載していたこと」などが明らかになり、それらを総合的に勘案し、同校の「辺野古への移設工事に関する学習について、政治的活動を禁じる教育基本法第十四条第二項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある」と当該見解において示したところである。

三について

一及び二についてで述べたとおり、御指摘の「松野答弁」及び「松本答弁」の基礎となる考え方は異なるものではないと考えており、文部科学省としては、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十四条第二項の解釈について変更していない。

四について

御指摘の「現地調査」については、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条において、私立大学を設置する学校法人の所轄庁は文部科学大臣とする旨規定されていることを踏まえ、文部科学省において、学校法人同志社の管理運営体制等について確認したものであり、当該「現地調査」において、当該事故について、当該学校法人の管理運営体制との関係等を確認することは、同法の規定に違反するものではない。

五について

学校法人の管理運営体制は、学校法人全体の財務、人事、施設設備等の経営資源を踏まえて当該学校法人として整備しているものであり、当該学校法人が設置する学校に係る管理運営体制を、個別の学校ごとに都道府県知事が監督することは困難である場合があると考えられることから、設置者たる学校法人の所轄庁と当該学校法人が設置する学校の所轄庁が異なる場合に、画一的に、お尋ねのように「監督は都道府県知事に委ね、文部科学省が直接調査しない取扱いにす」ることは適切ではないと考えている。

ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一殿

ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問主意書

超党派議員による「トンネルじん肺に関する議員懇談会」は、二〇〇七年六月十八日の政府と全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団との「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を踏まえ、トンネル建設工事における粉じん作業に従事した労働者（以下「トンネル建設労働者」という。）であって、じん肺に罹患した者（以下「トンネルじん肺労働者」という。）に係る被害の迅速な救済等を図ることを目的とし、トンネル建設工事の元請事業者の拠出金を財源としてトンネルじん肺労働者に給付金を支給する制度を検討している。

短期就労を繰り返すトンネルじん肺労働者を迅速に救済する制度の創設を検討するに当たり、建設業労働災害防止協会が運営する「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」（以下「システム」という。）において、トンネル建設労働者の健康管理情報と作業従事歴を一元的に管理することが重要な前提になると思料する。しかし、現時点では、トンネル建設工事現場及びトンネル建設労働者のシステム登録率は百パーセントに達していないと言われている。

トンネルじん肺労働者をあまねく救済する制度の実現のため、以下質問する。

一　トンネル建設工事現場及びトンネル建設労働者のシステム登録率について、二〇一九年三月のシステム運用開始以降の推移を明らかにされたい。

二　前記一のシステム登録率を早期に百パーセントに近づけるべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

三　「第十次粉じん障害防止総合対策の推進について」（令和五年三月三十日基発〇三三〇第三号）には、「平成三十一年三月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報を登録するよう努めること」との記述がある。同記述について、トンネル建設労働者の健康管理情報や粉じん作業等の作業従事歴の登録が原則であることを表すように変更すべきと思料す

るが、政府の見解を示されたい。また、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（令和二年七月二十日基発〇七二〇第二号）にも、「システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するものとする」といった文言を追加すべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

四　政府及び地方公共団体が発注するトンネル建設工事については、労働安全対策として、発注条件又は特記事項に「システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するものとする」といった記載を行うよう徹底すべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

五　国土交通省大臣官房技術調査課「土木工事安全施工技術指針（令和八年三月）」第十五章山岳トンネル工事第一節一般事項には、「必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること」との記述がある。しかし、「必要に応じて」は効力の弱い表現であるため、「システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するものとする」といった表現に改めるべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

六　「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成三年二月五日建設省経構発第二号）を改定し、トンネル建設工事を行う事業者に対し、「システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するものとする」旨を明示すべきと思料するが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「トンネル建設工事現場及びトンネル建設労働者のシステム登録率」が、建設業労働災害防止協会が公表している御指摘の「システム」の利用ガイドにおける「施工が開始された事業場」及び「労働者本人の退場時」の「個人情報、健康情報及び作業従事歴情報」（以下「健康情報等」という。）の「登録率」を指すのであれば、「施工が開始された事業場」のお尋ねの「登録率」を、「ずい道等建設工事に従事し、じん肺健康診断を受けなければならない一次下請け、二次下請けの労働者」（以下「労働者」という。）を使用する事業者の事業場（施工予定の事業場を含む。以下「登録対象事業場」という。）の数に占める登録された事業場の割合として算出すると、そのお尋ねの「推移」は、「システム運用開始以降」で把握している限り、令和二年十月三十一日時点では約七十三・四パーセント、令和四年一月三十一日時点では約七十六・二パーセント、令和五年一月三十一日時点では約八十四・七パーセント、同年十月三十一日時点では約八十五・三パーセント、令和六年十一月三十日時点では約八十五・六パーセント、令和七年十一月三十日時点では約八十四・九パーセントである。また、健康情報等のお尋ねの「登録率」は、健康情報等を登録する対象の労働者の人数を把握していないため、そのお尋ねの「推移」についてお答えすることは困難である。なお、健康情報等を登録された労働者の人数は、令和二年二月二十九日時点では百十二人、同年十月三十一日時点では四百十七人、令和四年一月三十一日時点では千四百九十七人、令和五年一月三十一日時点では二千五百三十五人、同年十月三十一日時点では三千百六人、令和六年十一月三十日時点では三千七百二十六人、令和七年十一月三十日時点では四千二百七十五人である。

二について

一についてで述べた「施工が開始された事業場」の登録については、登録対象事業場で事業を行う全ての事業者に対して、促す必要があると考えている。また、一についてで述べた健康情報等の登録についても労働者を使用する事業者が登録するところ、健康情報等に労働者の個人情報が含まれるため、その保護の観点から、登録に当たり、労働者を使用する事業者が当該労働者の同意を得ることとしていることから、当該同意を得られた限りにおいて登録を求める必要があると考えている。

三から六までについて

「第十次粉じん障害防止総合対策」（令和五年三月三十日付け基発〇三三〇第三号厚生労働省労働基準局長通達別紙一）においてお尋ねのように「記述」を「変更」すること、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成十二年十二月二十六日付け基発第七六八号の二労働省労働基準局長通達別添一（最終改正　令和二年七月二十日））においてお尋ねのように「文言を追加」すること及び「建設産業における生産システム合理化指針」（平成三年二月五日付け建設省経構発第二号建設省建設経済局長通知別添）においてお尋ねのような「旨を明示」することについては、二についてで述べたとおり、健康情報等に労働者の個人情報が含まれるため、その保護の観点から、労働者を使用する事業者が当該労働者の同意を得る必要があることとしていることに留意した上で、建設関係団体の意見も十分に聴きながら、必要な検討を行ってまいりたい。

また、御指摘の「政府及び地方公共団体が発注するトンネル建設工事」の「発注条件又は特記事項」においてお尋ねのような「記載を行うよう徹底」すること及び「土木工事安全施工技術指針」（令和八年三月国土交通省大臣官房技術調査課作成）においてお尋ねのような「表現に改める」ことについても、先に述べた必要な検討を進めつつ、検討を進めてまいりたい。

パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

ラサール石井

参議院議長　関口　昌一殿

パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問主意書

薬価改定により、パーキンソン病治療薬「レボドパ・カルビドパ水和物」（以下「治療薬」という。）

の生産継続が困難な状況となっている。治療薬については、富山市の医薬品メーカーであるダイト株式会社が製造する「ドパコール配合錠Ｌ１００」が七十五％のシェアを占めている。この薬価は、一九九二年度の販売開始時には一錠当たり六十四・四円だったところ、二〇二六年度には七・九円まで引き下げられた。同社の松森浩士社長は、富山テレビの取材に対し、「通常の経済原則が働けば、製造原価に利益を乗せて売るのが当たり前だが、日本の医療用医薬品に関しては薬価制度で全くそういったことが加味されていない。長く使われている薬は基本、薬価改定でどんどん下がり続けていく。その果てにどこかで製造原価を割る現象がどうしても起きてしまう」と話している。

薬価が高止まりすると患者の負担が大きくなる一方、薬価が製造原価を下回ると製造の採算が合わなくなり、供給途絶を引き起こすおそれがある。現在、治療薬の製造販売を行っているのは四社のみとなっており、そのうち先発品の「メネシット配合錠１００」を製造するオルガノン株式会社は、二〇二六年十二月に販売中止することを発表した。

治療薬の供給が途絶しないようにするため、以下質問する。

一　政府は、治療薬の供給に関する現状を認識しているか明らかにされたい。

二　薬価の引下げが供給難を引き起こしているとの指摘があるが、政府は、治療薬の現在の薬価が適正と認識しているか明らかにされたい。また、治療薬の現在の薬価について、決定に係る根拠を明らかにされたい。

三　患者負担が過重にならないようにしつつ、治療薬の供給が途絶されないよう、製薬会社の経営を公的に支援することが必要だと思料するが、政府は治療薬の安定的な供給を確保するため、どのような対策を講ずる考えか明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問に対する答弁書

参議院議員ラサール石井君提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

御指摘の「治療薬」を有効成分とする医薬品の供給については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十八条の四の規定及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（特定医薬品一般の安定供給確保に関する規定関係）（通知）」（令和七年十一月二十日付け医政産情企発一一二〇第一号・感予発一一二〇第二号・医薬血発一一二〇第一号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長及び医薬局血液対策課長連名通知）に沿って、医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する特定医薬品の製造販売業者から厚生労働大臣に届け出る「出荷停止等の届出（供給状況報告）」により把握しており、それによれば、既収載品（既に薬価収載されている品目をいう。以下同じ。）十品目中、令和八年七月二十四日時点において、八品目が「通常出荷」、二品目が「供給停止」であると承知している。

二について

御指摘の「治療薬」を有効成分とする医薬品を含め、既収載品の薬価の算定の基準については、客観的かつ合理的な基準となるよう、中央社会保険医療協議会薬価専門部会において検討が行われ、「薬価算定の基準について」（令和八年二月十三日付け保発〇二一三第三号厚生労働省保険局長通知別添）の「第三章　既収載品の薬価の改定」において示す「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」等について、令和八年二月十三日に同協議会総会において承認されたものであるところ、お尋ねの「現在の薬価」については、令和七年度の医薬品価格調査の結果を踏まえ、当該基準に基づき改定したものであり、「適正」なものであると考えている。

三について

お尋ねについては、例えば、御指摘の「ドパコール配合錠Ｌ１００」に関して、令和八年五月十三日の衆議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「この薬を供給されている製造販売業者に対し、ヒアリングを実施をしております。・・・製造原価の詳細についても把握をさせていただきました。その上で、現在、供給状況には問題はないということ、・・・本剤への需要増にも対応でき、安定供給に影響は生じない見込みであることについて確認をし、情報を把握をしているところであります。また、ヒアリングを行わせていただく際に、安定供給が必要な医薬品に対する補助金についても、私どもの方から御説明をさせていただいたところでございますが、いずれにしましても、今後とも、当該企業と必要なコミュニケーションを取っていきたいと考えております」と答弁しているところ、引き続き、必要に応じ、御指摘の「治療薬」を有効成分とする医薬品の各製造販売業者に対し、こうしたヒアリングを行いながら、必要な対応を検討してまいりたい。

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

羽田　次郎

参議院議長　関口　昌一殿

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問主意書

令和八年六月二十六日付け及び七月一日付け日本経済新聞は、陸上自衛隊が中国系ウイルスに感染したＵＳＢメモリを使い続けていた事案（以下「当該事案」という。）について報じた。同ＵＳＢメモリは新品の段階でウイルスに感染していた可能性があったにもかかわらず、検品で排除できなかったとされている。また、同ＵＳＢメモリは長期間使用され、当該事案の発覚後も陸上自衛隊内で周知が徹底されなかったとされている。

我が国の防衛情報や安全保障上の情報を扱う組織において、当該事案が発生した事実は、国民に大きな不安を与えている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は当該事案をどのように受け止めているのか示されたい。

二　前記報道によれば、同ＵＳＢメモリについて、新品の段階でウイルスに感染していた可能性があること、パソコンに導入されたセキュリティーソフトの設定で検査対象から外れていたこと、ウイルス検知後も調達経路等の原因究明が十分進まなかったこと、陸上自衛隊内で周知が徹底されなかったこと、長期間使用されたことなど多くの疑問点が残っているとされている。例示した五つの疑問点について、何が事実で何が未解明なのか、現時点での全容を示されたい。

三　当該事案に関する最大の問題は、ウイルス感染そのものではなく感染判明後の脆弱な危機管理体制だと考える。感染判明後、誰が、どの時点で、どこまで把握していたかそれぞれ示されたい。また、陸上自衛隊内で周知を徹底しなかった理由を示されたい。

四　政府としてどのような再発防止措置を講ずるのか示されたい。特に、今後の初動対応の在り方について政府の認識を示されたい。

五　近年、安全保障の世界では、サイバー攻撃だけではなくサプライチェーンリスクへの対応が極めて重要となっている。防衛装備品だけではなく記録媒体やＵＳＢメモリなど周辺機器についても、調達段階から安全性を担保する仕組みは十分機能していたと認識しているのか、政府の見解を示されたい。

六　当該事案を受け、政府は周辺機器なども含めた防衛装備品等の調達基準を見直す考えがあるか示されたい。

七　これからは戦闘機やミサイルだけでなく、サイバー空間を含めた総合的な安全保障を構築しなければならない時代である。一つのＵＳＢメモリや一台の端末から重大な情報漏えいにつながる可能性がある。そのため、問題を隠さず、原因を究明し、教訓を組織全体で共有するシステムが重要と考える。当該事案を教訓として政府全体のサイバー危機管理体制をどのように強化していくのか、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員羽田次郎君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員羽田次郎君提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省陸上自衛隊中部方面総監部において、令和六年四月以降使用していた御指摘の「ＵＳＢメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを令和七年二月に確認した事例（以下「本件事例」という。）については、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和七年度版）」（令和七年七月一日内閣官房国家サイバー統括室策定、令和八年六月十二日一部改定。以下「ガイドライン」という。）の「基本対策事項」に準拠して作成された同省の内部規則（以下単に「内部規則」という。）が遵守されておらず、当該「ＵＳＢメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかったことは問題であったと考えている。なお、当該「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、同省において調査を行っているところである。

二について

お尋ねの「新品の段階でウイルスに感染していた可能性があること」については、「新品の段階」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例に係る御指摘の「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところである。

お尋ねの「パソコンに導入されたセキュリティーソフトの設定で検査対象から外れていたこと」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例については、内部規則が遵守されておらず、当該「ＵＳＢメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかった。

お尋ねの「ウイルス検知後も調達経路等の原因究明が十分進まなかったこと」については、「調達経路等の原因究明」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例については、内部規則が遵守されておらず、当該「ＵＳＢメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかったことは問題であったと考えており、また、当該「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、同省において調査を行っているところである。

お尋ねの「陸上自衛隊内で周知が徹底されなかったこと」については、当該「ＵＳＢメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを確認した令和七年二月、陸上幕僚監部により、本件事例の概要及びコンピュータ・ウイルスの検査の必要性に関して、陸上自衛隊の部隊等に周知されている。

お尋ねの「長期間使用されたこと」については、「長期間」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該「ＵＳＢメモリ」は、同省陸上自衛隊中部方面総監部において、令和六年四月から令和七年二月まで使用されていたものである。

三について

お尋ねの「周知を徹底しなかった」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例に係る御指摘の「ＵＳＢメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを確認した令和七年二月、陸上幕僚監部により、内部規則に基づき本件事例について陸上幕僚長まで報告が行われており、また、本件事例の概要及びコンピュータ・ウイルスの検査の必要性に関して陸上自衛隊の部隊等に周知されていた。

四について

前段のお尋ねについては、本件事例に係る御指摘の「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであるが、本件事例については、内部規則が遵守されておらず、当該「ＵＳＢメモリ」の使用に際し、コンピュータ・ウイルスの検査を実施し安全性を確認していなかったことは問題であったと考えており、同省において、その再発防止のため、当該検査の実施を徹底したところである。

また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「特に、今後の初動対応の在り方」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、当該「ＵＳＢメモリ」にコンピュータ・ウイルスが含まれていることを確認した令和七年二月、陸上幕僚監部により、内部規則に基づき本件事例について陸上幕僚長まで報告が行われており、また、本件事例の概要及びコンピュータ・ウイルスの検査の必要性に関して陸上自衛隊の部隊等に周知されていた。

五について

ガイドラインにおいて、「開発・製造過程において悪意ある機能が組み込まれる懸念が払拭できない機器等、及びサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できない企業の機器等を調達しないことが求められる。」とされていること等を踏まえ、各府省庁等は御指摘の「記録媒体やＵＳＢメモリなど周辺機器」を含む機器等の調達に係るサイバーセキュリティ対策を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとしており、各府省庁等において必要な対応がされていると考えているところ、本件事例に係る御指摘の「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、当該調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

六について

お尋ねの「周辺機器なども含めた防衛装備品等」及び「調達基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事例に係る御指摘の「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであり、当該調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

七について

お尋ねの「サイバー危機管理体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、ガイドラインにおいて、各府省庁等は「情報セキュリティインシデントの原因を調査するとともに再発防止策を検討し、」「再発防止策を実施するために必要な措置」を講じ、得られた教訓を当該府省庁等において共有することとしているところ、本件事例に係る御指摘の「ＵＳＢメモリ」の取得までの経緯については、現在、防衛省において調査を行っているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、当該調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

帰化審査の厳格化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

伊勢崎賢治

参議院議長　関口　昌一殿

帰化審査の厳格化に関する質問主意書

令和八年三月二十七日、法務省は、同年四月一日以降の帰化審査において、「日本社会に融和していること」の要件について、「原則として十年以上在留し、日本社会に融和していることを必要とする」と発表した。この審査の厳格化は、国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第五条第一項第一号「引き続き五年以上日本に住所を有すること。」の改正ではなく、法務大臣の裁量による帰化審査の運用変更と認識している。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　政府は、これまで「引き続き五年以上日本に住所を有すること」を要件としてきた。今般の厳格化は、従来の五年要件では日本国籍の取得を認める基準として不十分であったとの認識に基づくのか、それとも、従来制度にも合理性が認められるものの、政策的判断として変更するのか、政府の認識を明らかにされたい。

二　前記一について、従来の五年要件が不十分であったとの認識によるものであれば、その判断に至った統計、調査結果その他の実証的根拠を明らかにされたい。

三　「日本社会に融和していること」の要件として、原則十年以上の在留を求めるようになったのはなぜか明らかにされたい。また、「日本社会に融和していること」とは、具体的にどのような状態を指すのか明らかにされたい。さらに、その判断に当たって考慮する基準、事情及び評価方法を明らかにされたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出帰化審査の厳格化に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「帰化審査」の「厳格化」については、令和八年四月十四日の参議院法務委員会において、政府参考人が「今回の見直しは、申請者が国籍法の定める五年以上の住所要件、住所条件を満たしていることを前提とした上で、運用上、原則として十年以上在留し、日本社会に融和していることを必要としたものでございます。この見直しは、永住許可の審査との整合性を図る観点からされたものであり」と答弁したとおり、帰化の許可の条件を定めた国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第五条第一項第一号に規定する「引き続き五年以上日本に住所を有すること」の条件を、合理性を有するものとして維持した上で、永住許可の審査との整合性を図る観点から、運用上、原則として十年以上我が国に在留し、日本社会に融和していることを必要とすることとしたものである。

三について

「「日本社会に融和していること」の要件として、原則十年以上の在留を求めるようになったのはなぜか」とのお尋ねについては、一及び二についてで述べたとおり、永住許可の審査との整合性を図る観点から、帰化の許可の審査について必要な見直しを行ったものであり、お尋ねの「日本社会に融和していること」については、個別の事案に応じて判断されるべき事柄であるため、「具体的にどのような状態を指すのか」とのお尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「その判断に当たって考慮する基準、事情及び評価方法」については、帰化許可申請についての調査方法、調査事項等に関するものであり、これを明らかにすることにより、帰化の許否の判断に必要な調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

伊勢崎賢治

参議院議長　関口　昌一　殿

在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問主意書

令和三年八月のアフガニスタン政変以降、政府はアフガニスタンの日本大使館及び独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の現地職員やその家族を日本に退避させ、受け入れてきた。しかし、令和八年一月末に在京アフガニスタン大使館が閉鎖されたことにより、在日アフガニスタン人は旅券の発給・更新を始めとする領事サービスを受けることができなくなった。前記の政変以降に来日したアフガニスタン人を対象とした調査では、回答者の六割以上が「在京大使館閉鎖による悪影響を感じている」と、回答している。

有識者による在日アフガニスタン人からの聞き取りによれば、令和八年一月十六日の会合の際に、外務省が海外の大使館を通じたオンライン手続やアフガニスタン大使館のある近隣国への渡航を勧めたとされる。しかし、オンライン手続についてはタリバーン当局に個人情報が把握されることへの強い懸念があり、近隣国への渡航については旅券の有効期限切れ等により現実的な選択肢にはなっていない。その結果、教育、就労、家族生活、医療、子の国籍登録等に深刻な支障が生じており、日本社会に定着し、日本のために働き続けたいとの希望を有するにもかかわらず、将来の見通しを持てない状況に置かれている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　政府は、在京アフガニスタン大使館の閉鎖により在日アフガニスタン人が領事サービスを受けられなくなっている現状をどのように認識しているか示されたい。また、影響を受ける在日アフガニスタン人の人数を把握しているか示されたい。把握している場合は、その人数を示されたい。

二　政府は、旅券の取得又は更新ができないことにより、教育、就労、海外渡航、家族生活等に支障が生じている実態を把握しているか示されたい。把握している場合は、その具体的な事例及び件数を示されたい。

三　旅券の有効期限切れ等によりアフガニスタン大使館のある近隣国へ渡航できない者に対し、政府としてどのような代替措置を講ずる考えか示されたい。

四　令和六年十一月十一日付け法務省民一第二四五〇号法務省民事局民事第一課長通知「日本で出生したアフガニスタン人夫婦間の子の日本国籍の取得について」によれば、日本で出生したアフガニスタン人夫婦間の子について国籍取得の相談があった場合には、外国人の子として帰化許可申請の案内を行うこととなっている。日本で出生したアフガニスタン人夫婦間の子は、「アフガニスタン国籍を有する者」又は「日本で生まれ、かつ出生の時から国籍を有しない者」のいずれに該当するか示されたい。後者の場合は、国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第八条第四号に基づき、帰化が許可されると理解してよいか示されたい。

五　日本政府の支援により退避し、その後難民認定を受けたアフガニスタン人について、長期的な法的地位の安定化を図る観点から、永住許可又は帰化要件の緩和等の特例措置を検討する考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、在京アフガニスタン大使館は、令和八年一月三十一日をもって業務を停止しており、これに伴い、同大使館による領事業務も実施されていないと承知している。

一の中段及び後段並びに二について

お尋ねの「影響を受ける」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「旅券の取得又は更新ができないことにより、教育、就労、海外渡航、家族生活等に支障が生じている実態」については、政府として網羅的に把握する立場になく、また、出入国在留管理庁において確認した限りでは、地方出入国在留管理官署において、御指摘の「在日アフガニスタン人」から、「旅券の取得又は更新ができないことにより、教育、就労、海外渡航、家族生活等に支障が生じている」旨の相談を受けた事実は確認できなかったことから、現時点において把握していない。

三について

お尋ねの「代替措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において、お尋ねの「旅券の有効期限切れ等によりアフガニスタン大使館のある近隣国へ渡航できない者」について特段の措置を講ずる考えはない。

なお、例えば、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第二十六条第一項において、「出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人・・・がその在留期間・・・の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる」とされており、また、同条第二項において、「出入国在留管理庁長官は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が・・・旅券を所持していない

場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする」とされているところ、政府としては、引き続き、こうした規定に基づいて適切に対応していく考えである。

四について

ある者が外国の国籍を有するか否かについては、当該外国の政府が法令及びその解釈に従って判断するものであって、我が国政府が独自に判断するものではないこと、また、国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第二条第三号及び第八条第四号の「国籍を有しない」に該当するか否かの判断については、国籍を証明する客観的資料を所持していないことのみならず、個別の事案における具体的な事情を踏まえた上で総合的に行っているものであることから、お尋ねの「日本で出生したアフガニスタン人夫婦間の子」が「アフガニスタン国籍を有する者」又は「日本で生まれ、かつ出生の時から国籍を有しない者」のいずれかに該当するか否かについて、一概にお答えすることは困難である。

また、同号の規定に基づくものを含め、帰化の許否は、個別の事案に応じて判断されるものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五について

永住許可については、入管法第二十二条第二項第二号に掲げる「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」がその要件の一つとされているところ、入管法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定（以下「難民の認定」という。）又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定（以下「補完的保護対象者の認定」という。）を受けている者から永住許可の申請があった場合には、入管法第六十一条の二の十四の規定に基づき、当該要件に適合しない場合であっても、これを許可することができるとされているほか、「永住許可に関するガイドライン」（平成十八年三月三十一日法務省入国管理局策定、令和八年二月二十四日出入国在留管理庁改訂）においては、「原則として引き続き十年以上本邦に在留していること」を入管法第二十二条第二項に規定する「その者の永住が日本国の利益に合する」と認められることの要件の一つとしているところ、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者については、これに代えて、これらの認定を受けた後五年以上継続して本邦に在留していることを、当該要件の一つとしている。

また、お尋ねの「帰化要件」については、国籍法第五条第二項において、「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる」とされており、また、帰化許可申請についての調査の過程においても、人道的な配慮の必要性を踏まえた対応をしているところである。

以上のとおり、難民の認定を受けた者については、その国籍にかかわらず、既に永住許可及び帰化についての要件に関する特例を設けており、当該者に係るお尋ねの「特例措置」について、現時点において検討する予定はない。

関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

吉良よし子

参議院議長　関口　昌一　殿

関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問主意書

関東大震災時の朝鮮人虐殺事件（以下「本事件」という。）については、震災後百年が経過する前後から国会において質疑等が行われてきた。これに対し、政府は、関連資料を確認できないとして、本事件についての事実認定を拒否している。

しかし、本事件については、戦前、戦後にも繰り返し質疑が行われていた。質疑者自身の目撃に基づく具体的な発言や、本事件が実際に起こったことを示唆する政府答弁もあった。

例えば、須藤五郎参議院議員（当時）は、一九五二年六月四日の参議院法務委員会において、自身の体験を述べ、本事件を目撃したと発言している。また、一九六四年三月十七日の参議院予算委員会における同議員の質疑に対し、大平正芳外務大臣（当時）は、「数々の過去のあやまちにつきましては、須藤さんと同じように、私もよく承知しております。」と答弁している（以下「大平答弁」という。）。さらに、同年三月三十日の参議院予算委員会における同議員の質疑に対し、池田勇人内閣総理大臣（当時）は、「関東大震災のとき、いろいろいきさつのあったことは知っておりますが、当時、それを犯罪としては国内では取り扱わなかったと思います。」と答弁した。その上で、本事件を「日本人全体の犯罪」、「日本民族の犯罪」、「国全体として」ではないと断りつつ、「個々の事実で犯罪行為に該当したものは、個々の人に対する処置としてとった」、「個々の人についての犯罪は、それはあったでございましょう。」と答弁し、本事件が起こったことを認定している（以下「池田答弁」という。）。

本事件を目撃したという質疑者の眼前で、本事件を完全に否定できなかったことから、これらの答弁に至ったものと推察される。そもそも、大平答弁の「私もよく承知しております。」、池田答弁の「関東大震災のとき、いろいろいきさつのあったことは知っております」という答弁から分かるように、いずれの大臣も本事件を自明のこととして認識していたのである。

関東大震災から百年以上が経過し、本事件の目撃者や難を逃れた体験者から証言を聞くことが不可能になったため、本事件をなかったこととし、事実から目を背けることが容易になっている。しかし、それは過去に誠実に向き合う態度とは言えない。排外的な言動が問題となっている現在においては、本事件に学び、再発を未然に防ぐことが一層求められている。

以上の認識に基づいて、以下質問する。

一　政府は、前記の須藤参議院議員の質疑、大平答弁、池田答弁を認識しているか示されたい。

二　政府は、前記の須藤参議院議員の体験・目撃に基づく発言を否定する資料を持っているか示されたい。

三　大平答弁は、本事件を念頭に「あやまち」と述べていると読めるが、政府も同じ認識か示されたい。

四　池田答弁は、本事件が「犯罪」として起こった

という認識を示したものと読めるが、政府も同じ認識か示されたい。

五　大平答弁及び池田答弁は、本事件が実際に起こったことを前提になされていると理解できるが、政府も同じ認識か示されたい。

六　国会における質疑等で言及されているように、公文書に記載された朝鮮人を「犯罪者」に仕立て上げる流言、朝鮮人虐殺や傷害の記録は各地域に存在する。これらの事件については判決書など裁判記録もあり、事件を報じた新聞記事、政府関係者や民間人による記録や証言も膨大である。膨大な記録等が存在することから、本事件が起こったことはもはや否定できず、事件の規模や重大性に鑑み、法治国家としてこれを放置することは許されない。政府は自らの責任において調査し、認定すべきことは認定するのが筋である。改めて本事件を調査すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員吉良よし子君提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉良よし子君提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問に対する答弁書

一について

昭和三十九年三月十七日の参議院予算委員会において、須藤五郎参議院議員（当時）が大平外務大臣（当時）に対して質疑したこと及び同日の同委員会において、同大臣（当時）が「数々の過去のあやまちにつきましては、須藤さんと同じように、私もよく承知しております。」と答弁したこと並びに同月三十日の同委員会において、同議員（当時）が池田内閣総理大臣（当時）に対して質疑したこと並びに同日の同委員会において、同内閣総理大臣（当時）が「関東大震災のとき、いろいろいきさつのあったことは知っておりますが、当時、それを犯罪としては国内では取り扱わなかったと思います。」及び「あなたは、関東大震災のときのあの状況を、日本人全体の犯罪とおっしゃるのですか。私はそうは見ておりません。ただ個々の事実で犯罪行為に該当したものは、個々の人に対する処置としてとったでしょうが、日本民族の犯罪だということは、だれも否定している。私はそう思っている。個々の人についての犯罪は、それはあったでございましょう。しかし、国全体として私はそう考えていないのです。」と答弁したことは承知している。

二について

お尋ねの「須藤参議院議員の体験・目撃に基づく発言を否定する資料」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「須藤参議院議員の体験・目撃」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「本事件が「犯罪」として起こったという認識を示したもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本事件」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、昭和三十九年三月三十日の参議院予算委員会において、池田内閣総理大臣（当時）が「関東大震災のとき、いろいろいきさつのあったことは知っておりますが、当時、それを犯罪としては国内では取り扱わなかったと思います。」、「国法に照らして、犯罪ときめておりませんから、日本国民としては、犯罪と思っておりません。」及び「あなたは、関東大震災のときのあの状況を、日本人全体の犯罪とおっしゃるのですか。私はそうは見ておりません。ただ個々の事実で犯罪行為に該当したものは、個々の人に対する処置としてとったでしょうが、日本民族の犯罪だということは、だれも否定している。私はそう思っている。個々の人についての犯罪は、それはあったでございましょう。しかし、国全体として私はそう考えていないのです。」と答弁しているところである。

三及び五について

御指摘の「本事件を念頭に「あやまち」と述べている」及び「本事件が実際に起こったことを前提になされている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本事件」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないところ、現時点において、御指摘のように「改めて本事件を調査すべき」とは考えていない。

ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

辻元　清美

参議院議長　関口　昌一殿

ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書

日本がライセンス生産を行っているペトリオットＰＡＣ―２（以下「ＰＡＣ―２」という。）の部品であるシーカージャイロ（以下「ジャイロ」という。）の日本から米国のライセンス元への移転について、内閣官房、外務省、経済産業省及び防衛省が平成二十六年七月十七日付けで発出した文書によれば、「「防衛装備移転三原則」（平成二十六年四月一日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成二十六年四月一日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。」とされている。また、ＰＡＣ―２は、「航空機等を迎撃するために米国が開発した地対空誘導弾であり、我が国においては、平成四年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー（目標を

捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置）に組み込まれている部品（全長約六センチメートル）であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。」とされている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　現在、日本はジャイロを生産し、米国に移転しているか示されたい。ジャイロの生産又は移転が終了したのであれば、その時期を示されたい。

二　これまでに日本が米国に移転したジャイロの数量、移転の年月日及び売却額を示されたい。示すことができない場合には、その理由を示されたい。

三　前記文書によれば、ジャイロが組み込まれたＰＡＣ―２は「米国以外の第三国に移転されることが想定されている」とされている。政府は「第三国」について、平成二十七年四月二十四日の衆議院安全保障委員会において、「具体的にはカタールが想定されている」と答弁したが、カタール以外に想定している第三国があれば、具体的な国名及び当該国を想定している理由を示されたい。

四　私の質問に対する令和八年六月三日の防衛省の回答によれば、「本移転に際しては、最終需要者である米国企業におけるジャイロの管理体制を確認し、ジャイロの最終需要者である米国企業から最終用途誓約書（エンド・ユース認証）の提出を求め、ジャイロの管理体制を確認することとしている。」とされている。この内容に間違いはないか示されたい。また、「最終用途」とは何か、「最終用途誓約書」には第三国移転についてどのように記述されているか、それぞれ示されたい。

同回答によれば、「ジャイロが組み込まれたＰＡＣ―２を一元的に管理する米国国防省からＰＡＣ―２ユーザー以外への移転が厳しく制限されること」とされているが、「制限」の内容を示されたい。

五　令和七年六月二十四日の米中央軍のＳＮＳ投稿によると、米国及びカタールのＰＡＣ―２がイランの弾道ミサイルを迎撃したとされている。この際に使用されたＰＡＣ―２に日本が移転したジャイロを使用したＰＡＣ―２（以下「当該ＰＡＣ―２」という。）が含まれていることを確認しているか示されたい。確認していないのであれば、その理由を示されたい。

六　米国国務省は令和八年五月一日、カタールにＰＡＣ―２を二百発売却することを承認した。この二百発に当該ＰＡＣ―２が含まれていることを確認しているか示されたい。確認していないのであれば、その理由を示されたい。

七　今般の米国とイランの戦争において、イランからの攻撃に対処するために米国及びカタールはＰＡＣ―２を使用したか示されたい。使用したのであれば、使用されたＰＡＣ―２に当該ＰＡＣ―２が含まれていることを確認したか示されたい。確認していないのであれば、その理由を示されたい。

八　政府は、当該ＰＡＣ―２が米国及び第三国においてどのように用いられているかを調査しているか示されたい。紛争を助長しないように調査をすべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

九　私の質問に対する令和八年七月の外務省の回答（以下「外務省回答」という。）は、「御指摘の日本から米国に移転したＰＡＣ―２のシーカー・ジャイロは、ＭＤＡ協定の下で移転されたものではありません。」としている。日本から米国に移転したジャイロは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号。以下「ＭＤＡ協定」という。）の下で移転されたものではないという理解でよいか示されたい。

十　外務省回答は、「ＭＤＡ協定は、同協定に基づく装備、資材又は役務その他の援助の供与に際しての条件等を定めるものですが、米国に対して防衛装備を移転する際に、その全てに同協定を適用しなければならないわけではありません。」、「日本側として、個別の防衛装備移転に係るＭＤＡ協定の適用の要否については、供与の条件等を定めるＭＤＡ協定ではなく、防衛装備移転三原則等に従い判断しており、米側との間ではこのような判断を踏まえ、対応しております。」としている。

日本が米国に対して防衛装備を移転する際、ＭＤＡ協定が適用される防衛装備と適用されない防衛装備については、ＭＤＡ協定のどの規定のどのような解釈によって決まるのか、ＭＤＡ協定上の根拠を示されたい。

十一　ＭＤＡ協定第一条第一項は、「いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない」と規定する。日本から米国に移転したジャイロがＭＤＡ協定の下で移転されたものではないのであれば、今般の米国のイラン攻撃において、当該ＰＡＣ―２を使用する場合、同項の「国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない」とする義務を米国は負わないという理解でよいか。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員辻元清美君提出ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出ペトリオットＰＡＣ―２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ジャイロ」については、平成二十九年に生産及び移転を終了している。

二について

お尋ねについては、相手国政府や相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねについては、平成二十七年四月二十四日の衆議院安全保障委員会において、政府参考人が「米国とのＦＭＳ、有償援助調達の進捗によるところでございますが、具体的にはカタールが想定されていると承知してございます。」と述べているところ、この答弁の内容に変更はない。

四について

お尋ねの「この内容に間違いはないか」については、お尋ねのとおりである。

また、お尋ねの「最終用途」については、一般に、輸出された貨物等の最終的な用途を意味するものと承知しており、お尋ねの「「最終用途誓約書」には第三国移転についてどのように記述されているか」については、相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

さらに、お尋ねの「「制限」の内容を示されたい」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、米国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

五から七までについて

お尋ねについては、米軍及びカタール軍の運用に関することであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

八の前段について

お尋ねについては、他国軍隊の運用に関することであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

八の後段について

お尋ねの「紛争を助長しないように調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年六月二日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「他国の政策や軍の運用について我が国としてお答えする立場にはありません」と述べた上で、「我が国からアメリカへのＰＡＣ２のシーカージャイロの移転に際しては、最終需要者であるアメリカ企業におけるジャイロの管理体制を確認し、加えて、ジャイロが組み込まれたＰＡＣ２を一元的に管理するアメリカ戦争省からＰＡＣ２ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等、その管理体制についても確認をしています。さらに、その上で一般論として申し上げれば、ジャイロが組み込まれたＰＡＣ２のアメリカ以外の第三国への移転については、ＰＡＣ２は自国を攻撃するために飛来してくる巡航ミサイルなどの経空脅威から自国民の命を守るためのあくまで防御的な装備品であること、ＰＡＣ２で使用されているシーカージャイロはＰＡＣ２の一部品にすぎず、アメリカのライセンス元からの要求性能を基に設計、製造されているものであることなどを勘案すれば、日本製ジャイロが組み込まれたＰＡＣ２がアメリカから同国による厳格な管理体制の下でアメリカの安全保障上のパートナーである他のＰＡＣ２ユーザーに移転されたとしても特段の問題はないものと考えております。」と述べているとおりである。

九について

お尋ねのとおりである。

十について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号。以下「相互防衛援助協定」という。）は、相互防衛援助協定に基づく装備、資材、役務その他の援助の供与に際しての条件等を定めるものであるが、米国に対して防衛装備を移転する際に、その全てに相互防衛援助協定を適用しなければならないわけではなく、日本側として、個別の防衛装備移転に係る相互防衛援助協定の適用の要否については、供与の条件等を定める相互防衛援助協定ではなく、「防衛装備移転三原則」（平成二十六年四月一日閣議決定、令和八年四月二十一日一部改正）等を踏まえて判断しており、米国側との間ではこのような判断を踏まえ、対応している。

十一について

お尋ねの「日本から米国に移転したジャイロ」は、相互防衛援助協定の下で移転されたものではないが、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一　殿

将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問主意書

第二百二十一回国会に提出された皇室典範等の一部を改正する法律案（以下「本法案」という。）は、皇族数の確保を目的とし、旧皇族の男系男子の子孫を養子として皇族とする等の措置を講ずるものである。養子となった者は皇位継承資格を有しない一方、その子孫は現行皇室典範の規定により皇位継承資格を有することとなる。本法案は皇位継承の仕組みそのものを改正するものではないが、皇位継承資格を有する皇族の将来的な増加に帰結すると考える。

令和八年七月十日の衆議院議院運営委員会において、木原稔内閣官房長官は、国会審議などを通じて法案の内容を丁寧に説明しながら、多くの方にご理解いただけるように努める旨答弁した。また、将来の皇位継承の在り方については、立法府における将来の検討を先取りしたり縛ったりする趣旨のものではない旨答弁した。さらに、「今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらっしゃることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない」とされた令和三年の政府の有識者会議報告を尊重する旨答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　前記答弁における「理解」とは何を意味するのか示されたい。具体的には、本法案の内容及びその帰結、すなわち、養子となった者は皇位継承資格を有しない一方、その子については現行皇室典範の規定により皇位継承資格を有することとなり、将来、皇位継承資格を有する皇族が増加することとなり得ることを国民が理解していることを指すのか、又は、本法案の内容及びその帰結に国民が賛同していることを指すのか示されたい。その他の意味である場合は、その内容を具体的に示されたい。

二　前記一の「理解」が得られたか否かについて、政府はどのような方法により確認するのか示されたい。世論調査その他の客観的資料やデータに基づいて確認する場合、その内容を示されたい。また、そのような資料やデータによらない場合、理解が得られたと判断する根拠を示されたい。

三　将来の皇位継承の在り方について、立法府における将来の検討を先取りしたり縛ったりする趣旨のものではない旨の前記答弁について、「将来の皇位継承の在り方」の検討には女性天皇及び女系天皇についての検討も含まれるとの理解でよいか示されたい。

四　「皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない」との前記答弁の趣旨は、「将来の皇位継承の

在り方」の検討は悠仁親王殿下までの皇位継承の流れを前提として行うという意味か示されたい。

五　前記四の理解が正しいとする場合、前記三の答弁との整合はどのように図るのか具体的に示されたい。同答弁における「将来の皇位継承」とは、最も早い場合、「悠仁親王殿下から次の皇位継承者への皇位継承」を指すのか示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和八年七月十日の衆議院議院運営委員会におけるお尋ねの答弁は、政府として、皇族の養子に関する事項を含め、同月十七日に成立した皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の内容全般について多くの方に御理解いただけるよう努めていくという趣旨を述べたものであり、これについて調査等に基づいて何らかの確認を行うことは考えていない。

三から五までについて

令和八年七月十日の衆議院議院運営委員会におけるお尋ねの答弁において、御指摘の「「将来の皇位継承の在り方」の検討」は、立法府において行われる将来の検討に関し述べたものであるので、当該検討の具体的な内容については、政府はお答えする立場にない。

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十六日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問主意書

政府は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）上のポイント等の取扱いについて、「ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書」（第二百二十一回国会質問第五七号）に対する答弁（内閣参質二二一第五七号。以下「当該答弁」という。）において、「個別具体の事実に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である」と繰り返し答弁している。

ポイント等については、税法上、その使用等により経済的利益を受けた場合には、その内容に応じて一時所得又は事業所得等として総収入金額に算入しなければならない場合があるとされている。また、報道によれば、ポイント等を不正に取得した行為について有罪判決が言い渡された事例も存在するなど、刑事実務においても一定の財産的価値を有する利益として取り扱われているものと考えられている。

しかし、政府は、公職選挙法上、ポイント等が「財産上の利益」に該当するか否か、ポイント等を付与する行為が「供与」に該当するか否かについて、「個別具体の事実に即して判断される」との答弁に終始しており、刑罰法規として国民及び公職の候補者等に求められる予見可能性が十分確保されているとは言い難い。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　ポイント等については、税法上、その使用等により経済的利益を受けた場合には、その内容に応じて一時所得又は事業所得等として総収入金額に算入しなければならない場合があるものと承知しているが、その認識に誤りはないか示されたい。

二　ポイント等を不正に取得した行為について有罪判決が言い渡された事例が存在することを政府は認識しているか示されたい。また、政府は、ポイント等について、その性質に応じて刑法上も「財産上の利益」として評価し得ることを前提として、電子計算機使用詐欺罪その他の罪が適用されているものと認識しているか示されたい。

三　ポイント等を他人に付与する行為は、受領者に新たな経済的利益を取得させる行為であるとの認識に誤りはないか示されたい。

四　ポイント等について、税法上は経済的利益として所得計算の対象となる場合があり、また、その性質に応じて刑法上も「財産上の利益」として評価し得ることを前提として運用されていると思料する。しかし、公職選挙法における「財産上の利益」及び「供与」該当性についてのみ一般的な考え方を示さず、「個別具体の事実に即して判断される」とのみ答弁した理由を示されたい。

五　政府は、刑罰法規については、国民及び公職の候補者等が自己の行為が適法であるか違法であるかを事前に判断できるよう、法令の解釈及び運用について一定の予見可能性が確保されることが重要であると認識しているか示されたい。

六　前記五の認識に立つのであれば、当該答弁のように、「個別具体の事実に即して判断される」とのみ答弁し、ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する一般的な考え方を示さないことによって、国民及び公職の候補者等の予見可能性はどのように確保されると考えているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ポイント等」について、「その使用等により経済的利益を受けた場合には、その内容に応じて一時所得又は事業所得等として総収入金額に算入しなければならない」か否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべ

きものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘のような事案において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の二の電子計算機使用詐欺罪等により有罪判決が言い渡された事例があることは承知しているが、お尋ねの「ポイント等」が「財産上の利益」に当たるか否かを含め、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個別に判断すべき事柄であり、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものであり、御指摘の与件のみをもって一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「公職選挙法における「財産上の利益」及び「供与」該当性」については、先の答弁書（令和八年七月十日内閣参質二二一第五七号。以下「前回答弁書」という。）一について及び二についてでお答えしたとおりである。

五及び六について

お尋ねの「予見可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の解釈について、必要に応じて明確化を図ることは重要であると認識しており、一般的、典型的な事例については、実例、判例等を公表しているところである。いずれにせよ、お尋ねの「ポイント等の付与への公職選挙法の適用」については、前回答弁書四についてでお答えしたとおりであり、個別の行為が同法の規定に該当するか否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものと考えている。

相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書

政府は、防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、大規模地震及び津波災害への備えを推進している。

神奈川県の三浦半島から真鶴町に至る相模湾沿岸地域（以下「当該地域」という。）は、多くの住民が生活するとともに、鎌倉、江の島を始めとする国内有数の観光地を擁し、年間を通じて国内外から多数の観光客が訪れる地域である。当該地域では、相模トラフ沿いの大規模地震及び南海トラフ地震に伴う津波被害が想定されており、住民のみならず、外国人旅行者、海水浴客、マリンレジャー利用者など、多数の一時滞在者の安全確保が重要な課題となっている。また、デジタル技術の進展を踏まえれば、スマートフォンや位置情報サービス等を活用した避難情報の提供は、防災対策の高度化のみならず、観光地における災害対応力の向上にも資するものと考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、当該地域について、相模トラフ沿いの大規模地震及び南海トラフ地震による津波災害リスクをどのように認識し、我が国の防災政策の観点からどのように位置付けているか示されたい。

二　政府は、多数の観光客、外国人旅行者その他の一時滞在者に対し、スマートフォン、位置情報サービス及びプッシュ型通知等を活用した多言語によるリアルタイム避難情報の提供並びに観光事業者等との連携について、今後どのように推進する考えか示されたい。

三　政府は、当該地域を防災対策のモデル地域として位置付け、自治体間の広域連携、一時滞在者対策及びデジタル技術を活用した避難支援体制の構築に対し、重点的な財政支援及び制度整備を推進する考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「当該地域」及びお尋ねの「相模トラフ沿いの大規模地震及び南海トラフ地震による津波災害リスク」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府の「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」及び「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において首都直下地震及び南海トラフ地震による津波の高さを算出しており、神奈川県横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町及び足柄下郡真鶴町（以下「当該市町」という。）における市町ごとの最大の津波の高さとして、首都直下地震に関しては七メートルから二十一メートルが、南海トラフ地震に関しては四メートルから十メートルが想定されている。当該市町は、首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）及び同法第十条第一項に規定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

二について

大規模地震の発生時においては、御指摘の「一時滞在者」に対して、一時的に滞在するための施設の開設状況などに関する適時適切な情報提供を行うことを地方公共団体等に対して促している。特に、訪日外国人旅行者向けの避難情報等の発信については、災害時に情報提供を行うためのアプリの普及促進を行うとともに、独立行政法人国際観光振興機構等のウェブサイトやＳＮＳにより多言語での情報提供を行ってき

たところであり、今後も引き続き、各種の情報提供のための手段を確保しつつ、訪日外国人旅行者がより一層安心して安全に旅行できるよう、情報提供する内容の充実を進めていく。また、お尋ねの「観光事業者等との連携」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、災害時に、地方公共団体が、宿泊施設に対し、情報提供等を行うとともに、宿泊施設が、当該施設に滞在する宿泊者等に対し、情報提供等の必要な支援を行うこと等を内容とする、宿泊施設と地方公共団体との間の協定の締結を要請するなどの取組を行ってきたところであり、引き続き、必要な取組を検討してまいりたい。

三について

お尋ねの「モデル地域」及び「重点的な財政支援及び制度整備を推進する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該市町は、緊急対策区域及び推進地域に指定されており、首都直下地震対策特別措置法第四条第一項の規定に基づき策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（令和八年六月十二日閣議決定）や、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成二十六年三月二十八日中央防災会議決定、令和七年七月一日変更）に基づき、地方公共団体間での広域的な連携、御指摘の「一時滞在者」に係る対策、デジタル技術を活用した防災対策等を進めているところであり、引き続きこれらの取組を推進してまいりたい。

労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問主意書

物価高の長期化により食料品を始めとする生活必需品の価格上昇が続き、労働者の家計負担は増大している。賃上げの動きは広がっているものの、実質賃金は十分に回復したとは言えず、食事代を含めた日々の生活費の負担感は依然として大きい。こうした状況を踏まえ、政府は、令和八年度税制改正において、食事支給に係る所得税の非課税限度額を引き上げたところである。

一方、企業による食事補助制度については、企業規模、業種、勤務形態及び正規・非正規雇用の別などにより、その恩恵を受けられる労働者と受けられない労働者との間に格差が生じているとの指摘もある。また、社員食堂を持たない企業や中小企業では、制度が十分に活用されているとは言い難い。

食事補助制度は、労働者の健康保持や福利厚生の充実に資するとともに、実質的な可処分所得の向上にも寄与する重要な制度である。物価高の中、企業規模や雇用形態にかかわらず、より多くの労働者がその恩恵を受けられる環境を整備することが重要であるとの観点から、以下質問する。

一　政府は、食事補助制度を、労働者の生活支援、健康保持及び実質的な可処分所得の向上に資する制度として位置付けているか示されたい。

二　社員食堂を持たない企業や中小企業及び営業職、運輸業、建設業、介護・福祉分野など、勤務実態により社員食堂を利用しにくい業種でも食事補助制度を活用しやすくするため、政府はどのような施策を講ずる考えか示されたい。

三　企業規模、業種、勤務形態及び正規・非正規雇用の別などによって食事補助制度の利用機会に差が生じている実態について、政府はどのように認識しているか示されたい。また、より多くの労働者が制度の恩恵を受けられるよう、必要な見直しや支援策を講ずる考えはあるか示されたい。

四　政府は、令和八年度税制改正による食事支給に係る所得税の非課税限度額の引上げについて、労働者の生活支援及び企業による福利厚生の充実にどのような効果があると見込んでいるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「企業による食事補助制度」については、一般に、各事業主が福利厚生の一環として様々な形で実施しているものと承知しており、政府として、その具体的な目的及び内容について網羅的に把握しておらず、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、政府においては、例えば、食事の現物支給に係る所得税の取扱いにおいて、令和八年四月から非課税限度額を月額七千五百円に引き上げたところであるが、この税制の仕組みについては、御指摘の「社員食堂」を設置していることを要件としておらず、「勤務実態により社員食堂を利用しにくい業種」においても利用し得るものと考えている。政府としては、引き続き、当該仕組みの周知に努めてまいりたい。

三について

お尋ねについては、例えば、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成二十九年に実施した「企業における福利厚生施策の実態に関する調査」によれば、「福利厚生制度・施策」のうち「食堂」を導入している割合は、「従業員」が三百人以上の企業が四十八・一パーセントであるのに対し、三十人未満の企業では十六・五パーセントと、「製造業」が四十七・八パーセントであるのに対し、「建設業」では六・五パーセントとなっており、また、「食堂」がある企業において「非正規従業員」にも「適用」している割合は八十一・一パーセントとなっていること等について承知している。また、お尋ねの「支援策」については、二についてで述べたとおり、例えば、食事の現物支給に係る所得税の仕組みについては、「社員食堂」の設置にかかわらず利用し得る

ものとしているほか、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第四百三十号）において、「労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費の負担補助として支給される食事手当」について、「短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の食事手当を支給しなければならない」としているところであり、政府としては、引き続き、当該仕組み及び同指針の周知に努めてまいりたい。

四について

お尋ねの「労働者の生活支援及び企業による福利厚生の充実にどのような効果があると見込んでいるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「引上げ」は、「労働者の生活支援及び企業による福利厚生の充実に」資するものと考えている。

独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

大島九州男

参議院議長　関口　昌一殿

独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問主意書

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）は、厚生労働省所管の独立行政法人であり、ＪＣＨＯが運営する病院（以下「ＪＣＨＯ病院」という。）は、健康保険料や年金保険料を財源として設置された沿革がある。このため、ＪＣＨＯの運営、特に不動産等の資産処分や取得については、高い透明性や説明責任が求められる。

しんぶん赤旗（令和七年二月二日、七日、十一日、二十一日、三月六日、五月二十三日、六月二日、令和八年四月五日及び五月二十七日付け。以下「赤旗」という。）において、ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地取得における背任疑惑、ＪＣＨＯ横浜中央病院の移転用地取得未遂における背任疑惑が報じられている。また、ＪＣＨＯ大阪みなと中央病院の旧病院解体における高額な違約金の支払に対する疑義を指摘する声もある。

これらに関連し、私が令和八年六月八日の参議院行政監視委員会で行った質疑に対する答弁も踏まえて、以下質問する。

一　ＪＣＨＯ病院が移転した場合の旧土地の売却益は、その沿革を踏まえると保険料を納めた国民のものとも言える。売却益を病院移転計画の資金の一部として使用するならば、資金が正当に支出されることを国民に開示・説明すべきである。売却又は購入の際は、法令及びＪＣＨＯの内部規定に従い、原則として入札手続により複数の事業者間の競争を通じて価格が決定されなければならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地取得に関し、厚生労働省は前記委員会において、「厚生労働省において、関係法に基づく必要な調査を実施いたしまして、昨年四月に中間取りまとめを行ったところでございます。調査の結果、土地取得に関して法令違反は確認されず、また、ＪＣＨＯ船橋中央病院が取得した土地の価格が不当に高額なものであったとも確認をされておりません。」と答弁した。赤旗では、移転候補地であった工場跡地を購入した不動産業者から根拠が不明瞭な逸失利益三十四億円余りを上乗せした価格で購入したことが報じられている。厚生労働省の調査では、根拠が不明瞭な逸失利益三十四億円の上乗せについても「不当に高額」ではないと事実認定したのか示されたい。また、当該逸失利益はＪＣＨＯが本来支払う必要のない支出であったと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地取得に関し、厚生労働省は前記委員会において、「法令違反ではありませんが、内部規定上求められる役員会の審議が十分に行われていなかったといった手続上の課題が確認されました。」と答弁した。赤旗では、ＪＣＨＯ理事長が役員会に諮らず、一部の事務方幹部だけで不動産購入を決定したと報じられているが、厚生労働省の調査では、具体的にどのような事実をもって「役員会の審議が十分に行われていなかった」と結論付けたのか示されたい。

また、厚生労働省は前記委員会において、「ＪＣＨＯに対し、契約の透明性を確保するための関係規定の見直しや望ましいガバナンスを実現するための必要な取組などについて検討するよう昨年四月に要請書を発出し、昨年六月と十月にＪＣＨＯから要請に対する取組状況の報告を受けているところでございます。」と答弁した。報告を受けた後、ＪＣＨＯのガバナンスを改善するため、厚生労働省としてどのような措置を講じたのか示されたい。

四　ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地取得に関し、赤旗は、ＪＣＨＯ理事長が特定の不動産業者と接触して土地購入を働き掛けたと報じている。厚生労働省の調査では、ＪＣＨＯ理事長と当該不動産業者との接触に関し、どのような事実認定を行ったのか示されたい。また、本来、ＪＣＨＯが不動産を購入する場合、背任又は贈収賄の疑惑を招かないようにするため、ＪＣＨＯが有する不動産取得に関する情報管理を徹底すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　ＪＣＨＯ横浜中央病院の移転用地取得計画に関し、未遂に終わったものの、ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地取得と同様の手法により、候補地を路線価の二倍超の高値で購入しようとしていたことが赤旗で報じられている。今後も同様の手法による土地取得が懸念されるが、ＪＣＨＯ横浜中央病院の移転用地取得計画に係る事実関係について、政府の見解を示されたい。また、ＪＣＨＯ理事長が特定の不動産業者と接触して打合せをしたと報じられている点について、背任又は贈収賄の疑惑を招きかねないと考えるが、政府の見解を示されたい。

六　ＪＣＨＯ大阪みなと中央病院の旧病院解体における高額な違約金の支払に関し、厚生労働省は前記委員会において、「議員御指摘の違約金は、この地下工作物の撤去を取りやめたことに伴う変更契約によって違約金が発生したものでございますが、金額は約四・三億円となっております。なお、見直し後の解体工事費総額については、違約金を含めても当初想定された費用よりも安価となったと聞いておるところでございます。」と答弁した。約四・三億円の違約金の支払は高額であり、本来支払う必要のない支出

であったと考えるが、政府の見解を示されたい。

七　前記二から六について、少なくともこうした疑惑を招かないよう、ＪＣＨＯにおいてガバナンス遵守の徹底が求められると考えるが、政府の見解を示されたい。

八　ＪＣＨＯ理事長は厚生労働大臣が任命し、ＪＣＨＯは厚生労働省の指導監督下にある。この点について、厚生労働省は令和七年五月二十三日の衆議院厚生労働委員会において、「独立行政法人の運営というのは、法人の自主性を基本として行われるものというふうに承知をしています。その上で指導監督下にあるというふうに承知しております。」と答弁した。前記二から六について、少なくともこうした疑惑を招かないよう、厚生労働省はＪＣＨＯを厳しく監督すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

九　独立行政法人の自主性を理由に運営を委ねるだけでは、内部統制が不十分なまま推移してしまうおそれがある。その上で、独立行政法人の理事長又は理事が法令遵守を怠って法人を運営する事態が続いた場合、法人の存立すら脅かすことになる。そこで、政府として独立行政法人の運営健全化のためにどのような対策を講じてきたのか、過去十年分について示されたい。

十　独立行政法人の有する不動産の処分又は取得に関し、政府は、法人が適切に運営されるように必要な措置を講じることができると考えるが見解を示されたい。また、政府が実際に講じた措置がある場合、過去十年分の事例及び措置内容について示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員大島九州男君提出独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大島九州男君提出独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人の契約については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成十九年十二月二十四日閣議決定）において、「原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。・・・）によること」とし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成二十五年十二月二十四日閣議決定）において、「調達の合理化」として、「各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」としている。

その上で、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）が御指摘の「売却又は購入」の際に従わなければならない「法令」の規定として、「入札手続により複数の事業者間の競争を通じて価格が決定されなければならない」とするものはないが、ＪＣＨＯにおいては、同方針を踏まえ、「独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程」を策定し、同規程第五十二条第一項において、「売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない」と規定されているものと承知している。なお、同条第三項においては、「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、理事長が別に定めるところにより、指名競争に付するものとする」と、同条第四項においては、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、理事長が別に定めるところにより、随意契約によるものとする」と規定されている。

二の前段について

御指摘の「逸失利益」については、ＪＣＨＯからの報告によれば、「不動産業者」から、「ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地」をマンションとして開発した場合にマンション各戸を売却した際に得られる利益であるとの説明を受け、当該「逸失利益」を含めた当該「移転用地」の購入代金を支払うこととしたとのことであり、「根拠が不明瞭」とは考えていない。その上で、厚生労働省において、当該報告を踏まえ、当該「逸失利益」を含めた当該「移転用地」の購入について、その価格が「不当に高額」ではないと判断したものである。

二の後段について

お尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、二の前段についてで述べたとおり、「移転用地」の「逸失利益」についての説明を受けたほか、患者の利便性を高めることができること等を考慮して選定した土地であったとのことであり、こうした事情等を踏まえれば、当該「逸失利益」を含めた当該「移転用地」の購入について、「本来支払う必要のない支出であった」とは考えていない。

三の前段について

お尋ねについては、御指摘の「移転用地」の購入について検討していた当時においては、ＪＣＨＯが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構役員会及び委員会規程」の第二条において、「役員会は、理事長が決定すべき事項のうち、重要な事項を審議する」と規定されていたところ、当該「移転用地」の購入については、ＪＣＨＯ内の病院の建て替えに関する事項であり、かつ、その購入は高額な取引であることから、当該重要な事項として審議すべきものであったと考えられるが、ＪＣＨＯからの報告によれば、当該重要な事項に該当する案件が明確化されておらず、従前から、理事長、関係役員等を構成員とし、ＪＣＨＯ内の病院の大型の建て替え、整備等の投資の検討を行う会議において審議が行われた案件は全て役員会への報告事項とする運用であったため、当該「移転用地」の購入を含めたＪＣＨＯ船橋中央病院の建て替え、整備等についても、当該会議において審議した上で、役員会へは報告にとどまっていたとのことである。

三の後段について

お尋ねについては、「貴法人の土地取引について（要請）」（令和七年四月十四日付け医政発〇四一四第十四号厚生労働省医政局長通知）によ

り、厚生労働省からＪＣＨＯに対し、「契約の透明性を確保するための関係規程の見直し、望ましいガバナンスのあり方やその実現に向けた取組等について検討を行うこと」等について要請し、令和七年六月及び十月に、ＪＣＨＯから同省に対し、当該要請に対する取組状況の報告がなされ、同省において、関係規程の改正等が行われていることについて確認しているところであり、その後も、御指摘の「ガバナンス」の状況も含め、ＪＣＨＯの運営状況については、日常的な情報交換等を通じ把握に努めているところである。

四の前段について

お尋ねについては、厚生労働省において、ＪＣＨＯからの報告を踏まえ、令和五年二月に御指摘の「不動産業者」が「ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転用地」を含めた土地の購入者として決定する前から、ＪＣＨＯ理事長及び役職員は、ＪＣＨＯ船橋中央病院の移転のための土地の購入を検討しており、必要な土地の面積や病院の規模等の情報について、当該「不動産業者」に提供していたが、当該「移転用地」の購入価格について、具体的に交渉し、一定の価格で購入することを約束していた事実は認められないこと、当該土地の取得を希望していた他の事業者とも「接触」しており、当該「不動産業者」のみから購入することを想定していたわけではないこと等の「事実認定」を行った。なお、当該情報の提供については、当該「移転用地」の購入のための交渉を円滑に行うために相応の必要性がある行為であったと考えている。

四の後段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、ＪＣＨＯが御指摘の「不動産を購入する場合」における「不動産取得に関する情報管理」を行うに当たっては、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十一条において、「機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」と規定していること等を踏まえ、情報の性質に応じ、当該情報を適切に管理する必要があると考えている。

五の前段について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、逐一お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、ＪＣＨＯ横浜中央病院の建て替え、整備等については、現在ＪＣＨＯにおいて検討していると承知している。

五の後段について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、逐一お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、ＪＣＨＯの理事長を始め役員においては、ＪＣＨＯが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構役職員倫理規程」第三条第三項において、「役職員は、職務の遂行に当たっては、当該職務の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行動をしてはならない」と規定されていること等を踏まえ、適切に業務を行う必要があると考えている。

六について

お尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、御指摘の「ＪＣＨＯ大阪みなと中央病院の旧病院解体」における工事（以下「本件解体工事」という。）について、大阪市と協議した際に、同市から、地下工作物の撤去が必要であるとの考えが示されたことを踏まえ、令和五年六月に開催されたＪＣＨＯの役員会において、地下工作物の撤去を含めた本件解体工事について了承されたところ、本件解体工事の費用が高額であったこと等から、本件解体工事の実施について検討していく中で、改めて同市と協議した際に、原則として地下工作物の撤去が必要であることに変わりはないが、地下工作物の撤去が周辺の地盤に何らかの影響を及ぼす場合には地下工作物の残置も可能である旨の考え方が示されたことを踏まえ、「旧病院」の跡地が埋立地であることや地盤が緩いこと等も考慮し、地下工作物の撤去をしない方針へと変更し、その方針について、令和七年五月に開催された役員会での審議の上、了承されたとのことであり、こうした事情等を踏まえると、やむを得ない「支出であった」と考えている。なお、当該報告によれば、見直し後の解体工事費の総額については、違約金を含めても当初想定された費用よりも安価になったとのことである。

七について

お尋ねについては、ＪＣＨＯが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構におけるコンプライアンス推進規程」第九条第一項において、「役職員等は、機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない」と規定されており、同項等に基づき、御指摘の「ガバナンス遵守の徹底」も含め、適切な対応が求められると考えている。

八について

お尋ねについては、厚生労働省において、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第三条第三項において、「独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」と規定していることも踏まえつつ、ＪＣＨＯに対し、その運営状況等に応じた監督を行うべきであると考えている。

九について

御指摘の「独立行政法人の運営健全化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、独立行政法人の「内部統制」や「法令遵守」に関し、「過去十年分について」、「どのような対策を講じてきたのか」とのお尋ねと解すれば、各独立行政法人の運営の状況は様々であることから、個別具体的かつ網羅的にお答えすることは困難であるため、各独立行政法人に共通する「対策」をお答えすると、例えば、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」として、「法人の長の下での自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化」等により内部ガバナンスの強化を図る」こととしたことを踏まえ、平成二十六年に通則法の改正を行い、改正後の通則法第十九条第五項において、「監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる」と、通則法第十九条の二において、「監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある

と認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない」と規定しているところであり、当該改正の趣旨を踏まえ、総務省において、監査の質の向上を図るため、独立行政法人の監事に対する研修を現在に至るまで行っているほか、令和六年四月には、同省において、独立行政法人の長がリーダーシップを発揮しつつ、職員が法令等を遵守し、内部統制の強化を図ることを目的として、「内部統制に関する取組事例」を取りまとめ、各独立行政法人に対して、所管する府省庁を通じ周知したところである。

十について

前段のお尋ねについては、御指摘の「必要な措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、独立行政法人又はその役員若しくは職員による御指摘の「不動産の処分又は取得」を含む行為に関し、主務大臣が通則法に基づき行う措置に関するお尋ねと解すれば、通則法第二条第一項において「独立行政法人」とは、（中略）中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう」と規定しているところ、通則法第三十五条の三において、中期目標管理法人については、「中期目標管理法人若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は中期目標管理法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき」に主務大臣が「当該中期目標管理法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる」と、国立研究開発法人については、通則法第三十五条の八において、通則法第三十五条の三の規定を準用することと、行政執行法人については、通則法第三十五条の十二において、「主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる」とそれぞれ規定しているとおりである。

後段のお尋ねについて、御指摘の「政府が実際に講じた措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、独立行政法人又はその役員若しくは職員による御指摘の「不動産の処分又は取得」に関し、主務大臣が、中期目標管理法人については通則法第三十五条の三の規定に基づき、国立研究開発法人については通則法第三十五条の八により準用する通則法第三十五条の三の規定に基づき、行政執行法人については通則法第三十五条の十二の規定に基づき、それぞれ行った措置と解すれば、現時点で確認できる範囲では、お尋ねの「過去十年」で、これらの措置を行った事例は承知していない。

歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

大島九州男

参議院議長　関口　昌一殿

歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問主意書

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十三条によれば、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）は、「同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織」される。また、同法第十八条によれば、具体的な保険料の算定方法は各国保組合の規約で定めることとされているため、保険料水準や運営方法は全国一律ではなく、国保組合ごとに差が生じ得る。

歯科医師に係る国保組合（以下「歯科医師国保組合」という。）は、主に都道府県を単位として設置、運営されている。例えば、千葉県歯科医師国保組合は、千葉県歯科医師会の会員である歯科医師とその医院に勤務する従業員を組合員とし、組合員の世帯に属する家族を合わせて被保険者として構成されている。同組合の保健事業実施計画書によれば、令和四年度末時点の被保険者数は合計一万八百四十六人であり、このうち第二種組合員、すなわち歯科医院の従業員は五千二百八十八人に上っている。

他方、法人の事業所や、一部の業種を除く常時五人以上の従業員を使用する個人事業所は、原則として健康保険及び厚生年金保険の適用事業所とされている。また、健康保険の適用除外となることで国保組合の被保険者となる場合の手続について、承認を要しない申出方式への見直しを行う健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）が第二百二十一回国会で成立した。こうした中、歯科医院に勤務する従業員について、保険料負担の公平性及び納得感をどのように確保するかは重要な政策課題である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　歯科医師国保組合ごとに保険料水準や運営方法に差が生じている理由について、政府の見解を示されたい。また、同種の業務に従事する従業員の間で地域又は勤務先により国保組合の保険料負担に差が生じる現状について、公平性の観点からどのように考えているか示されたい。

二　健康保険の適用除外により被用者保険ではなく歯科医師国保組合に加入している組合員の数について、歯科医師国保組合別に示されたい。把握していない場合、その理由を示されたい。

三　国保組合の保険料は、定額の要素が強い仕組みによって、低所得の組合員や家族を有する組合員ほど相対的に重い負担となり得ると考えるが、政府はその実態を把握しているか示されたい。また、国民健康保険料は応益分及び応能分を組み合わせることとされているが、国保組合の保険料は規約で算定方法を定めることとされている。組合員の保険料負担軽減の観点から、資産割又は所得割の比重を高めるなど、より報酬比例的な仕組みに見直すことは制度上可能であるか示されたい。可能である場合、その見直しを促す考えがあるか、政府の見解を示されたい。

四　健康保険の適用除外となっている歯科医院に勤務する従業員について、本人が全国健康保険協会等の被用者保険への加入を希望する場合に、その意思を反映できる制度に改める考えがあるか、政府の見解を示されたい。少なくとも、歯科医師国保組合への加入に当たり、事業主による説明義務、本人同意の確認及び不同意の場合の救済の仕組みを設けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　政府は、歯科医師国保組合について、全国的な統合又は広域共同運営を行った場合の事務費削減効果、財政安定化効果及び保険料軽減効果を試算したことはあるか示されたい。試算したことがない場合、組合員の保険料負担軽減の観点から試算及び検討を行う考えがあるか、政府の見解を示されたい。あわせて、国民健康保険制度において、都道府県及び市町村を保険者とする市町村国保について保険料水準の統一や広域化が進められている中、歯科医師国保組合についても同様の観点から見直しを行う考えがあるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員大島九州男君提出歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大島九州男君提出歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問に対する答弁書

一について

国民健康保険組合（以下「組合」という。）については、令和元年五月十三日の参議院決算委員会において、根本厚生労働大臣（当時）が「昭和三十六年の皆保険の実現より前から同種同業の方々が自主的に組合を立ち上げられました。そして、連帯意識と相扶共済の精神に基づいて、自分たちの健康を守り、医療費を支え合うという役割を果たしてこられました。厚生労働省としても、国保組合の皆様には、このような非常に歴史的な経緯のある国保組合がたくさんあるわけですが、自主的な運営に基づく保険者機能を今後とも一層発揮していただきたいと期待をしております。円滑な事業運営を行うことができるように、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えています」と述べているところ、御指摘の各「歯科医師国保組合」が、円滑な事業運営を行うために、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮した結果として、お尋ねのように「保険料水準や運営方法に差が生じている」ものと考えている。また、組合によって、被保険者の属性や所得水準、医療給付費等が異なる中で、御指摘のように「保険料負担に差が生じる」ことのみをもって、必ずしも「公平性の観点から」問題があるとは考えていない。

二について

「令和八年度予算関係等資料の作成について」（令和七年六月二十五日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）により調査した、令和七年三月三十一日時点のお尋ねの「歯科医師国保組合別」の「組合員の数」をお示しすると、次のとおりである。

北海道歯科医師国民健康保険組合　四千二百二十八人

宮城県歯科医師国民健康保険組合　二千二百七十三人

秋田県歯科医師国民健康保険組合　七百四十一人

山形県歯科医師国民健康保険組合　千三百五十五人

福島県歯科医師国民健康保険組合　千五十八人

茨城県歯科医師国民健康保険組合　千八百七十二人

全国歯科医師国民健康保険組合　二万三千五百十九人

群馬県歯科医師国民健康保険組合　千六百八十一人

埼玉県歯科医師国民健康保険組合　三千四百七十一人

千葉県歯科医師国民健康保険組合　四千八人

神奈川県歯科医師国民健康保険組合　六千九百六十四人

静岡県歯科医師国民健康保険組合　二千七百六十九人

愛知県歯科医師国民健康保険組合　八千六百五十四人

三重県歯科医師国民健康保険組合　千七百六十六人

大阪府歯科医師国民健康保険組合　八千八百八十四人

兵庫県歯科医師国民健康保険組合　五千百四十七人

奈良県歯科医師国民健康保険組合　千百七十五人

和歌山県歯科医師国民健康保険組合　三百十九人

広島県歯科医師国民健康保険組合　二千八百九十八人

愛媛県歯科医師国民健康保険組合　千百四十二人

福岡県歯科医師国民健康保険組合　五千五百十八人

佐賀県歯科医師国民健康保険組合　八百四十七人

長崎県歯科医師国民健康保険組合　千三百四十九人

熊本県歯科医師国民健康保険組合　千六百二十八人

大分県歯科医師国民健康保険組合　千二百十七人

宮崎県歯科医師国民健康保険組合　七百八十人

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合　千六百九十九人

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「保険料」に係る「定額」の額や「応益分及び応能分」の組合せ等によっては、必ずしも「低所得の組合員や家族を有する組合員ほど相対的に重い負担」となるものではないが、いずれにせよ、御指摘のような「実態」について具体的に把握しているものではない。また、後段のお尋ねについては、組合が自主的な判断により、御指摘のように「より報酬比例的な仕組みに見直すことは制度上可能である」が、一についてで述べたとおり、組合が円滑な事業運営を行うために、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮することが期待されることから、お尋ねのような「見直しを促す考え」はない。

四について

健康保険の適用対象となっている御指摘の「歯科医院に勤務する従業員」については、その「同意」を前提として申請が行われ、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けることにより、組合の被保険者となることができる

という仕組みとなっていることから、お尋ねの「本人が全国健康保険協会等の被用者保険への加入を希望する場合に、その意思を反映できる制度に改める」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「不同意の場合の救済」の意味するところも必ずしも明らかではないが、当該申請に当たっては、「事業主による説明」及び「本人同意の確認」が行われているものと承知しており、御指摘のような「仕組みを設けるべき」とは考えていない。

五について

お尋ねについて、一についてで述べたとおり、組合が円滑な事業運営を行うために、自主的な運営に基づく保険者機能を発揮することが期待されることから、御指摘の「歯科医師国保組合」について、「全国的な統合又は広域共同運営」の制度化を行うべきとは考えておらず、「試算」を行ったことはなく、また、「試算及び検討を行う考え」はない。また、「保険料水準の統一や広域化」の制度化を行うべきとも考えておらず、「同様の観点から見直しを行う考え」はない。なお、組合が自主的な判断により合併を行う場合に、合併により国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項の規定に基づく補助の額が減少する場合の当該減少額相当分等について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第九項に規定する組合特別調整補助金の交付による支援を行っているところである。

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

仁比　聡平

参議院議長　関口　昌一殿

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書

私が提出した「独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書」（第二百二十一回国会質問第六六号）に対する答弁（内閣参質二二一第六六号）を踏まえて、以下質問する。

一　答弁一の2について

1　野村不動産株式会社（以下「野村不動産」という。）が「本件土地」をマンションとして開発」する目的で購入したことを、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）はどのような根拠、書類をもって確認したか示されたい。

2　前記「マンションとして開発」する計画の具体化の程度、部屋の間取り、構成や売却予定価格、売却見込みの調査などについて、ＪＣＨＯは説明を受けたか示されたい。

3　ＪＣＨＯが逸失利益三十四億七百万円を相当と判断し、支払った根拠について、更に具体的に説明されたい。

二　答弁一の6について

「令和五年六月以降、一の1で御指摘の株式会社に対して「本件土地」の見積書の提示を求め」たとあるが、ＪＣＨＯから働き掛けたとの趣旨か示されたい。

三　答弁一の7について

1　「本件土地」の購入に関しては、ＪＣＨＯの内部規程上、役員会の審議が求められる」にもかかわらず、「役員会への報告にとどまっていた」理由を示されたい。

2　求められる審議も行われない一方で、早くから本件土地を移転候補地とし、巨額の逸失利益を上乗せしてでも取得したにもかかわらず、今日まで土地利用が行われていない理由を示されたい。また、野村不動産が購入する時点で土地の一部のみの購入には応じないとされていたならば、取得に一定のハードルがある本件土地を移転候補地として選定した理由を示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねについては、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）からの報告によれば、御指摘の「目的」に関する「書類をもって」、「説明を受け」、「確認した」とのことであるが、これ以上の詳細については、御指摘の株式会社の事業に関する情報であることから、お答えすることは差し控えたい。

一の3について

お尋ねについては、先の答弁書（令和八年七月十日内閣参質二二一第六六号）一の2について及び一の4についてで述べたとおり、ＪＣＨＯからの報告によれば、御指摘の「逸失利益」について、ＪＣＨＯは、一の1で御指摘の株式会社から「本件土地」をマンションとして開発した場合にマンション各戸を売却した際に得られる利益であるとの説明を受け、当該「逸失利益」を含めた当該「本件土地」の購入代金を支払うこととしたとのことであるが、御指摘のように「更に具体的に説明」するためには、その受けた説明の詳細についてお示しする必要があるところ、その詳細については、御指摘の株式会社の事業に関する情報であることから、お示しすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、御指摘のとおりであるとのことである。

三の1について

お尋ねについては、御指摘の「本件土地」の購入について検討していた当時においては、ＪＣＨＯが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構役員会及び委員会規程」第二条において、「役員会は、理事長が決定すべき事項のうち、重要な事項を審議する」と規定されていたところ、御指摘の「本件土地」の購入については、ＪＣＨＯ内の病院の建て替えに関する事項であり、かつ、その購入は高額な取引であることから、当該重要な事項として審議すべきものであったと考えられるが、ＪＣＨＯからの報告によれば、当該重要な事項に該当する案件が明

確化されておらず、従前から、理事長、関係役員等を構成員とし、ＪＣＨＯ内の病院の大規模な建て替え、整備等の投資の検討を行う会議において審議が行われた案件は全て役員会への報告事項とする運用であったため、当該「本件土地」の購入を含めたＪＣＨＯ船橋中央病院の建て替え、整備等についても、当該会議において審議した上で、役員会へは報告にとどまっていたとのことである。

三の２について

前段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、建築費の高騰等を踏まえ、建て替えの在り方等について具体的に検討を進めているとのことである。後段のお尋ねについては、当該報告によれば、御指摘の「本件土地」については、ＪＣＨＯにおいて、患者の利便性を高めることができること等を考慮して選定したとのことである。

養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

蓮　舫

参議院議長　関口　昌一殿

養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書

私は、令和八年七月十七日の参議院予算委員会において、今上天皇と三十八親等離れた養子の子に皇位継承を認めるより、女子であっても一親等の内親王殿下に皇位継承を認める方が、男子にのみ皇位継承を認める皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の上位法である日本国憲法に規定する世襲原則に合致するとともに、国民の理解と支持を得られると考える旨指摘し、その是非に関する政府見解について質疑した。これに対し、高市早苗内閣総理大臣は、明治時代に天皇と三十二親等の隔たりがある皇族の男系男子が養子になった例があると承知している旨答弁した（以下「総理答弁」という。）。

しかし、総理答弁は例を挙げたのみで、質疑の趣旨に十分に合致しているとは言えないと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　総理答弁で明治時代の例を挙げた理由を示されたい。

二　総理答弁で挙げられた例の件数及びそれぞれの詳細を示されたい。そのうち、養子に子がいた例がある場合、当時の皇位継承順位を示されたい。

三　総理答弁が質疑の趣旨に十分に合致していると判断した理由を詳細に示されたい。

四　三十六親等から三十八親等の養子を迎え、その子に皇位継承が認められることの是非について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員蓮舫君提出養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問に対する答弁書

一及び三について

令和八年七月十七日の参議院予算委員会における御指摘の高市内閣総理大臣の答弁については、蓮舫委員の質問において今上陛下と皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）による改正後の皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第三十八条第一項の規定により養子とすることができる者との間の血縁上の隔たりが大きい旨の発言があったことを踏まえ、明治時代に、明治天皇との間で同程度の血縁上の隔たりのある皇族男子について養子縁組が行われた例があったことを述べたものである。

二について

現時点で政府として史料に基づき確認できる限りにおいては、明治七年に明治天皇より起算して三十二親等の関係にある山階宮菊麿王が零歳で梨本宮守脩親王の養子となった例、明治十六年に明治天皇より起算して三十二親等の関係にある華頂宮博厚王が八歳で明治天皇の養子となった例の二例を承知しているが、いずれも養子であった間に子をもうけてはいない。

四について

お尋ねの「是非」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「養子を迎え」ることについては、令和八年七月十五日の参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会において、木原内閣官房長官が「立法府の総意でもありますその衆参正副議長による議論のとりまとめ、こちらにおきましては、養子の対象者について、昭和二十二年十月に皇籍を離脱した、いわゆる旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々と記載をされているところであります。政府としては、このとりまとめに忠実に法案を作成したところでございます」と答弁しているとおりであり、また、お尋ねの「その子に皇位継承が認められること」については、同委員会において、同長官が「衆参正副議長によるとりまとめでは、・・・養子については皇位継承資格を持たないこととするとされております。一方で、その養子のお子様についての記述はありませんから、これは、現行の皇室典範の規定が適用されるということになります。養子の子は生まれながらの皇族でありますから、男子の場合は現行の皇室典範、これ第一条と第二条が適用され、皇位継承資格を有します」と答弁しているとおりである。

高齢者の生活苦に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

奥田ふみよ

参議院議長　関口　昌一殿

高齢者の生活苦に関する質問主意書

私は、令和八年七月十七日の参議院予算委員会において、国民年金額の実質目減りが続き、生活苦に陥っている受給者の声を伝え、この現状に対する政府見解について質疑した。これに対して高市早苗内閣総理大臣は、令和八年六月に国民年金の支給額が上がったことを受給者は知っていると思う旨答弁した。また、日本には生活保護制度や

生活困窮者自立支援制度があり、社会福祉制度が整った国だと思う旨答弁した。さらに、困ったときには助け合いということで、多くの納税者がそのコストを負担しており、社会保険制度も様々整っているいい国だと思う旨答弁した。

この答弁を踏まえて、以下質問する。

一　高市内閣総理大臣は、令和八年六月に国民年金の支給額が上がったことを受給者は知っていると思う旨答弁した。しかし、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者の老齢基礎年金（満額一人分）は、月額七万四百八円で対前年度比千三百円の増加にすぎない。この千三百円の増加で十分と考えているか示されたい。

二　令和八年七月十五日に公表された「国民生活基礎調査」によれば、生活意識について、「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答した高齢者世帯は合わせて五十二・一％であった。半分以上の高齢者世帯が、生活が「苦しい」と回答したという結果が示されている。この結果を見て、日本を社会福祉制度及び社会保険制度が整ったいい国と評価しているか示されたい。

三　半分以上の高齢者世帯が、生活が「苦しい」と回答した結果に対し、政府や自治体が現在実施している物価対策は、十分な負担軽減効果があると評価しているか示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出高齢者の生活苦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出高齢者の生活苦に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「生活苦に陥っている受給者」に対して「千三百円の増加で十分と考えているか」とのお尋ねとすれば、そのような「受給者」に対しては、御指摘の「老齢基礎年金」のみならず、令和七年十二月九日の衆議院予算委員会において、上野厚生労働大臣が「年金制度を始めとした様々な社会保障政策により支援を行っているところであります。（中略）年金生活者支援給付金の支給であったり、あるいは生活困窮者自立支援制度による支援等も実施してきております。今後とも、社会保障全体を通じて総合的な支援を行っていきたいと考えています」と答弁しているとおりである。

二について

お尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、厚生労働省が令和八年七月十五日に公表した「国民生活基礎調査」は、「調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識」を調査したものであり、御指摘のような「社会福祉制度及び社会保険制度」の整備に関し個別に調査したものではなく、この調査の結果のみにより、御指摘のように「評価している」わけではない。

三について

御指摘の「物価対策」については、令和八年七月十七日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「一世帯当たり標準的に年間八万円を超える支援を盛り込んだ昨年の経済対策、これも順次執行してきていただいたというところです。それから、公定価格に経済物価動向を反映させたのが令和八年度予算でございます。これをしっかり執行していきます。それから、中東情勢を受けて、今年三月から、緊急的激変緩和措置によるガソリン価格全国平均でリッター当たり百七十円程度に抑えるための補助金を実施しております。・・・さらに、七月から九月の三か月間、これは電気・ガス料金支援の実施、今年十二月の年末調整では納税者お一人当たり三万円から六万円の所得税減税もございます」と述べたとおりであり、また、地方公共団体においては、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和七年十一月二十一日閣議決定）に盛り込んだ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなどして、地域の実情に応じた対策が実施されているものと承知している。

その上で、お尋ねの「十分な負担軽減効果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、これらの「物価対策」の実施により、御指摘の「高齢者の生活苦」を「軽減」する一定の「効果」があるものと認識している。このほか、令和八年七月十七日の同委員会において、同内閣総理大臣が「今後の万全の備えのための中東情勢等対応予備費二・五兆円がございます。これを創設していただきましたので、中東情勢が今後物価動向ですとか経済に与える影響もしっかりと見ながら、予備費の活用も含めて、必要なときにはタイミングを逸することなく、国民の皆様の暮らし、そして経済活動に影響がないようにしっかりと対応してまいります」と答弁しているところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問主意書

気候変動の影響により、夏季の酷暑は年々深刻さを増している。参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）は暑さの厳しい七月に実施されるため、自治体等の選挙事務関係者、選挙運動スタッフ及び候補者は炎天下での活動を余儀なくされる。また、投票所へ向かう有権者は、極めて危険な暑さの中を移動することになる。

選挙運動スタッフの高齢化も進んでおり、熱中症など健康被害への懸念は年々高まっている。国民の生命・健康を守りつつ、将来にわたり安全かつ円滑に参議院選挙を実施する観点から、以下質問する。

一　近年の気候変動による酷暑が、参議院選挙における有権者、自治体等の選挙事務関係者、選挙運動スタッフ及び候補者の活動に及ぼす影響について、政府の認識を示されたい。

二　今後も気候変動による酷暑の深刻化が見込まれる中、選挙運動や投票環境の安全確保について、政府はどのような対策を講ずる考えか示されたい。

三　参議院選挙の実施時期について、日本国憲法や公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定と生命・健康の保護とのバランスを踏まえつ

つ、酷暑期間を避けた時期への変更を検討する考えはあるか示されたい。

四　現行の参議院選挙の実施時期は、投票所へ向かう有権者の生命・健康に影響を及ぼす懸念がある。これにより、更なる投票率低下とともに、投票者の年齢の偏りや障害者等への合理的配慮等の課題の発生も懸念される。民主主義の観点からも、参議院選挙の実施時期について見直すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「選挙運動スタッフ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、夏季の気象状況が「有権者、自治体等の選挙事務関係者」や、公職の候補者及び選挙運動に従事する者（以下「候補者等」という。）の「活動に及ぼす影響」については、気象状況、地理的条件、健康状況等によって様々であることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「選挙運動」の「安全確保」については、選挙運動は候補者等の自由な意思に基づき行われるものであることから、候補者等において適切に対応いただくべきものと考えている。

また、お尋ねの「投票環境」の「安全確保」については、近年の夏季の気象状況を踏まえると、御指摘の「健康被害」の防止を始めとした対策は重要と考えているところ、総務省においては、「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について」（令和七年五月二十六日付け総行管第三百八号総務省自治行政局選挙部長通知）における「複数の箇所を巡回する自動車を用いた期日前投票所（移動期日前投票所）の取組」や、利便性の高い場所における期日前投票所の設置などを各選挙管理委員会に対して要請しており、また、各選挙管理委員会においては、エアコン等が設置されている施設に投票所や開票所を設けるなど対応しているものと承知しており、引き続き、夏季の気象状況を踏まえた対策を含め、選挙の適切な管理執行に努めてまいりたい。

三及び四について

憲法第四十六条において、「参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。」と規定され、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十二条第一項において、「参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。」と、また同条第二項において、「前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行う。」と規定されているところ、政府としては、憲法及び公職選挙法の規定に則して決定する選挙期日を踏まえ、選挙の適切な管理執行に努めてまいりたい。その上で、お尋ねの「参議院選挙の実施時期」を見直すことについては、選挙制度の根幹に関わることから、各党各会派において十分に御議論いただく必要があると考えている。

留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書

令和八年七月、トルコ国籍のクルド人男性が警視庁の留置施設で勾留中に死亡したと報じられている（以下「当該事案」という。）。同報道によれば、当該男性は勾留中に腹痛等の体調不良を訴え、医療機関で診察を受けた後、再び留置施設へ戻され、その翌日に死亡したとされている。また、死亡後、遺族への連絡まで一定期間を要したとされている。当該事案はトルコ国内においても大きな関心を集め、トルコ大国民議会において取り上げられ、日本政府に対する事実関係の解明や説明を求める趣旨の発言も行われている。

公権力によって刑事施設や出入国在留管理庁の施設等に収容された者について、政府は、その国籍、民族、在留資格等によって区別することなく、その生命、身体及び健康を保持し、必要な医療を受ける機会を確保する責務を負う。また、外国との間で重大な事案が発生した場合には、国内及び相手国に対し、迅速かつ適切に事実関係を公表し、説明責任を果たすことが求められる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　公権力によって刑事施設や出入国在留管理庁の施設等に収容された者については、その国籍、民族、在留資格等によって区別することなく、その生命、身体及び健康を保持し、必要な医療を受ける機会を確保する責務を負うと考えるが、政府の認識を示されたい。

二　政府は、当該事案についてどのような報告を受け、事実関係を把握したか示されたい。また、死亡の経緯について、警視庁等の関係機関からどのような報告を受けているか示されたい。

三　留置施設内で被留置者が死亡した場合について、死亡の原因及び経緯の公表に関する基準又は指針を政府は定めているか示されたい。定めている場合、その内容を具体的に示されたい。

四　当該事案について、死亡の原因及び経緯が速やかに公表されなかった理由を示されたい。また、政府は、国民及び国際社会に対する説明責任を果たす観点から、死亡の原因及び経緯について、可能な限り速やかに公表すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

五　被留置者が死亡した場合に行う遺族への連絡について、時期、方法等の手続に関する基準は定められているか示されたい。定められている場合、当該事案において、同基準に沿った対応が行われたか示されたい。また、政府は、当該事案において死亡から遺族への連絡まで一定期間を要した理由を把握しているか示されたい。

把握している場合、その理由を示されたい。

六　政府は、トルコ大国民議会において当該事案が取り上げられ、日本政府に対して事実関係の解明等を求める趣旨の発言が行われたことを認識しているか示されたい。また、その発言内容について、外務省又は在トルコ日本国大使館から報告を受けているか示されたい。

七　当該事案について、トルコ政府又は駐日トルコ共和国大使館から日本政府に対し、事実関係の説明、死因の究明等の要請又は照会があったか示されたい。要請又は照会があった場合、その内容及び政府の対応を示されたい。

八　当該事案について、政府は、日本とトルコの関係に影響を及ぼし得ると認識しているか示されたい。また、トルコ政府に対し必要な説明を行うとともに、在トルコ日本国大使館等を通じて、現地における反応や関係機関の動向について積極的に情報収集を行う考えはあるか示されたい。

右質問する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「施設等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、刑事施設、留置施設及び出入国在留管理庁の収容施設においては、被収容者（刑事施設又は同庁の収容施設に収容されている者をいう。）又は被留置者（留置施設に留置されている者をいう。以下同じ。）の心身の状況を把握することに努め、これらの者の健康及び施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずべきものと考えている。

二について

お尋ねの「当該事案」（以下「当該事案」という。）及び「死亡の経緯」については、警察庁において、被留置者の逮捕から死亡までにおける警視庁の対応状況について同庁から報告を受けている。

三について

お尋ねの「留置施設内で被留置者が死亡した場合」及び「死亡の原因及び経緯の公表に関する基準又は指針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、被留置者のうち都道府県警察の留置施設に留置されている者が死亡した場合における事案の公表については、当該都道府県警察の判断により行われるものと承知している。

四について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「速やかに公表されなかった」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお答えしたとおり、被留置者のうち都道府県警察の留置施設に留置されている者が死亡した場合における事案の公表については、当該都道府県警察の判断により行われるものと承知しているところ、当該事案については、警視庁において、令和八年七月十七日、同日までに同庁が確認した事実関係について報道機関に対して情報提供を行ったものと承知している。

後段のお尋ねについては、御指摘の「国民及び国際社会に対する説明責任を果たす観点」及び「速やかに公表すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお答えしたとおり、被留置者のうち都道府県警察の留置施設に留置されている者が死亡した場合における事案の公表については、当該都道府県警察の判断により行われるものと承知しているところ、警察庁としては、引き続き、都道府県警察に対して、適切な情報の公表の在り方について必要な指導を行ってまいりたい。

五について

「時期、方法等の手続に関する基準は定められているか示されたい。」とのお尋ねについては、お尋ねの「被留置者が死亡した場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、被留置者のうち都道府県警察の留置施設に留置されている者が死亡した場合における遺族等への連絡については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百三十九条において、留置業務管理者は、被留置者が死亡した場合には、内閣府令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因、日時等を速やかに通知しなければならない旨規定されており、また、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第四十二号）第三十条第二項において、被留置者の親族の所在が明らかでないため、通知をすることができないときは、同令第十一条第二項第二号に掲げる被留置者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者又は同項第三号に掲げる者に対して通知をするものとする旨規定している。

「同基準に沿った対応が行われたか示されたい。」とのお尋ねについては、当該事案の被留置者が死亡した当日である令和八年七月二日に、警視庁から駐日トルコ共和国大使館に対し、法令の規定に基づき通知がなされたと承知している。

「死亡から遺族への連絡まで一定期間を要した理由を把握しているか示されたい。」とのお尋ねについては、同大使館からお尋ねの「遺族」への「連絡まで一定期間を要した理由」について承知していない。

六について

前段のお尋ねについては、お尋ねのように「トルコ大国民議会において当該事案が取り上げられ、日本政府に対して事実関係の解明等を求める趣旨の発言が行われた」旨の報道があったことは承知している。

後段のお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、外務省は、在トルコ共和国日本国大使館から当該報道について報告を受け、警察庁に対し、当該報道について情報共有を行った。

七について

令和八年七月十日、駐日トルコ共和国大使館から外務省に対し、当該事案の事実関係について調査依頼があったが、当該依頼の具体的な内容については、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

また、警視庁において、現在、当該事案の事実関係について確認を行っているところと承知しており、その結果を踏まえ、政府として適切に対応してまいりたい。

八について

政府としては、当該事案が我が国とトルコ共和国との関係にもたらす影響について、予断をもってお答えすることは差し控えたいが、同国政府への説明及び当該事案についての必要な情報収集を含め、適切に対応してまいりたい。

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問主意書

令和八年四月一日、陸上自衛隊玖珠駐屯地内の安全の碑の前において、部外団体である玖珠駐屯地後援会の主催による安全祈願祭（以下「安全祈願祭」という。）が実施され、駐屯地司令を始めとする玖珠駐屯地の隊員が参加・協力した。安全祈願祭には、信教の自由及び政教分離の原則に関わる日本国憲法上の重要な問題があると考えることから、以下質問する。

一　次の1から8の政府答弁について、見解に変更がないか示されたい。

1　平成十八年十一月七日の衆議院安全保障委員会における「事柄の性格上、要請そのものは公権力の行使そのものではないけれども、要請された個人が事実上の強制力を感ずるようであれば、その違法性の観点で問題が生じる可能性がある。」との答弁。

2　平成二十二年三月八日の参議院予算委員会における「実態といたしまして一律に六十歳未満の一定年齢で退職を事実上強制することが行われているというふうに認められる場合には、実質的に六十歳未満定年を定めたものとして高年齢者雇用安定法第八条に違反するものと解されます。」との答弁。

3　令和元年五月十六日の参議院厚生労働委員会における「全員参加ということで参加が強制されるような場であって、事実上その業務遂行の延長線上というふうに考えられる場合には、それは職場というふうに解することができると思います。」との答弁。

4　令和三年二月二十六日の衆議院予算委員会第六分科会における小泉進次郎環境大臣（当時）の「大事なことは、望まないのに、いわゆる周りからの圧力、同調圧力に近いものの中で受けざるを得ないという環境があるとしたら、それを放置しないような対応を考えます。」との答弁。

5　令和三年六月四日の衆議院厚生労働委員会における田村憲久厚生労働大臣（当時）の「どういう形であれ、接種をしなければならないという同調圧力、こういうものがかからないようには、我々としても周知をしてまいりたいというふうに思います。」との答弁。

6　令和三年六月九日の衆議院厚生労働委員会における「同調圧力などにより接種が事実上強制されないようにする」との答弁。

7　令和三年六月十一日の衆議院厚生労働委員会における「いわゆる同調圧力などによって接種が事実上強制とならないようにすることなどに留意をする必要があるというように考えております。」との答弁。

8　令和六年四月三日の衆議院内閣委員会における高市早苗内閣府特命担当大臣（経済安全保障）（当時）の「企業において、もしも上司の方が適性評価を受けることを求めた場合におきましても、それに同意しないことが許されるような状況が実質的に確保されるということが重要だと考えております。」、「事実上の強制ということにならないようにしてまいります。」との答弁。

二　令和八年六月十六日の参議院外交防衛委員会において、政府は、「今回の安全祈願祭におきましては、事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされておりましたが、参加を義務付けるような命令等は発出されておらず、また、参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っておりません。したがって、隊員に参加を強制したものではなかったと承知をしております。」と答弁した（以下「当該答弁」という。）。

また、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉進次郎防衛大臣は、「今回の安全祈願祭は、事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされていましたが、部外団体が主催したものであり、隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁した。

1　安全祈願祭への参加について、隊員に対する法的な「強制」はなかったか、政府の見解を示されたい。

2　法律論として、一般に、一定の行為を義務付けるような命令等は発出されておらず、また、一定の行為を行わなかった者に対する不利益な取扱いも行っていないことから「強制」そのものではないとしても、個人が一定の行為をすることについて事実上の強制力を感じるようであれば、違法性又は不当性の観点で問題が生じる可能性があるか、政府の見解を示されたい。

3　安全祈願祭への参加について、隊員に対する前記一の各答弁にあるような事実上の強制はなかったか、政府の見解を示されたい。

4　安全祈願祭への参加について、当該答弁における「強制」がなかったとしても、前記一の各答弁にあるような事実上の強制力等を隊員が感じるようなことがないよう、参加の任意性をどのように担保したか具体的に示されたい。

右質問する。

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の答弁は、防衛施設庁（当時）における入札談合等に係る事案に関連して、既に同庁を退職していた同庁の技術審議官及び建設部長の経験者に対して退職金相当額の全部又は一部の自主返納等を呼び掛けたことに関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の2について

御指摘の答弁は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第八条の解釈に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の3について

御指摘の答弁は、令和元年五月十六日の参議院厚生労働委員会における礒﨑哲史委員の質問における「職場の親睦として全員参加型で集められた飲み会でセクハラが行われた、それはやっぱりセクハラですよね。・・・まさにその現場になりますよね、職場になりますよねという確認なんですが。」との発言に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の4について

御指摘の答弁は、福島県「県民健康調査」甲状腺検査に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の5から7までについて

御指摘の答弁は、新型コロナワクチン接種に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の8について

御指摘の答弁は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく適性評価に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

二の1及び3について

お尋ねの「法的な「強制」」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「今回の安全祈願祭は、事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされていましたが、部外団体が主催したものであり、隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁しているとおりである。

二の2について

お尋ねについては、御指摘の与件のみに基づいて判断することはできないため、お答えすることは困難である。

二の4について

お尋ねの「参加の任意性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「今回の安全祈願祭は、事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされていましたが、部外団体が主催したものであり、隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁しているところである。

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問主意書

令和八年四月一日、陸上自衛隊玖珠駐屯地内の安全の碑の前において、部外団体である玖珠駐屯地後援会の主催による安全祈願祭（以下「安全祈願祭」という。）が実施され、駐屯地司令を始めとする玖珠駐屯地の隊員が参加・協力した。安全祈願祭には、信教の自由及び政教分離の原則に関わる日本国憲法上の重要な問題があると考えることから、以下質問する。

一　私の資料請求に対して防衛省が令和八年七月十六日に提出した資料（以下「防衛省資料」という。）のうち、「業務連絡」の「件名」には「令和八年度玖珠駐屯地安全祈願祭について（連絡）」と記載されている。また、安全祈願祭の「目的」は、「玖珠駐屯地後援会「なぐさ会」主催による安全祈願祭に参加して、訓練等の事故防止機運を醸成するとともに、年度間の安全を祈願する。」と記載されている。

1　前記の記載内容は事実か示されたい。

2　防衛省資料には、隊員の安全祈願祭への参加が任意である旨の記載がないと理解してよいか示されたい。

3　隊員に対し、安全祈願祭への参加が任意である旨をどのように連絡したか示されたい。

二　防衛省資料には、以下のとおり記載されている。

安全祈願祭　式次第

開会の辞

只今から陸上自衛隊玖珠駐屯地の安全祈願を執り行います

祭主一拝　一同祭主に合わせて一拝

修祓の儀　祭主祝詞奏上の間ご低頭ください　お直り下さい

降神の儀　「けいひつ」の間ご低頭ください　お直り下さい

献饌の儀

祝詞奏上　祝詞の間ご低頭ください　お直り下さい

清祓の儀　三名祭主に随行し、お神酒・水・塩

玉串奉典　玉串の間雅楽を奏す

徹饌の儀

昇神の儀　「けいひつ」の間ご低頭ください　お直り下さい

祭主一拝　一同祭主に合わせ一拝

閉会の辞

これをもちまして陸上自衛隊玖珠駐屯地の安全祈願祭を終了いたします

ご協力ありがとうございました。

1　前記の記載内容は事実か示されたい。

2　令和八年六月十六日の参議院外交防衛委員会において、政府は、安全祈願祭について、「社会の一般的慣習に従った儀礼行為として実施されたもの」と答弁した。しかし、防衛省資料を踏まえると、安全祈願祭は日本国憲法第二十条第二項にいう宗教上の行為、儀式又は行事に当たるのではないか、政府の見解を示されたい。また、少なくとも、その宗教性は否定できないのではないか、政府の見解を示されたい。

三　令和八年六月十二日付けの毎日新聞は、「(規則上)明確にアウト。やり方を改める必要がある」「後援会が主催というのは言い訳にならない」……。関係者によると、神式の慰霊行事を巡り駐屯地内では、内部通達に抵触しうる可能性を懸念し、再考を促す声が出ていた。内々に問い合わせを受けた陸上幕僚監部も「対外説明の観点で国民に疑念を持たれないようにした方が良い」などと回答し、違反の可能性が高いとの認識を伝えていた。」と報道している。

陸上幕僚監部は、安全祈願祭の実施についてどのような問合せを受け、どのように回答したか示されたい。

右質問する。

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘のとおりである。

一の2について

御指摘の「防衛省資料」には、「参加が任意である」との記載はない。

一の3について

お尋ねについては、御指摘の「防衛省資料」には、「参加が任意である」との記載はないが、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁しているところである。

二の1について

御指摘のとおりである。

二の2について

お尋ねの「安全祈願祭」については、宗教との関わり合いを持つものであることを否定し得ないものと認識しているが、いずれにせよ、令和八年六月十六日の参議院外交防衛委員会において、政府参考人が「駐屯地における訓練等の安全確保を目的として、部外団体による主催の下、社会の一般的慣習に従った儀礼的行為として実施されたもの」及び「事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされておりましたが、参加を義務付けるような命令等は発出されておらず、また、参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っておりません。したがって、隊員に参加を強制したものではなかったと承知をしております。」と答弁しているところであり、お尋ねの「安全祈願祭」への参加は、憲法第二十条第二項の規定に違反するものではないと考えている。

三について

お尋ねについては、陸上幕僚監部としてお尋ねの「問合せ」を受けていない。

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書

令和八年四月一日、陸上自衛隊玖珠駐屯地内の安全の碑の前において、部外団体である玖珠駐屯地後援会の主催による安全祈願祭(以下「安全祈願祭」という。)が実施され、駐屯地司令を始めとする玖珠駐屯地の隊員が参加・協力した。

安全祈願祭には、信教の自由及び政教分離の原則に関わる日本国憲法上の重要な問題があると考える。

最高裁判所昭和五十二年七月十三日大法廷判決は、いわゆる地鎮祭について、「現実の一般的な慣行としては、建築着工にあたり建築主の主催又は臨席のもとに本件のような儀式をとり入れた起工式を行うことは、特に工事の無事安全等を願う工事関係者にとつては、欠くことのできない行事とされているのであり、このことと前記のような一般人の意識に徴すれば、建築主が一般の慣習に従い起工式を行うのは、工事の円滑な進行をはかるため工事関係者の要請に応じ建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼を行うという極めて世俗的な目的によるものであると考えられるのであつて、特段の事情のない本件起工式についても、主催者の津市の市長以下の関係者が右のような一般の建築主の目的と異なるものをもつていたとは認められない。」と判示した。

同判決において藤林益三裁判官(当時)は、「工事の無事安全に関する配慮が必要なだけならば、現在の進歩した建築技術のもとで、十分な管理がなされる限り、科学的にはこれにつけ加えるべきものはない。しかるに、工事の無事安全等に関し人力以上のものを希求するから、そこに人為以外の何ものかにたよることになるのである。これを宗教的なものといわないで、何を宗教的というべきであろうか。本件起工式の主催者津市長がたとえ宗教を信じない人であるとしても、本件起工式が人力以上のものを希求する工事関係者にとつて必須のものとして行われる以上、本件儀式が宗教的行事たることを失うものではない。」との追加反対意見を示した。

また、最高裁判所昭和五十年二月二十五日第三小法廷判決は、いわゆる陸上自衛隊事件において、「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入つた当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」と判示した。自衛隊の隊務を統括し、自衛隊の部隊等に対する指揮監督権を有する防衛大臣も、このような一般的な安全配慮義務を負うものである。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　安全祈願祭は、国家公務員である隊員にとって「欠くことのできない行事」か、政府の見解を示されたい。また、安全祈願祭への隊員の参加が適切であると判断した理由を具体的に示されたい。

二　私の資料請求に対して防衛省が令和八年七月十六日に提出した資料のうち「業務連絡」の「件名」には「令和八年度玖珠駐屯地安全祈願祭について（連絡）」と記載されている。また、安全祈願祭の「目的」は、「玖珠駐屯地後援会「なぐさ会」主催による安全祈願祭に参加して、訓練等の事故防止機運を醸成するとともに、年度間の安全を祈願する。」と記載されている。この「訓練等の事故防止機運を醸成するとともに、年度間の安全を祈願する」という安全祈願祭の目的については、安全配慮義務を負っている防衛大臣が訓示等により隊員がその生命、身体等の安全を確保しつつ業務に従事することができるよう必要な配慮をするなど、他の手段によっても達成することができると思料するが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁したところであり、お尋ねのような「国家公務員である隊員にとって「欠くことのできない行事」」とは必ずしも考えていない。

後段のお尋ねについては、同月十六日の同委員会において、政府参考人が「今回の安全祈願祭につきましては、駐屯地における訓練等の安全確保を目的として、部外団体による主催の下、社会の一般的慣習に従った儀礼的行為として実施されたものであり、隊員が参加又は協力したことが不適切だったとは考えておりません。」と答弁したとおりである。

二について

お尋ねの趣旨及び「他の手段によっても達成することができる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、訓練等における安全管理の徹底については、各種施策を講じてきているところである。

防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

小西　洋之

参議院議長　関口　昌一殿

防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問主意書

国産完成品の防衛装備の海外移転を五つの類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）のみとする制約（いわゆる五類型）は、二〇二六年四月に防衛装備移転三原則及び運用指針が改正されたことに伴って撤廃された。今後、戦闘機、護衛艦、潜水艦など全ての完成品の海外移転が原則可能となる。

この改正は、これまでの政府の答弁を踏まえても、憲法の平和主義に違反するものであり、断じて容認することができないことから、以下質問する。

一　二〇二四年五月二十一日の参議院外交防衛委員会において、政府は、「我が国が行う防衛装備移転は憲法の平和主義の精神にのっとったものでなければならない」と答弁し、「のっとったというのは、憲法前文の、だから、平和主義に矛盾するようなことがあってはいけないし、憲法前文の平和主義の趣旨に整合する、矛盾してはいけなくて、整合する、そういう閣議決定でなければいけないと考えているという、そういうことでよろしいですね。矛盾、整合という言葉を使って答弁してください。」との私の質問に対し、「のっとったものであると。それは、整合していないものであってはならないということでございます。」と答弁した。

1　この政府答弁について、見解に変更がないか示されたい。

2　この政府答弁にいう「平和主義の精神」について、定義を示されたい。

二　二〇二六年四月二十一日の参議院外交防衛委員会において、小泉進次郎防衛大臣は、二〇二六年四月の防衛装備移転三原則及び運用指針の改正においても、「日本国憲法の精神に立ち、国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを堅持する、この姿勢はいささかも変わりません。」と答弁した。

政府は、国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念という表現を用いるが、国際紛争等を助長することを回避するという表現を平和国家の基本理念の説明で用いない理由は何か。また、今回の改正で、防衛装備移転三原則及び運用指針に「国際紛争の助長を回避」という文言を用いなかった理由は何か。

三　殺傷性を有する自衛隊法上の武器を輸出することは、国際紛争を助長することにつながるのではないか。国際紛争を助長しないと主張するのならば、その理由を論理的に示されたい。

四　二〇二六年四月の防衛装備移転三原則及び運用指針の改正に当たり、防衛装備移転と憲法の

平和主義との関係について整理をした文書はあるか。文書があるのであれば、その文書のタイトル及び内容について示されたい。

五　殺傷性を有する自衛隊法上の武器の輸出を解禁した二〇二六年四月の防衛装備移転三原則及び運用指針の改正が憲法前文の平和主義を含め憲法に違反しない理由について説明されたい。

右質問する。

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員小西洋之君提出防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の2について

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

二について

お尋ねについては、平成二十五年三月一日の内閣官房長官談話を公表した当時において、平和国家としての基本理念を維持することに変わりはないが、国際社会において、テロリズムの防止及び根絶に向けて、その解決のために取り組まなければならない紛争があること等を踏まえ、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）に言及する形で、これを遵守することが平和国家としての基本理念であるとした方が適切であると判断したものであり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、お尋ねの「改正」においても「防衛装備移転三原則」（平成二十六年四月一日閣議決定、令和八年四月二十一日一部改正）において「国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持」すると記載することが適切であると判断したものである。

三及び五について

お尋ねについては、令和八年四月二十一日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「防衛装備移転三原則は、個別の案件ごとに厳格審査を行い、かつ、移転後の適正管理を確保することで国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を担保しているものであり、憲法の平和主義の精神にのっとったものであると考えておりまして、それは今回の改正後も変わりはありません。」と答弁したとおりである。

なお、憲法第九条については、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念を具体化した規定であると解しているところであるが、戦争の放棄等について定めたものであり、お尋ねの「自衛隊法上の武器の輸出」について規律するものではないと考えている。

四について

お尋ねの「防衛装備移転と憲法の平和主義との関係について整理をした文書」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房のホームページに掲載している資料「防衛装備移転三原則及び運用指針の改正について（基本的な考え方）」において、「今回の見直し後も、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを堅持していくとの政府の立場はいささかも変わりません。」と記載している。

国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

小西　洋之

参議院議長　関口　昌一殿

国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問主意書

国旗の損壊等の処罰に関する法律（以下「本法」という。）は議員立法ではあるが、今後、政府は本法を運用する立場となることから、以下の質問に対して運用解釈等に係る答弁を留保することなく、誠実に対応されたい。

一　法律案提出者の説明において、本法の立法事実の一つとして、国旗を損壊等する事案の発生を将来に向かって抑止する必要性が挙げられている。法益の侵害の発生を将来に向かって抑止するという立法事実について、政府の見解を示されたい。また、政府は、法益の侵害の発生を将来に向かって抑止するといういわゆる「予防的立法事実」に基づいて国会に法律案を提出したことはあるのか。提出したことがある場合、その法律案の名称を示されたい。

二　本法の立法事実の一つとされる国旗を損壊等する事案の発生を将来に向かって抑止する必要性について政府はどのように評価するか。

三　日本国憲法第十九条の「思想及び良心の自由」の観点から、本法は合憲であると考えるか、政府の見解を示されたい。

四　日本国憲法第二十一条第一項の「表現の自由」の観点から、本法は合憲であると考えるか、政府の見解を示されたい。

五　法律案提出者は、「表現の自由」との関係を踏まえ、行為の外形から本法の適用を判断するとしているが、国旗を損壊した者がどのような考えを持っていたかを考慮しないことによって、無用に処罰範囲が広がり、逆に「表現の自由」を過度に制限することにつながるのではないか、政府の見解を示されたい。

六　国旗損壊行為はいわゆる象徴的表現行為であり、国旗を損壊する行為そのものが表現内容に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。また、こうした象徴的表現行為を罰することは、法律案提出者の主張する本法は表現中立規制であるとの見解に相違して、表現内容規制となり得ると考えるが、政府の見解を示されたい。

七　令和八年七月八日に、法律案提出者から衆議院内閣委員会理事懇談会に提出された資料（以下「衆理事懇資料」という。）では、本法における構成要件該当性の判断例などが示されているが、政府は衆理事懇資料の内容を把握しているのか。

八　衆理事懇資料では、構成要件該当性判断の考え方・具体例について、「方法規制であって、表現やメッセージの内容に着目した内容規制ではない」として、「「日本がんばれ」あるいは「国旗損壊罪反対」という文言によって、構成要件該当性の判断が左右されることはない」とされていると承知しているが、政府は同様の認識をもって本法を運用するのか、政府の見解を示されたい。

九　衆理事懇資料では、本法で定める構成要件に基本的に該当すると考えられる事例・基本的に該当しないと考えられる事例について、基本的に構成要件に該当すると考えられる事例として「あえて、悪天候の日に公道上に国旗を置き、泥や雨でひどく汚す場合」などが挙げられている。また、基本的に構成要件に該当しないと考えられる事例のうち、「社会通念上、国旗国歌法に定める国旗とはおよそ認められないと考えられる事例」として「日の丸の大きさ、位置、彩色から、およそ日章旗とは認識できない旗を損壊等する場合」、「社会通念上、国旗の用に供しているものと認められないと考えられる事例」として「フェイスペイントした日の丸を消す等する場合」、「有体物でないと考えられる事例」として「国旗を全てアバター化して、それが損壊される状況を配信する場合」、「「損壊した」に該当しないと考えられる事例」として「国旗をくしゃくしゃにし、何ら物質的な破壊を伴わない場合」、「「除去した」に該当しないと考えられる事例」として「掲揚されている国旗を何らかの遮蔽物によって瞬間的に遮蔽する場合」、「「汚損した」に該当しないと考えられる事例」として「国旗を新品の靴で踏み、何ら不潔にすることがない場合」、「特定かつ少数の者が認識できるにすぎないと考えられる事例」として「密室の中で配偶者を前にして国旗を損壊等する場合」、「公然性が行為の時に存在しないと考えられる事例」として「非公然空間で撮影された国旗損壊シーンを実写映画の一部として放映する場合」、「「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に該当しないと考えられる事例」として「日の丸に文字を墨汁で書く場合」等が挙げられていると承知しているが、政府は同様の認識をもって本法を運用するのか、見解を示されたい。

十　衆理事懇資料では、違法性阻却事由の考え方・事例等について、「刑法三十五条に基づき、違法性阻却事由の有無が判断される」とした上で、違法性が阻却される可能性がある場合として「政治デモにおいて、国旗を損壊等する以外の手段では主義主張を伝えることができない状況で行われた行為である場合」、「舞台演劇の中で、国旗を損壊等する情景が欠かせない場面でその情景に相応しい態様で行われた行為である場合」、「映画の公開ロケ等で、撮影現場であることが明らかな状況において、国旗を損壊等するシーンを撮影する場合」が挙げられ、違法性が阻却されない可能性がある場合として「政治的表現や芸術的表現に名を借りて社会的に相当でない態様で行われた行為である場合」が挙げられていると承知しているが、政府は同様の認識をもって本法を運用するのか、見解を示されたい。

十一　本法第二条第二項の「その他の客観的な事情」とは、具体的にどのようなことを指すと政府は認識しているのか、見解を示されたい。

十二　本法の審議において、警察庁は、成立した場合、「通達や執務資料などによりまして第一線の警察官等への周知、徹底を図ることを検討」すると答弁し、七月二十一日の記者会見においては、あかま国家公安委員会委員長が「同法の施行に向けては、国会の御審議を踏まえ、法律の趣旨や内容のほか、適用の検討を組織的に行うことなど、運用上の留意事項について、第一線の警察官等への周知・徹底が図られるよう、警察を指導してまいりたいというふうに考えております。」と述べたと承知している。警察庁が第一線の警察官等への周知のために作成する通達等は、衆理事懇資料の内容を踏まえるという理解でよいか、政府の見解を示されたい。

十三　警察庁が第一線の警察官等への周知のために作成する通達等に示されることとなる、政府における本法の運用に係る解釈を整理した上で、網羅的に示されたい。

十四　政治的表現や芸術表現における国旗損壊行為については、本法の構成要件に該当し得るのか、政府の見解を示されたい。

十五　参議院内閣委員会の「国旗の損壊等の処罰に関する法律案に対する附帯決議」第三項では、「政治的意見表現や芸術表現など「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利」として正当に保障される国旗への表現やメッセージの記載は第二条第一項の構成要件のうち「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」によるものに該当しないことを遵守して運用すること」とされており、衆議院内閣委員会でも同様の附帯決議が付されている。同項の内容を踏まえると、法律案提出者による「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法に当たるかどうかの判断というのは、あくまでも行為それ自体の客観的な態様やこれを取り巻く客観的な状況などを考慮して行うものでありまして、芸術活動や政治的デモの一環として行われたという場合であっても、行為の目的は構成要件、該当性を判断する際にこれは考慮されません」などとしてきた国会答弁や、表現の内容によって処罰対象を判断しない内容中立規制であるという国会答弁は矛盾していると考えるが、政府の見解を示されたい。また、政府は同項を踏まえて、本法をどのように運用していくのか、見解を示されたい。

十六　政治的意見の表明については、令和八年七月九日の参議院内閣委員会において、法律案提出者から、仮に本法第二条第一項の構成要件に該当したとしても刑法第三十五条の正当行為等の違法性阻却事由に該当する場合があり得る旨の答弁がされているところである。一般論として、「正当行為」とは具体的にどのようなものを指すのか、また、政治的意見の表明が「正当行為」に当たるのはどのような場合か、見解を示されたい。加えて、国旗損壊罪の適用除外の根拠が刑法第三十五条の正当行為であるとすることが法的な正当性を有するものであるかについて、政府の見解を示されたい。

十七　政治的意見の表明が違法性阻却事由に該当するか否かの判断基準について、令和八年七月九日の参議院内閣委員会において、法律案提出者から、社会通念上相当かどうか、つまり、社会一般に通用している常識や見解に照らして、個別具体的な事案ごとに行為の目的、態様、行

われた状況、一連の経過等を踏まえて判断される旨の答弁がなされている。違法性阻却事由の有無を判断するに当たり、社会通念上相当かどうかを基準とするならば、本法第二条第一項の罰則が適用されるかどうかは不明確となり、政治的表現を行おうとする者に不当な萎縮効果を及ぼすのではないかと考えられるが、政府の見解を示されたい。

十八　これまでの質問に述べたように、本法第二条第一項の罰則は構成要件が曖昧であり、日本国憲法第三十一条等が求める罪刑法定主義に反するのではないか、見解を示されたい。

十九　国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、国旗の損壊等の処罰に関する法律の運用において、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときには、国家賠償法の規定により、国又は地方公共団体が損害を賠償する責任があり、この公務員が故意又は重過失であったときは、国又は地方公共団体が公務員個人に対して求償権を有することになると思われるが、その理解でよいか、見解を示されたい。

二十　衆議院内閣委員会では、法律案提出者から「本法案の成立を契機に、国民が自国についての帰属意識、一体感等を抱くことによりまして、国民の気持ちの上での結合、統合の役割を果たすという国旗の意義がますます向上し、今後一層、国旗を大切にするという気持ちが醸成されていく、そして愛国心、国を愛する心も醸成されていくのではないか」との答弁があったが、政府は愛国心の醸成を目的として本法の周知、適用等をする考えはないという理解でよいか、見解を示されたい。

右質問する。

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員小西洋之君提出国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、国旗の損壊等の処罰に関する法律（令和八年法律第六十九号。以下「本法」という。）は、衆議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、政府としては、お答えする立場にないが、令和八年七月九日の参議院内閣委員会において、法案提出者が「本法律案につきましては、・・・国旗の損壊事例が生じていることに加えまして、ＳＮＳ等が加速度的に普及し、グローバル化が進展する中で、国内にとどまらず海外でも生じている国旗を損壊などする行為がリアルタイムあるいはそれに近い形で我が国の人々が知るところとなり、様々な形で影響を与えることは否定できないことから、このような事情を踏まえつつ、国旗を損壊などする事案の発生を将来に向かって抑止する必要があるということを立法事実の一つであると考えております。その上で、刑罰法規は一般的に法益が害されることを予防するために立法するものでありますから、実際の発生件数の多寡にかかわらず、将来発生する事案の予防のための必要性を踏まえた上で立法されているものでございます。」と答弁したものと承知している。

後段のお尋ねについては、「予防的立法事実」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、将来発生する事案を予防する必要性を踏まえた上で立法されたものとしては、例えば、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）やヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律（令和八年法律第七十号）があるものと承知している。

二について

議員立法に対するお尋ねの「評価」については、政府としてお答えする立場にない。

三から五までについて

お尋ねについては、一についてで述べたとおり、本法は、衆議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、本法を誠実に執行するのが政府に課せられた責務であることから、政府としては、お答えする立場にないが、令和八年七月十六日の参議院内閣委員会において、法案提出者が「本法案は、対象を有体物である国旗に限定した上で、あくまでも国旗の損壊等として外形に表れた行為態様に着目して構成要件を定め、その趣旨を明らかにするため、構成要件のうち、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法に該当するか否かを判断するに当たっては、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案する旨の規定を置くとともに、さらに、このような本法案の罰則規定が、個人の内心に立ち入って規制を加えたり、表現の内容に着目して規制を加えたりするものではなくて、必要かつ合理的な規制として憲法上許されることを前提としつつ、なお入念的に、本法案の適用に当たって、国民の思想及び良心の自由や表現の自由等を不当に侵害することのなきよう万全を期すために、三条において適用上の注意の規定を設けることとしたものであります。このように、本法案では表現の自由等の侵害につながらないように十分に配慮した上で、思想及び良心の自由や表現の自由といった憲法上の権利を不当に制約するものではなく、これらによる萎縮効果も生まないものと考えております。」と答弁したものと承知している。

六について

お尋ねについては、一についてで述べたとおり、本法は、衆議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、本法を誠実に執行するのが政府に課せられた責務であることから、政府としては、お答えする立場にないが、令和八年七月十六日の参議院内閣委員会において、法案提出者が「確かに、国旗の損壊等のような象徴的表現行為は、現代社会における効果的な表現手段となり得るものではございます。しかしながら、だからといって、常に個人が最も効果的であると思う表現手段を選択するという利益が、そのような表現手段が取られた場合に侵害される他の利益に優先されるわけではないということは、最高裁の判例等においても示されているところでございます。そして、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法で公然と国旗を損壊等する行為が何らかの政治的主張のための効果的な表現手段となり得る場合であっても、そのこと自体が国旗を大切に思う国民感情を保護する本法案の罰則を免責する十分な理由になるわけではないというふうに考えております。このことは、現行法におきましても、例えば、裸でデモ活動を行えば公然わいせつ罪、神社に政治

的主張を落書きすれば礼拝所不敬罪に問われること、またその可能性があるということと同様でございます。こうした考え方に基づきまして、本法案は、必要かつ合理的な規制として表現の自由を保障する憲法二十一条一項に違反するものではないというふうに考えております。」及び「本法案において、その第三条の適用上の注意の規定を設けた理由につきましては、本法案二条の規定が、個人の内心に立ち入って規制を加えたり表現の内容に着目して規制を加えたりするものではなくて、必要かつ合理的な規制として憲法上許されるものであることを前提としつつ、なお入念的に、本法の適用に当たって国民の思想及び良心の自由や表現の自由等を不当に侵害することのないよう万全を期すために置いた規定でございます。したがいまして、本法案が内容規制につながる、あるいは内容規制そのものであるという御指摘は当たらないものと考えております。」と答弁したものと承知している。

七について

お尋ねの「衆理事懇資料の内容」は承知している。

八から十までについて

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難であるが、捜査機関においては、御指摘の「衆理事懇資料」の内容を含む国会における審議の内容等も踏まえ、個別具体的な事案に応じて、法と証拠に基づき適切に対処していくものと考えている。

十一について

令和八年六月二十六日の衆議院内閣委員会において、法案提出者が「客観的な状況、一連の行為であるとか、また周囲の状況、それがどのような流れの中で行われたのか、どのような物体を用いて行われたのかといった態様、あるいはどのような場所で行われたのかといったシチュエーションなど、一連の行為、周囲の状況、そういう客観的な事情を総合的に勘案して行うということで、そのために二条二項を規定しているところであります。」と答弁したものと承知しているところ、お尋ねについては、本法第二条第二項の規定により、「行為の外形」、「周囲の状況」を含む「客観的な事情」を指すものと認識している。

十二及び十三について

お尋ねの「内容を踏まえる」及び「政府における本法の運用に係る解釈」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、警察庁においては、都道府県警察に対し、「国旗の損壊等の処罰に関する法律の公布について（通達）」（令和八年七月二十四日付け警察庁丙捜一発第七号・丙刑企発第二十五号警察庁刑事局長通達）において、本法の趣旨、要点等を示すとともに、「国旗の損壊等の処罰に関する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用等について（通達）」（令和八年七月二十四日付け警察庁丁捜一発第百三十三号等警察庁刑事局捜査第一課長等通達）において、お尋ねの「衆理事懇資料」を示した上で、「法の運用上の留意事項等」として、「組織的かつ緻密な擬律判断の徹底」、「逮捕に関する適正な判断の確保」及び「通報への適切な対応等」について指示している。

十四について

御指摘の「政治的表現や芸術表現における国旗損壊行為」の態様については様々なものが想定されるため、一概にお答えすることは困難であるが、令和八年七月九日の参議院内閣委員会において、法案提出者が「今回の法案は、政治的意見そのものを処罰対象とするものではございません。・・・この構成要件としては、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊、除去又は汚損する外形的、客観的な行為態様のみを構成要件としております。そういった意味で、政治的な抗議としてなされたかどうかということにつきましては、直接その構成要件該当性の判断の枠組みとは別の要素ということになってまいります。その上で、仮に構成要件に該当したとしても、刑法三十五条の正当行為など、この違法性阻却に該当する場合というのはあり得るということでございまして、そのときの判断基準としては、社会通念上相当かどうか、つまり、社会一般に通用している常識や見解に照らして、個別具体的な事案ごとに行為の目的、態様、行われた状況、一連の経過など、こうしたものを踏まえて判断されるものと理解しております。」及び「本法案におきましては、芸術表現であれ、ほかの何らかの活動であれ、あくまでもその行為自体が人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる方法によって公然と行われたのであれば構成要件該当性を満たす可能性がございます。そして、そのことを前提として、個別具体の事情に応じてその行為が社会通念上相当性を有すると判断されれば違法性が阻却されることがあり得るということになります。」と答弁したものと承知している。

十五について

前段のお尋ねについては、御指摘の「附帯決議」の内容と議員立法に関する法案提出者による「国会答弁」の内容との間の関係について、政府としてお答えする立場にない。

後段のお尋ねについては、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難であるが、捜査機関においては、国会における審議の内容等も踏まえ、個別具体的な事案に応じて、法と証拠に基づき適切に対処していくものと考えている。

十六について

前段及び中段のお尋ねについては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の正当行為とは、一般に、社会生活上正当なものとして許容される行為をいうとされており、どのような行為が正当行為に該当するかについては、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、「国旗損壊罪の適用除外の根拠が刑法第三十五条の正当行為であるとすることが法的な正当性を有するものであるか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、本法第二条第一項の罰則についても刑法第三十五条が適用され得るものと承知している。

十七について

お尋ねについては、一についてで述べたとおり、本法は、衆議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、政府としては、お答えする立場にないが、令和八年七月九日の参議院内閣委員会において、法案提出者が「仮に構成要件に該当した

としても、刑法三十五条の正当行為など、この違法性阻却に該当する場合というのはあり得るということでございまして、そのときの判断基準としては、社会通念上相当かどうか、つまり、社会一般に通用している常識や見解に照らして、個別具体的な事案ごとに行為の目的、態様、行われた状況、一連の経過など、こうしたものを踏まえて判断されるものと理解しております。今、そうしたことについての判断基準、より具体化できないかというお話ありました。なかなかこの違法性阻却について類型化するというのは難しいところでございますが、一つの判断要素としては、例えばその方法以外による方法で政治的な意見表明ができないような、社会的に、状況にあったかどうか、こういった要素というものは挙げられるというふうに我々としては考えております。」と答弁したものと承知している。

十八について

お尋ねについては、一についてで述べたとおり、本法は、衆議院議員により発議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、本法を誠実に執行するのが政府に課せられた責務であることから、政府としては、お答えする立場にないが、令和八年七月十六日の参議院内閣委員会において、法案提出者が「本法案二条一項の人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法と、その文言については、同条二項の規定が行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情に基づいて判断する旨を定めていることも併せて考えますと、その文、文言から、通常の判断能力を有する一般人の理解において、その行為の態様や周囲の状況などから具体的場合に当該行為がその適用を受けるものなのかどうかの判断を可能ならしめるような基準が十分に読み取れると考えられることから、刑罰法規として十分な明確性を備えており、憲法三十一条にも違反するものではないというふうに考えております。」と答弁したものと承知している。

十九について

お尋ねの「国旗の損壊等の処罰に関する法律の運用」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、また、国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）第一条第一項又は第二項の規定が適用されるか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体は、同条第一項に規定する賠償責任を負い、この場合において、当該公務員に故意又は重大な過失があったときは、当該国又は公共団体は、当該公務員に対して、同条第二項の規定に基づく求償権を有することとなる。

二十について

お尋ねの「愛国心の醸成を目的として本法の周知、適用等をする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、国会における審議の内容等も踏まえ、本法の適切な運用がなされるよう、本法の趣旨及び内容を周知徹底してまいりたい。

令和八年八月四日　参議院会議録追録　質問主意書及び答弁書

日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

小西　洋之

参議院議長　関口　昌一殿

日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書

一　憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めるところ、「日本国の象徴」及び「日本国民統合の象徴」並びに「日本国民の総意に基く」の趣旨について、政府の見解を具体的に示されたい。

二　憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めるところ、象徴天皇制の在り方は、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本原理の趣旨と整合することが求められるべきものであるかについて政府の見解を示されたい。

また、憲法の定める象徴天皇制が体現すべき価値とはどのようなものであると認識しているかについて、政府の見解を示されたい。

三　天皇陛下は令和八年六月の記者会見において「皇室の在り方や活動の基本は、国民の幸福を常に願い、国民と苦楽を共にすることだと考えており、こうした皇族数の確保の在り方についての議論においても、国民の皆さんの理解が得られるものとなることを望んでおります。」と仰られているところ、この御発言は内閣の助言と承認に基づくものなのかについて示されたい。

また、この御発言を政府としてどのように受け止められているかについて見解を示されたい。

四　高市内閣総理大臣は令和八年四月の自由民主党の党大会で党総裁として「百二十六代にわたって、男系で皇統が継承されてきたという世界でも比類がない歴史的事実こそが、天皇の権威と正統性の源だ」と発言した。政府として、百二十六代にわたって、あるいは、二千六百年以上にわたって男系で皇統が継承されてきたことを歴史的事実と認識しているかについて、政府の見解を示されたい。

五　自由民主党所属議員を始め、神武天皇が即位したとされる年を元年とする「皇紀」を用いた言説が散見されるが、政府としては「皇紀」を定義しているか。定義している場合はどのように定義しているかについて説明されたい。また、政府としては、歴史的事実として確認できる初代の天皇は誰であると認識しているのかについて説明されたい。

六　上皇陛下は御在位中の平成十三年の記者会見において「桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫であると、続日本紀に記されていることに、韓国とのゆかりを感じています。」と仰られているところであるが、あくまでも一般論として質問するが、政府として、桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫であるという事項は歴史的事実であると認識しているか、政府の歴史的な評価に係る見解を示されたい。

右質問する。

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員小西洋之君提出日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日本国の象徴」及び「日本国民統合の象徴」の「趣旨」については、昭和六十年三月十一日の参議院予算委員会において、茂串内閣法制局長官（当時）が「憲法第一条では「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるというふうに定められておることは御承知のとおりだと思いますが、ここで言うこの規定の趣旨はどういうところにあるかと申しますと、天皇の御存在を通じてそこに日本国の姿を見ることができる、また日本国民統合の姿を見ることができるという日本国民全体の信念をあらわしたものであると考えております。これはまた日本国の象徴としての地位にある天皇が、・・・その地位にふさわしい国民の尊敬を受けられるべき方であるという国民的確信をあらわしている、我々はこのように一条の趣旨を考えている次第でございます」と答弁したとおりである。

お尋ねの「日本国民の総意に基く」の趣旨」については、昭和五十四年四月十九日の衆議院内閣委員会において、真田内閣法制局長官（当時）が「天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくと書いてございます場合のその総意というのは、一億何千万の国民の一人一人の、具体的な国民一人一人の意思というような意味ではなくて、いわゆる総意、いわゆる総体としての国民の意思ということでございます」と答弁したとおり、いわゆる総体としての国民の意思が、象徴である天皇の地位の根拠となることを意味するものと解される。

二について

前段でお尋ねの「象徴天皇制の在り方は、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本原理の趣旨と整合することが求められるべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法の各規定については、調和が保たれた形で理解されるべきものであると考えている。

後段でお尋ねの「体現すべき価値」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「象徴天皇制」の意義については、平成二十六年二月二十六日の衆議院予算委員会第一分科会において、菅内閣官房長官（当時）が「憲法第一条が、天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である、このように定めておるのは、天皇の存在を通じて日本国と日本国民統合の姿を見ることができるという日本国民の総意というものをあらわしている、このように考えています」と答弁したとおりである。

三について

お尋ねの令和八年六月十一日の記者会見における天皇陛下の御発言については、天皇陛下が自らのお考えを述べられたものと受け止めており、政府としての見解を述べることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「歴史的事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「日本書紀」を始めとする史料に基づけば、紀元前六百六十年二月十一日に当たる日に即位した神武天皇より、百二十六代にわたって、皇位は例外なく男系で継承されてきたものと認識している。

五について

お尋ねの「皇紀」については、「神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候」とする明治五年太政官布告第三百四十二号があることは承知している。また、お尋ねの「歴史的事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「日本書紀」に基づけば、初代の天皇は神武天皇であると認識している。

六について

お尋ねの「歴史的事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「続日本紀」は桓武天皇の御生母である高野新笠の祖先について「出自百済武寧王之子純陀太子」と記述していると認識している。

皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

小西　洋之

参議院議長　関口　昌一殿

皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問主意書

一　政府は、皇位継承資格の在り方は象徴天皇制の根幹に関わる事項であると考えているか、政府の見解を示されたい。

二　政府は、養子皇族男子の子孫が皇位継承資格を有するべきか否かについては、憲法第一条が定める「日本国民の総意に基く」べき事項であると考えているか否かについて政府の見解を示すとともに、なぜそのように考えるのかについて具体的に説明されたい。

三　この度の皇室典範の改正によって、養子皇族男子の子孫が皇位継承資格を有することになっていることについて、政府は、「衆参正副議長による議論のとりまとめにおいては養子の子に係る記載がないことから、現行皇室典範の規定に基づいて判断することとなり、現行の皇室典範第一条及び第二条が適用され、皇位継承資格を有することになる」との旨を答弁しているが、皇位継承の在り方は天皇制の根幹に関わる事項であり、かつ、憲法第一条の日本国民の総意に基づくべき事項であることを考えると、①皇族の養子に係る制度は、政府の「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の報告書（令和三年十二月二十二日）において、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であるとの認識で、皇族数の確保のための方策の一つとして提起されていたものであり、かつ、②皇位継承の問題と切り離すという文脈において衆参正副議長のもとの全体会議で議論が行われてきたこと及びそれが故に衆参正副議長による議論のとりまとめにおいては「皇族数確保の具体的方策」としてのみ位置付けられ養子皇族男子の子孫の皇位継承資格の在り方についての記載はなされていなかったことを真摯に踏まえたならば、政府において、養子皇族男子の子孫について皇室典範第二条が適用されることがないようにするなど適用除外の規定を措置するべきであり、かつそうすることが可能であったと考えるが、当該適用除外の規定を措置しなかった理由について具体的に説明されたい。

四　皇室典範第三十八条第四項で養子皇族男子に第二条の適用除外の規定を設けているところ、これと同様の規定を措置することによって、養

子皇族男子の子孫が皇位継承資格を有しないようにすることが可能であったと考えるが、こうした養子皇族男子の子孫に皇位継承資格を認めない規定を設けなかった理由について、具体的に説明されたい。

五　皇族の養子に係る制度は、政府の有識者会議報告書において、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であるとの認識で、皇族数の確保のための方策の一つとして提起されていたものであり、かつ、皇位継承の問題と切り離すという文脈において衆参正副議長のもとの全体会議で議論が行われてきたこと及びそれが故に衆参正副議長による議論のとりまとめにおいては「皇族数確保の具体的方策」としてのみ位置付けられ養子皇族男子の子孫の皇位継承資格の在り方についての記載はなされていなかったことからすれば、この度の政府提出の皇室典範の改正案において「衆参正副議長による議論のとりまとめにおいては、養子の子に係る記載がないことから、現行皇室典範の規定に基づいて判断することとなり、現行の皇室典範第一条及び第二条が適用され、皇位継承資格を有することになる」という考えに基づいて養子皇族男子の子孫が皇位継承資格を持つことを認めたのは、とりまとめの趣旨に反し、かつ、憲法第一条が定める「日本国民の総意に基く」ものとはならないのではないか、政府の見解を示されたい。

六　皇族数の確保が目的であれば養子皇族男子の子孫が皇位継承資格を有する必要はないところ、この度の政府の皇室典範の改正案において養子皇族男子の子孫が皇位継承資格を有する制度としたのは、いわゆる女系による皇位継承や女性天皇を排除して男系男子のみによる天皇制を維持しようとする目的があったからではないか、政府の見解を示されたい。

七　一般論として、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定める日本国憲法第十四条第一項は、法律によって特定の門地に属する国民のみに特定の地位や権能を与えることを禁止していると解しているかについて、政府の見解を示されたい。

　また、仮に、日本国憲法において、法律によって特定の門地に属する国民のみに特定の地位や権能を与えることが許されることがあると考える場合は、どのような場合がそれに該当すると考えるか、政府の見解を示されたい。

八　皇族の養子に係る制度に関し、「皇統に属する方のうち、いずれの方を養子の対象者として皇族となることができるとするかにつきましては、憲法第一章の規定やこれまで養子を禁じてきた趣旨などを踏まえまして、適切に定めることが法律である皇室典範に委任されている事項であると考える」という参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会における内閣法制局長官の答弁について、具体的に憲法のどの条文により皇室典範に委任されているのか政府の見解を示されたい。

　また、仮に、政府において、当該委任の憲法上の根拠を憲法第二条とする場合は、第二条は「皇位は（略）国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定めるところ、皇位継承ではなく「皇族数確保」を目的とした皇室典範による制度を設けることについて、憲法第二条を根拠とすることは憲法第二条の趣旨の逸脱行為であり、したがって、一般国民の中で旧十一宮家の出自の者のみが養子になることができる制度は、憲法第十四条第一項が禁止する門地による差別に該当する憲法違反ではないのか、政府の見解を示されたい。

九　政府は、「皇統に属する方を、このような皇室制度を担っていただくために新たに皇族となることができるとすることは、直ちに憲法が禁止しているものとは解されない」としているが、皇位継承ではなく「皇族数確保」を目的とした養子制度を設けるに当たり、一般国民の中で旧十一宮家の出自の男系男子のみを養子の資格者とすることは、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定める憲法第十四条第一項において、性別と門地による差別になるのではないのか、また、憲法違反の問題は生じないのか、政府の見解を示されたい。

十　皇室典範等の一部を改正する法律附則第六条第一項の「それぞれの法律」が意味する法律が何であるかについて説明されたい。また、同条の「それぞれの法律の規定」には、皇室典範第一条、第二条及び第三十八条第六項は含まれるのかをそれぞれに示した上で、仮に、これらの条項が含まれないのであれば、養子皇族男子の子孫が皇位継承資格を有することについては皇室典範等の一部を改正する法律附則第六条が定める「検討」（同条第一項及び第二項）及び「措置」（同条第一項）並びに「見直し」（同条第二項）の対象外であるのかについて説明されたい。

　右質問する。

令和八年八月四日　参議院会議録追録　質問主意書及び答弁書

令和八年八月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員小西洋之君提出皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

　お尋ねの「象徴天皇制の根幹に関わる事項」の意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法第一条は、天皇の地位が国民の総意に基づくものと規定しており、皇位継承の在り方については、国家の基本に関わる事柄であると考えている。

三から六までについて

　令和八年七月十日の衆議院議院運営委員会において、木原内閣官房長官が「この法案は、立法府の総意である衆参正副議長による議論の取りまとめに沿って作成したものでございます」と、また、同月十五日の参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会において、同長官が「衆参正副議長によるとりまとめでは、・・・養子については皇位継承資格を持たないこととするとされております。一方で、その養子のお子様についての記述はありませんから、これは、現行の皇室典範の規定が適用されるということになります。養子の子は生まれながらの皇族でありますから、男子の場合は現行の皇室典範、これ第一条と第二条が適用され、皇位継承資格を有します。その上で、現時点における所要の規定整備としては、養子の子の皇位継承順序については、皇室典範第三十八条第

六項としまして、実方の系統によると解釈規定を置かせていただきました。これによって、養子縁組による親族関係ではなく、いわゆる旧十一宮家の皇族男子であった方々との血のつながりによる順位が決定されることとなります。なお、これは、例えば複数の方がいらっしゃる場合など、順序に紛れがあってはいけませんので、そういったことを生じないようにするという趣旨での解釈規定でございますので、何か新しく規定をしたというものではございません」と答弁しているとおりである。

七について

お尋ねの「法律によって特定の門地に属する国民のみに特定の地位や権能を与える」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法第十四条第一項の門地による差別の禁止とその例外については、令和五年十一月十五日の衆議院内閣委員会において、木村内閣法制局第一部長（当時）が「御指摘の憲法第十四条において法の下の平等について定めつつ、天皇の世襲制を第二条で定めております。また、第五条には摂政の制度がございますし、第八条等において皇室の存在を予定しております。したがって、憲法は、天皇、皇族につきまして、一般国民と異なる特殊な地位を認めていると解されます。かかる地位は、憲法第十四条に規定する門地による差別の例外であると考えられます」及び「憲法は、第十四条の例外として、皇族という特殊な地位を認めております。その範囲は、法律の定めるところにより委ねられているというふうに考えております」と答弁したとおりである。

八について

憲法第一条、第二条、第四条第二項、第五条及び第八条の規定を踏まえ、憲法に具体的な定めが置かれていない皇族の範囲については、法律に委ねられている事項であると解しているものである。

九について

令和八年七月十五日の参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会において、岩尾内閣法制局長官が「皇統に属する方を、このような皇室の制度を担っていただくために新たに皇族となることができるとすることは、直ちに憲法が禁止しているものとは解されないところでありまして、皇統に属する方のうち、いずれの方を養子の対象者として皇族となることができるとするかにつきましては、憲法第一章の規定やこれまで養子を禁じてきた趣旨などを踏まえまして、適切に定めることが法律である皇室典範に委任されている事項であると考えるものであります。その上で、今般の養子の対象者は、日本国憲法及び現行皇室典範の施行後も皇族の身分を有していた皇族男子の子孫である男系男子であることから、門地による差別を禁止した憲法第十四条の規定に反するものではないと考えているところでございます」と答弁しているとおりである。

十について

令和八年七月十五日の参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会において、木原内閣官房長官が「改正法の附則第六条第一項ですが、改正後の各法律の規定全般について必要があると認められれば随時見直しが行われるという趣旨の規定であると認識しております」と答弁しているとおりである。

審査報告書

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書（継続案件）
令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書（継続案件）
令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

右については、審査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

決算委員長　西田　昌司

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後、令和六年度決算外二件に関し、鋭意資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

調査報告書

内閣の重要政策及び警察等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

内閣委員長　北村　経夫

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

総務委員長　吉川　沙織

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

法務及び司法行政等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

法務委員長　伊藤　孝江

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後において、法務及び司法行政等に関する調査に関し、関係資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

外交、防衛等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

外交防衛委員長　里見　隆治

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後、外交、防衛等に関する当面の諸問題について資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

財政及び金融等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

財政金融委員長　宮本　周司

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後、財政及び金融等に関する各種調査資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

文教科学委員長　熊谷　裕人

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中において、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査に関し、資料を収集する等の調査を進めた。

閉会後においても、引き続き資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障及び労働問題等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、社会保障及び労働問題等に関する調査に関し、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

農林水産に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

農林水産委員長　藤木　眞也

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、本件に関し、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

経済産業委員長　浜口　誠

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

国土交通委員長　辻元　清美

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

環境及び公害問題に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

環境委員長　猪口　邦子

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

予算委員長　藤川　政人

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中において、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めた。

閉会後においては、予算の執行状況に関する実情調査のため、青森県に委員を派遣したほか、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

決算委員長　西田　昌司

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する件について、鋭意資料の収集を行う等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

行政監視委員長　芳賀　道也

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長　下野　六太

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関する特別委員長　横沢　高徳

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査に関し、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政治改革に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

政治改革に関する特別委員長　櫻井　充

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　福岡　資麿

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する諸問題について資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員長　古川　俊治

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査に関し、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長　松下　新平

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

消費者問題に関する特別委員長　松沢　成文

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長　舟山　康江

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際問題に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

国際問題に関する調査会長　鈴木　宗男

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本調査会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国民生活・経済に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

国民生活・経済に関する調査会長　野上浩太郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本調査会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、国民生活・経済に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年二月十七日

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長　木戸口英司

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本調査会は、第二百二十回国会開会中及び閉会後において、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家の基本政策に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和八年七月二十四日

国家基本政策委員長　浅田　均

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百二十一回国会開会中において、国家の基本政策に関する調査に関し、国家基本政策委員会合同審査会を開き、高市内閣総理大臣と討議を行った。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

令和八年六月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第二百十九回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第二百十九回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第二百十九回国会　　内閣受理件数　四一件　　処理案決定件数　四一件

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願（第二二四号） 同（第二八二号） 同（第三四四号） 同（第三四五号） 同（第三四六号） 同（第三四七号） 同（第三四八号） 同（第三四九号） 同（第三五〇号）	法務省	法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託に柔軟に応えられるよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。
筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願（第二四七号） 同（第二四八号） 同（第二四九号） 同（第二五〇号） 同（第二五一号） 同（第二五二号） 同（第二五三号） 同（第二五四号） 同（第二五五号） 同（第二五六号） 同（第二五七号） 同（第二五八号） 同（第二五九号） 同（第二六三号） 同（第二八四号） 同（第二八九号） 同（第三二四号） 同（第三三九号） 同（第三八〇号） 同（第三八一号） 同（第四〇二号） 同（第四〇三号） 同（第四一九号） 同（第四五二号） 同（第四五三号） 同（第四五四号） 同（第四七二号） 同（第四七三号） 同（第四八四号）	厚生労働省	一　令和五年度厚生労働行政推進調査事業費補助金による「新型コロナウイルス感染症による医学・医療・健康に与えた中長期的影響の調査研究―今後の保健・医療体制整備の観点から―」において、神経免疫の専門家の助言を受けて作成されたアンケートによる実態調査を実施し、新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下「ＭＥ／ＣＦＳ」という。）の関係性に関する研究が実施されている。この研究も含め、新型コロナウイルス感染症の罹（り）患後症状とＭＥ／ＣＦＳの関係性については、これまで複数の研究が行われていると承知しているが、現在においても研究結果が一致しない状態であり、どのように扱うかを含めて更なる検討が必要である。 二　ＭＥ／ＣＦＳについては、これまで、病態の解明や客観的診断基準の確立に向けた研究を実施してきたところであり、神経系又は免疫系の機能に異常が生じる疾患であることが疑われ、様々な画像診断やバイオマーカーの研究を進めているが、いまだ病態の解明や客観的診断基準の確立には至っていないと認識している。 令和七年度から令和九年度までの厚生労働科学研究では、神経免疫学的病態理解に基づくＭＥ／ＣＦＳの客観的診断法及び診断基準案作成に資するエビデンスの創出を目的とした研究を行っており、引き続き、必要な予算を確保しつつ、神経免疫学などの専門家の知見を踏まえながら、ＭＥ／ＣＦＳの病態解明や客観的診断基準の確立に向けた研究を支援してまいりたい。
介護支援専門員・相談支援専門員の処遇改善に関する請願（第四五五号）	厚生労働省	一及び二　介護分野における処遇改善については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和七年十一月二十一日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、「他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和八年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和七年度補正予算において、初めての対応として介護支援専門員を含め、介護分野の職員の賃上げ等に向けた支援を盛り込んだところである。 さらに、令和八年度介護報酬改定においても、介護職員のみならず、介護支援専門員を含む介護従事者を対象に月一万円相当の賃上げを実現する措置を実施することとし、この

措置を実施するため、令和八年度介護報酬改定から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護支援専門員を含む介護従事者に拡大するとともに、これまで処遇改善加算の対象外であった居宅介護支援及び介護予防支援について、新たに処遇改善加算を設けたところである。

まずは、今般の措置を通じて、介護支援専門員を含む介護分野の職員について、他職種と遜色のない処遇改善に向けて取り組んでいく。

三　障害福祉分野における処遇改善については、経済対策において、「介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和七年度補正予算において、初めての対応として相談支援専門員を含め、障害福祉分野の職員の賃上げ等に向けた支援を盛り込んだところである。

さらに、令和八年度障害福祉サービス等報酬改定においても、福祉・介護職員のみならず、相談支援専門員を含む障害福祉従事者を対象に月一万円相当の賃上げを実現する措置を実施することとし、この措置を実施するため、令和八年度障害福祉サービス等報酬改定から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから相談支援専門員を含む障害福祉従事者に拡大するとともに、これまで処遇改善加算の対象外であった計画相談支援等について、新たに処遇改善加算を設けたところである。

まずは、今般の措置を通じて、相談支援専門員を含む障害福祉分野の職員について、他職種と遜色のない処遇改善に向けて取り組んでいく。

難聴者が社会生活で困らない環境の整備を始め全ての難聴者を対象とした支援制度に関する請願（第四九九号）

厚生労働省

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）への支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害福祉サービスの提供、補装具費の支給等により行っており、また、身体障害者でない難聴者への支援については、難聴の早期発見・早期介入のための地方公共団体や事業者向けの手引等の作成や普及啓発などに取り組んでいるところである。

二　難聴は、様々な原因で起こる幅広い世代に関係するものであり、早期発見・早期介入が重要であることから、難聴に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページに特設ページを設け、リーフレット、ガイドライン、手引等の関係府省庁における取組の情報に加え、関係学会や関係団体等の関連情報を集約している。また、テレビ、ラジオ、ＳＮＳ等を活用するほか、関係学会や関係団体、地方公共団体と協力しながら、普及啓発に取り組んでいるところである。

三　難聴に関する施策の推進に当たっては、関係学会の取組への後援のほか、二において述べたとおり、必要に応じ、関係学会や関係団体等と連携・協力しているところである。

四　障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）の趣旨等を踏まえ、障害者総合支援法第七十七条第一項第六号及び第七号並びに第七十八条第一項の規定に基づき、各地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する意思疎通支援事業等の取組に対する補助等を行っているほか、聴覚障害者等による電話の

利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）に基づき、公共インフラとして電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するとともに、同サービスとして難聴者等向けに提供されている文字表示電話サービスの周知、啓発等にも取り組んでいるところである。